

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額	計画額		
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	保健衛生総務事務費	健康増進課	会計年度任用職員(保健師2名、事務補助2名)、普通旅費、事務用消耗品、補助金、助成交付金、各種団体負担金等の保健事業を実施するための共通経費と健康づくり推進協議会及び保健センター運営に要する費用で、健康事業全般に亘り事業を円滑に実施するための事務費である。	会計年度任用職員(保健師2名、事務補助2名)計4名の賃金が主なもので保健師は、母子健康・母子支援事業を実施している。事務補助は、健診の予約、問診票等の発送事務、検診や個別予防接種等のデータ入力や乳幼児健診の通知発送などの事務を実施している。また、健康づくり推進協議会の運営、骨髄移植ドナー助成事業補助金、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成交付金、熱中症指数計購入費助成金交付事業、(新規)熱中症指数計購入費助成金交付事業を実施。	適正な人員の配置、健康づくり推進協議会運営、保健センターの適正管理、骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付、がん患者ウィッグ等購入費助成交付、熱中症指数計購入費助成金交付事業	11,283	11,094	11,094	
2	健康しもつけ21プラン策定事業	健康増進課	平成29年度に策定した「健康しもつけ21プラン」(第3次下野市健康増進計画)の計画期間が令和4年度までとなっており、次期計画を策定するための実態調査を実施する。	市民の健康や生活習慣等の状況について実態調査を実施する ○調査目的:市民の生活習慣や健康課題を把握する ○調査対象者:20歳代～60歳代までの男女2,000名(無作為抽出) ○調査方法:郵送による配布・郵送または市ホームページで回収 幼児の健康実態調査 ○調査対象者:年長児 ○調査方法:調査票を各園に配布し、各園より対象者に配布。園でとりまとめ、健康増進課へ提出 実態調査の結果で第3次計画の評価を行い、令和4年度に次期第4次計画を策定する。	第3次計画の評価・推進、児童の生活習慣に関する調査の実施、実態調査の分析結果等を踏まえ、策定委員会を設置して第4次計画を策定。	1,368	0	0	
3	母子保健事業	健康増進課	妊娠初期から小学校入学までの一貫した母子健康管理等の記載ができる母子健康手帳を母子保健法に基づき交付する。母子健康手帳交付と同時に妊産婦健康診査受診券を発行し、妊娠期から出産後の母子の健康管理を行うとともに経済的負担の軽減を図る。また、産後2週間及び産後1か月健康診査においては、産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図り産後の初期段階における母子に対する支援を強化している。	妊婦健康診査(1名14回分)、産婦健康診査(1名2回分)新生児聴覚検査(1回分)を、委託可能な医療機関に委託し実施する。委託外医療機関分については、扶助費で助成する。産婦健康診査においては、産後2週間及び産後1か月時に実施し、身体的な項目の他、産後うつ自己評価票の記載を行い、産後うつ等のリスクのある産婦に対し支援の検討をする。また、新生児聴覚検査は、疾病の早期発見・早期治療・早期療育を目的に医療機関に委託し実施する。	・母子健康手帳付・妊産婦健康診査 ・多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 ・新生児聴覚検査	47,032	47,307	47,307	
4	妊娠サポート事業	健康増進課	治療効果が高いが、治療費に医療保険が適用されないため高額となる不妊治療や不育症治療に対して治療費の一部を助成し、治療中の夫婦の経済的な負担を軽減することで、安心して妊娠、出産できる環境の整備や積極的な少子化対策の推進を図る。妊娠、出産を望む夫婦で風しん抗体値が低値の方に、風しん予防接種費の一部助成し、先天性風しん症候群の予防を図る。	人工授精は、1年度1回通算2年度まで上限5万円/回を助成。特定不妊治療は、新鮮胚移植は上限10万円/回、凍結胚移植は上限5万円/回を年齢により設定された回数で助成。男性不妊治療は、特定不妊治療の一環として実施した場合に上限10万円/回を助成。不育症治療費助成は、年度上限30万円を1年度1回、通算回数制限なしで助成。風しん、MR予防接種費は、風しんワクチンは3,000円、MRワクチンは5,000円を上限に1回のみの助成。	人工授精・特定不妊治療・男性不妊治療・不育症の治療費助成、風しん・MR予防接種費助成	9,085	9,085	9,085	
5	母子支援事業	健康増進課	妊娠、出産、育児についての知識や技術の習得の場の提供。妊婦のフォローを行い、産後は育児の相談や継続支援が必要になった親子や、精神面で経過観察が必要な親子に対し、安心して関わり方を学ぶ場の提供を行う。発達確認が必要な子どもの経過観察と、小集団での関わりを通して事後指導を行う。遊び方や関わり方を学んでもらい、より良い親子関係を育めるようにする。	両親学級、母乳育児相談、親子教室(『かんがるひろば』は育児不安、育児手技が未熟などの親子に育児相談と手遊び等を実施。『のびのび教室』は1歳6か月児健診後から2歳まで、『たけのこ教室』は2歳から3歳児健診まで、『さくらんぼ教室』では3歳児健診後から就学前までの支援が必要な親子を対象に親子遊び等を実施し経過観察を行う)、子育て巡回相談を実施している。	両親学級、親子教室 子育て巡回相談 母乳・育児相談	583	583	583	
6	乳幼児健康診査事業	健康増進課	①子どもの発育・発達課題を早期発見し保健指導を行い支援する。②虐待予防の観点から保護者の育児を支援する。③子どもの子育て環境の確認や保育者の養育力を高める支援をする。④5歳児健康相談は、集団生活における発達課題や特性のある児を早期に発見し、就学に向けて円滑な支援を行う。	乳幼児健康診査では、問診・計測・内科歯科検診、各種指導、個別相談等を実施している。乳幼児二次健康診査では医師・臨床心理士・言語療法士・作業療法士・保健師による総合的な相談を実施。5歳児健康相談では、幼稚園・保育園及び保護者のアンケートをもとに専門スタッフが巡回観察を行い、必要時個別相談等へつなげている。	乳幼児健康診査、5歳児健康相談、乳幼児発達二次健康診査 個別相談	9,007	8,210	8,210	
7	思春期保健事業	健康増進課	小学校高学年と中学生及びその保護者に対し、命の大切さや性教育指導を実施し、性感染症の予防や若年の無計画な妊娠等を予防するとともに、健康教育を実施し、子どもたちの心身の発達支援と青少年の健全育成を目指す。	命の大切さ、性教育等を実施し、自己肯定感や自己決定力を高められるような支援をするため、市内小学校、中学校、特別支援学校に対して思春期講座(出前授業)の実施や対象児童等に合わせた情報提供を行う。 また、思春期講座との関連から、総合的な学習や生活科等の授業を行う場合に、胎児モデル等の貸出を行い、学習内容の充実を図る。	市内小中学校、特別支援学校を対象に思春期講座や思春期保健に関する情報提供を実施。	152	129	137	
8	心理発達相談事業	健康増進課	子育て環境の変化、家族機能の低下、児童虐待ケースや発達障がい児の増加などにより、子育てに不安を訴える保護者や精神面の不安定さから子育てのしにくさを抱える保護者等の増加が見られる。このことから、丁寧な育児支援と精神的な支援が必要であるため、乳幼児期から就園、就学と継続的に専門的な支援や個別支援が実施可能となるよう、臨床心理士を常勤体制で確保し連携した相談支援体制を整備する。	乳幼児健診(年48回)・親子教室(年48回)・子育て巡回相談(年18回)においては、集団場面での親子を観察し、子どもの発達や母親等が訴える不安に対し個別の支援を行う。5歳児健康相談(14施設)では集団場面での行動を観察し、保育士と支援方法の検討を行い、必要時保護者の個別相談に対応する。乳幼児発達二次健診(6回)は、児の発達評価と保護者の相談に対応し、児への関わり方についてもアドバイスを行う。その他、要支援妊婦や特定妊婦の支援方針を決定するこんには赤ちゃん会議(年12回)や受理会議、保健師との訪問等も行う。	心理相談事業を実施する。	4,959	4,959	4,959	
9	AED整備事業	健康増進課	突然心停止の際には、直ちに心肺蘇生と除細動電気ショックを行うことが極めて重要であるため、市内公共施設、24時間の緊急時に対応できる市内コンビニエンスストア、市有バス及びデマンドバスにAED(自動体外式除細動器)を設置し、耐用年数に応じた適切な管理を継続的に実施する。	AED設置後において本体の耐用年数5年、バッテリー3年、パッド2年を経過したものについてAEDの定期交換を実施する。 また、AED設置後の講習会を受ける機会を増やすため、設置委託事業者や石橋地区消防本部と連携したPR方法などを検討していく。	交換台数24台 消耗品管理 パッド78台分 バッテリー19台分	7,646	11,901	16,835	
10	健康増進事業	健康増進課	市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康づくりを実践できる地域づくりを進めていく必要があり、健康づくりに関する正しい情報の普及啓発や地域の健康づくりのリーダーとなる健康推進員の活動を推進していく。 市民の健康づくり習慣の定着を促進するため、健康マイレージ事業を推進、各種健康づくり教室を実施する。	健康しもつけ21プランの推進を行う。また健康増進法第9条「健康診査の実施に関する指針」に基づく事業である①健康相談・健康教育②歯周患検診③骨密度検査④肝炎ウイルス検診⑤8020運動表彰の実施をしている。 ※①～④については、健康増進事業補助対象である。	健康しもつけ21プラン推進、がん検診以外の各種検診の実施 健康マイレージ、健康推進員活動の支援	5,081	5,081	5,081	
11	がん対策事業	健康増進課	がんの早期発見、早期治療を目的とし、各種がん検診を実施する。また、がん検診推進事業(クーポン券、検診手帳配布等)に伴う、子宮頸がん・乳がん検診を実施する。 補助金名がん検診推進事業費補助金 補助率1/2 補助対象事業子宮頸がん・乳がん検診費用(対象年齢該当者のみ) ※子宮頸がん検診は、平成24年度よりHPV検査を実施。異常なしの方は、次回3年後となる。	健康増進法・がん対策基本法に基づき、がんの罹患率や死亡率の減少を目標に各種がん検診を実施。胃がん(40歳以上)集団、胃ハリス検査(40～75歳までの5歳刻み)集団及び個別、胃内視鏡(胃がん検診を受診できない一部の方)個別、肺(40歳以上)集団及び個別、大腸(40歳以上)集団及び個別、前立腺(50歳以上)集団及び個別、子宮頸(20歳以上)集団及び個別、乳・マングラフィ・超音波(40歳以上)集団(クーポン該当者のみ個別も可)、乳・超音波(35～39歳)集団の検診を実施。	集団及び個別による各種がん検診の実施	145,567	132,831	132,831	
12	青年期生活習慣病予防事業	健康増進課	若年層から健康づくりへの意識を高め、生活習慣病を予防する。	若年層を対象にヤング健診(青年期生活習慣病健診)と生活習慣病予防に関する情報提供を行う。 乳幼児・児童やその保護者を対象に各関係機関と連携を図り食育講座を実施し、バランスの取れた食事の指導、嗜好品の摂取について助言し、食生活改善の機会とする。	ヤング健診850人受診見込、健診受診者への生活習慣予防に関する情報提供、健診未受診者への受診勧奨、各機関での食育教室への協力	3,745	3,745	3,745	
13	予防接種事業	健康増進課	予防接種法に定められた法定(定期)接種や予防接種法に定めのない任意予防接種を実施することで、感染の恐れがある疾病のまん延を防止し、疾病の発病や重症化の予防を図る。また、接種率の向上により発病時に係る医療費の削減を図る。 需要の高い乳幼児の任意予防接種費の一部を助成することで、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。 予防接種における健康被害が生じた際に医療費等を助成することで被害者の負担軽減を図る。	予防接種法に定めのある法定接種の接種を勧奨するとともに、医療機関への委託により実施する。また、需要の高い任意予防接種の費用を市独自に助成する。その他、市の予防接種の基本方針を検討する予防接種委員会の開催や、予防接種における健康被害の救済を行う。	定期接種の実施、任意予防接種の助成	207,206	182,176	182,176	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和3年度	計画額	
	計画事業名称						令和4年度	令和5年度
14	歯の衛生事業	健康増進課	幼児の永久歯の虫歯予防対策として、フッ素塗布、歯科相談を実施し口腔衛生思想の普及と永久歯虫歯予防対策を図る。 1歳6か月児健診から3歳児健診にかけて虫歯罹患率が11.4倍と高くなっている。この期間の虫歯予防対策として2歳児歯科検診を実施する(第3次健康しもつけ21プランに位置付けられた事業)。 歯と口腔の健康づくりの普及啓発を目的とした、3歳児よい歯のコンクール(県主催)の一次審査を実施する。 口腔がん予防に向けた普及啓発のために口腔がん検診を実施する。	フッ素塗布事業は、6月には小山歯科医師会共催で年1回行い、その後10月に市単独事業として年1回実施する。フッ素塗布事業では、集団のブラッシング指導、フッ素の歯面塗布を行う。希望者には歯科相談を実施する。第3次健康しもつけ21プランに基づき、市内歯科医院にて2歳児歯科検診を実施する。県主催の親と子、3歳児よい歯のコンクールの一次審査として歯科検診を実施する。 小山歯科医師会共催で口腔がん検診を年に1回実施。	フッ素塗布事業、三歳児・親と子よい歯のコンクール一次審査、2歳児歯科検診、口腔がん検診	2,719	2,704	2,633
15	新型コロナウイルス対策事業	健康増進課	新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザの発生及び世界的な大流行(パンデミック)に対応するため、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための対策を未然に講じる必要がある。	「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、感染対策の実施に必要な防護服・医薬品等の物資を計画的に備蓄する。 また、必要に応じて防護服着脱などの対策訓練を実施する。	防護服キット550セット、N95マスク1,000個、サージカルマスク20,000枚、消毒液150本【新型インフルエンザ等ガイドラインによる備蓄計画】	7,172	6,623	6,623
16	心の健康づくり自殺対策事業	健康増進課	自殺者数は減少傾向にあるものの、令和2年度中の全国の自殺者数は21,081人、栃木県では349人、下野市では5人の尊い命が絶たれている。また、10代から30代の死因の第1位は自殺である。そのため、自殺総合対策大綱に基づき平成30年度に策定した「いのちを支える下野市自殺対策計画」の基本施策、こころの健康づくり及び自殺予防対策に向けた取組みを全庁的に実施する。 地域自殺対策強化交付金対象事業	うつや関連する症状及び心の悩みを抱えた方を支援するため、専門医(精神科医)による「こころの健康相談」を年6回(1回2人まで)実施。市内中学2年生を対象とした自殺対策講演会の開催。自殺予防街頭キャンペーン(県と共催)や広報等により、自殺予防の啓発を毎年実施。庁外の関係機関ならびに民間団体等と緊密なネットワークづくりを行うために、年1回下野市地域自殺対策ネットワーク協議会の開催。下野市自殺対策計画に基づき自殺対策を支える人材の育成として、ゲートキーパー養成講座を毎年実施する。	・こころの健康相談 ・自殺対策講演会 ・街頭キャンペーン ・ゲートキーパー養成講座 ・地域自殺対策ネットワーク協議会 ・こころつながりシートの導入 ・自殺対策計画推進	371	371	371
17	子育て世代包括支援センター事業	健康増進課	妊娠から子育て期にわたるまでの様々な母子保健に関するニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備する。 保健師や助産師等の専門職が妊産婦や乳幼児等に対して、必要な支援の調整、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供する。	保健師・助産師等の専門職が母子保健コーディネーターとなり、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関と連携を図りきめ細かい支援を実施する。	・要支援者の把握 ・支援プラン作成 ・相談体制の構築 ・関係機関との連携 ・妊娠届時の面接	2,830	2,834	2,834
18	産後ケア事業	健康増進課	分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所等において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。	助産師等の専門家が、病院、診療所、助産所等にて、褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児に対し、乳房ケア、心身のケアや休養、育児に関する指導等、きめ細かい支援を宿泊型、デイサービス型、訪問型を委託し実施する。	・産後ケア事業 (デイケア、宿泊型、訪問型)	1,032	1,030	1,030
19	地域医療体制整備事業	健康増進課	小山地区医療圏(小山市、下野市、野木町、上三川町)の休日・夜間における一次及び二次救急医療を確保し、地域住民がいつでも安心して適切な救急医療が受けられるようにする。	小山地区医療圏(小山市、下野市、野木町、上三川町)の休日・夜間における救急医療を確保するため、在宅当番医制度や二次救急医療機関による輪番制を小山地区医師会内で実施するための負担金。	在宅当番医制運営事業、病院群輪番制病院運営事業、小児救急医療支援事業、病院群輪番制病院設備整備事業負担金	8,634	10,250	8,650
20	ふれあい館管理事業	社会福祉課	温水プールの機能を活かした健康づくりを推進するため、水泳教室をはじめとする各種スポーツ事業を実施するとともに、温浴施設においては、リラクゼーション効果を得た人と人との交流を図ることによる、福祉と健康が同時に推進できる安らぎのある魅力的な施設づくりのための管理運営事業を目的とする。	指定管理者の民間の自由な発想と経営のノウハウを十分活かした管理運営を実施する。 利用者の利便性向上のための設備等の修繕を実施する。 温水プール施設とトレーニング機器、温浴施設等を利用した自主事業を実施するとともに、隣接する三王山ふれあい公園及び道の駅しもつけと連携し相乗効果を図る。	指定管理者 柳道の駅しもつけ	67,547	67,337	67,117
21	ふれあい館改修事業	社会福祉課	ふれあい館と三王山ふれあい公園・道の駅しもつけをゾーン化して、レクリエーションや健康増進など複合的に利用できる施設に整備・改修する。 平成27年度に実施したふれあい館診断調査の結果を基に、計画的に改修工事を進めていく。	平成27年度に実施したふれあい館診断調査の結果を踏まえ、今後の改修方針に沿った機械設備等の改修工事を実施し、広く市民に親しみ易く充実した施設を目指す。	・給排水管修繕工事 ・給湯設備工事	0	6,963	48,268
22	きらら館管理事業	社会福祉課	きらら館は「健康維持・メイトレニング施設」として充実を図るため、平成29年度より指定管理者制度を導入し、経営改善に努め、さらなるサービスの向上と経費削減を図っていく。	指定管理者制度を導入し、きらら館の運営管理を行う。 ・きらら館管理業務 ・トレーニング事業運営業務 厚生労働省が認定する健康増進施設及び指定運動療法施設としての活用を図る。	指定管理者制度導入 トレーニング事業	67,824	60,500	60,500
23	きらら館改修事業	社会福祉課	利用者の安全と利便性の向上及び災害時の避難所として安全安心を確保するため、計画的に改修・修繕工事を実施する。	LED照明に更新工事を実施する。令和4年度実施設計、令和5年度工事。	照明更新実施設計	0	2,118	630
24	ゆうゆう館管理事業	社会福祉課	ゆうゆう館は、温浴施設を始め、レストラン、保健センター、デイサービスセンター、子育て支援センター、高齢者生きがい作業所等の施設があり、市民の健康増進、地域住民の憩いの場、ふれあいの場として多くの方々が利用している。これらの施設を円滑に運営するために、指定管理者制度を導入し、施設の運営形態の見直しを図りながら経営改善に努め、サービスの向上と経費の削減を図っていく。	平成30年度から指定管理者制度を導入した。指定管理者である下野市社会福祉協議会と連携を図りながら、ゆうゆう館の施設維持及び管理運営を行う。 ・ゆうゆう館管理事業	指定管理者 (福)下野市社会福祉協議会 温浴施設運営	54,815	51,037	50,537
25	ゆうゆう館改修事業	社会福祉課	ゆうゆう館は建築後15年を経過し、機械設備等の劣化が進行している。平成28年度に実施したゆうゆう館建物診断調査の結果を踏まえ、計画的な修繕工事を行う。また、災害時の避難所としての施設整備を図る。	平成28年度に実施したゆうゆう館建物診断調査の結果を踏まえ、今後の修繕計画に沿った改修工事を実施し、広く市民に親しみやすく今後も永く利用してもらえるよう充実した施設を目指す。	・照明更新設計 ・自火報、非常放送、誘導灯更新設計 ・受変電設備設計	352	9,057	107,464
26	子ども医療費助成事業	社会福祉課	満18歳までの児童を扶養しているものに対し、医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を支援するとともに福祉の増進を図る。	満18歳到達後最初の3月31日までににかかった医療費の保険診療の自己負担分を助成する。所得制限なし。 0歳～満18歳:県内医療機関受診では現物給付、県外受診では償還払い 子ども医療対策費補助金	臨時職員数 3人 ・計算入力 ・窓口受付 報酬 3,710千円 職員手当 789千円 旅費 359千円	4,858	4,858	4,858
27	子ども医療費助成事業	社会福祉課	満18歳になる児童を扶養しているものに対し、その医療費の一部を助成することにより、児童の健全な育成を支援するとともに福祉の増進を図る。	満18歳を迎えた最初の3月31日までの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。所得制限なし。 0歳～満18歳:県内医療機関受診では現物給付、県外受診では償還払い 子ども医療対策費補助金	登録員込 10,720人 助成件数 135,000件 需用費 102千円 役員費 59千円 委託料 11,184千円 扶助費 249,612千円	260,946	260,957	260,957

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
28	妊産婦医療費助成事業	社会福祉課	妊産婦に対し医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受診を促進し、母子の健康保持及び福祉の増進を図る。	妊産婦が医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。償還払い。所得制限なし。妊産婦医療対策費補助金：扶助費 補助率1/2 補助対象外：自己負担額(1レセプト上限500円)	登録見込 750人 助成件数 3,000件 扶助費 12,600千円 印刷製本費 25千円	12,625	12,600	12,600	
29	養育医療費給付事業	社会福祉課	出生時の体重が2,000グラム以下、或いは生活能力が薄弱なため入院を必要とする乳児に対し、その養育に必要な医療費に要する費用の給付を行い、家族が安心して療養、看護できるように支援し、乳児の健康保険及び健全育成を図る。	医師が入院養育を必要と認めた乳児の給付申請を受けて給付承認を行い、その医療費等について、審査支払機関からの請求に基づき診療報酬等を支払う。所得制限なし。(平成25年度より県からの権限移譲により実施) 国庫負担金：扶助費公費負担分 補助率1/2 県負担金：扶助費公費負担分補助率1/4	認定者数 18人 件数 41件 報酬 360千円 委託料 10千円 扶助費 4,848千円	3,870	5,218	5,218	
30	子ども・子育て支援事業	こども福祉課	見直し内容：子ども・子育て会議を必要最低限度の開催回数となるよう進める。子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理等について、子ども・子育て会議の意見を聴く。	市子ども・子育て会議の開催 市子ども・子育て支援事業計画の見直し及び進捗管理には、市子ども・子育て会議の意見を聴く必要がある。	子ども・子育て会議 367千円	236	182	182	
31	病児・病後児保育事業	こども福祉課	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。	【病後児対応型】幼稚園、保育園等に通所中の児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童を保護者に代わって預かりをする。(4施設)【体調不良児対応型】保育中に 体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応として預かりをする。(6施設)【病児対応型】児童の病気が回復期に至らない場合において、当面の症状の急変が認められない場合に預かりをする。(3施設)補助事業該当(子ども子育て支援交付金)国1/3、県1/3、市1/3	事業委託料 70,216千円 病後児4施設 体調不良児7施設 病児3施設	70,216	70,216	70,216	
32	生後4ヶ月までの全戸訪問事業	こども福祉課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する不安や悩みを聞き、情報提供や助言を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し助言を行う。また、周囲からの支援が見込めない家庭に対しては、地域社会とのつながりを持つ機会を提供することで乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な育児環境の確保を図る。以上、リスクの高い状況を早期発見し、適切な支援につなげることで、児童虐待の未然防止を目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国：1/3、県1/3)】 ・家庭訪問を専門的知見を有する助産師会に委託 ・訪問対象家庭数 R2年度：412件 ・こんには赤ちゃん訪問会議を月1回開催し、支援方針を協議(健康増進課母子保健グループと連携)	日本助産師会栃木県支部に委託。訪問結果により要支援家庭は健康増進課と協議し適切なサービスにつなげる	3,033	3,325	3,485	
33	育児ママ・パパリフレッシュ事業	こども福祉課	乳幼児を抱える保護者が、初期の段階で育児へのストレスを軽減できるように乳幼児の預りを実施し、育児支援を図るとともに児童虐待のリスクを軽減させる。また、次への出産が考えられる環境づくりに寄与する。	保育園等に入室していない生後3か月から3歳未満の乳児をもつ保護者に対し市内11施設で利用可能な一時預かりの利用券を交付する。	保育園等に入室していない生後3か月から3歳未満の乳児の保護者に、36時間分の一時預かり保育利用券を交付	2,712	2,712	2,712	
34	養育支援訪問事業	こども福祉課	特定妊婦や生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)で把握した要支援家庭、及び虐待通告により定期的な支援や見守りが必要な家庭等、支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・助産師・看護師・ヘルパー等による必要な援助を行い、適切な養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を図ることにより、児童虐待を未然に防止することを目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国：1/3、県1/3)】 ・要支援家庭に対する、助産師等専門職による育児指導及び助言 ・養育状態により支援が必要な家庭に対する、ヘルパー等による家事援助 ・養育支援(育児指導) R元年度：336回、R2年度：265回	児童虐待防止、育児不安がある等養育支援を要する家庭にヘルパー(委託)や保健師等が訪問し養育力を向上させる。	1,560	1,478	1,496	
35	子育て短期支援事業	こども福祉課	保護者の入院や育児疲れ、家庭環境上の理由等により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設に児童を宿泊させ、一時的に養育することにより、日中のみの保育サービスでは対応できない支援を行い、児童福祉の向上、及び児童虐待の未然防止を目的とする。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国：1/3、県：1/3)】 ・事前に児童養護施設、乳児院と事業委託契約を締結(単価契約) ・利用希望があった場合は、審査を行い養育が困難と認められる場合に利用を承諾 ・短期入所生活援助(ショートステイ)利用(原則7日以内) R1年度 乳児：1名×7日間、児童：2名×2日間、2名×3日間 R2年度 乳児：1名×7日間、児童：(利用実績なし)	委託単価10,700円 利用想定件数7件 委託先5か所	565	565	565	
36	教育・保育施設等利用者支援事業	こども福祉課	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき多様な施設又は事業者から良質かつ、適切な教育及び保育等の子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行うことを目的とする。	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	需用費 441千円 研修費負担金80千円	521	521	521	
37	子育て世帯外出支援事業	こども福祉課	子育て世帯に対して、デマンド交通利用券を交付することにより、子育て世帯の外出支援を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。	未就学児を持つ保護者を対象にしている。	未就学児を養育している世帯にデマンド交通利用券を交付する。1年度あたり1世帯10枚交付。	43	43	43	
38	民間育児サービス対策事業	こども福祉課	民間育児サービス(認可外保育施設)を利用する保育の必要性が認められる乳幼児に対して一定の保育基準を確保するために施設に助成する。	認可外保育施設で、保育の一定水準にある施設は民間育児サービス補助対象施設として、県の補助事業の対象となる。施設に通園する児童のうち、本市に住所があり、保育の必要性が認められる児童が対象。	508,800円 0歳児 2人×12月×21,200円	255	255	255	
39	ファミリー・サポート・センター事業	こども福祉課	地域の子育て機能を引き出し、保育園や学童保育では支援できない部分を当センターで支援することにより就労しやすい環境を作り、仕事と育児の両立を推進する。	援助活動数が増えるため提供会員を増やしていく。	援助を受けたい人と援助を行いたい人とが相互に援助し合う活動を支援する。	4,371	4,365	4,365	
40	認定こども園整備事業	こども福祉課	幼児教育及び保育を提供する保育園・認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることのできる体制の整備を目的とするが、特に保育ニーズが多様化している低年齢児の需要に応えるための保育所機能部分を整備する。	保育園や認定こども園の老朽化に伴う建替工事や、定員増員のための増改築工事に対して国庫補助等を利用して施設整備を行う。保育所等整備交付金等の国の補助事業を活用し建設を行い、待機児童の発生しやすい3号認定(0歳児から2歳児)の児童の受け皿を確保する。	現在のところ予定なし	248,347	0	0	
41	児童手当事業	こども福祉課	児童を養育する方の家計の負担を軽減し、生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的としている。	児童手当法により国・県の助成を受け手当を支給する。	児童手当法により国・県の助成を受け手当を支給する	897,834	897,834	897,834	
42	児童扶養手当事業	こども福祉課	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進することを目的としている。	児童扶養手当は、支給要件にある児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護している母、監護かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって養育している者に対して支給する。	支給対象者 360人	183,329	185,328	185,328	
43	遺児手当事業	こども福祉課	両親もしくは父又は母のいずれかを亡くした児童を養育する者の家計の負担を軽減し、児童の健全な育成を図る。	両親もしくは父又は母のいずれかを亡くした15歳到達後最初の3月31日までにある児童を監護している者に対して手当を支給。市民税所得割非課税世帯が対象で毎年6月に市民税所得割非課税世帯かどうか確認し、その結果で6月以降の手当支給の有無を決定。	支給対象者 24人	900	900	900	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
44	母子父子寡婦福祉事業	こども福祉課	年々増加複雑化しているDV被害対策、ひとり親家庭を中心とする貧困家庭対策、養育困難家庭対策を複合的に進めることが求められている。専門的な知識をもった母子・父子自立支援員兼婦人相談員を配置し、総合的に対応・支援することにより、支援を要する方及び児童の権利擁護を目的とする。	【児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金対象事業(補助率:1/2)】 【栃木県市町村総合交付金(母子寡婦福祉資金貸付事務)】※前々年度の実績が対象 ・母子・父子自立支援員兼婦人相談員(会計年度任用職員)を2名配置 ・DV被害相談、就労、養育費の取得、母子父子寡婦福祉資金の貸付などの相談支援対応を担う。	相談員を中心に経済困難している一人親家庭やDV等相談に応じ、関係機関と連携し保護と自立を支援する。	6,747	6,747	6,831	
45	保育園共通事業	こども福祉課	保育事業の質の向上を図るため、施設運営に必要な事務事業費の計上。 平成27年度から実施されている子ども・子育て支援新制度に即した事務の実施。	施設運営に関する事務費、保育料納付事務他、各公立保育園の修繕・工事等 会計年度任用職員保育士の賃金 総数47人(保育士44人、管理栄養士・栄養士・用務員 各1人) 吉田 9人、グリム 23人、しば保育園 12人 施設の老朽化等により必要な改修工事を実施する。 グリム保育園受水槽及び給水ポンプ更新工事、テラス床改修工事	公立保育園3園の会計年度任用職員(保育士)賃金、施設修繕、調理業務等共通の経費を一元管理し、事務の効率化を図る。	214,816	189,714	154,974	
46	吉田保育園事業	こども福祉課	・保護者の多様な保育需要に対応し、保育サービスを提供すると共に児童の発達段階に即した遊びや体験を通し、基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身に付け、心身共に健やかな成長を図る。	認定による保育標準時間、保育短時間の保育を行っている。その中で乳児保育、延長保育、軽度障害児保育を実施している。主な保育園行事は、入園式、遠足、夕涼み会、運動会、発表会、卒園式である。	・保育標準時間 ・保育短時間の保育 ・乳幼児保育 ・軽度障害児保育 ・延長保育	8,427	8,228	0	
47	グリム保育園事業	こども福祉課	保護者の多様な保育需要に対し、質の高い保育サービスを提供すると共に、児童の発達段階に即した遊びや体験を通し、基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身に付け、心身ともに健やかな成長を図る。	認定による保育標準時間・保育短時間の保育を行っている。その中で、乳児保育、延長保育、一時保育、軽度障がい児保育、土曜保育、を実施している。主な行事は、入園式、遠足、ファミリーフェスタ、運動会、発表会、卒園式である。	保育標準時間保育、 保育短時間保育、乳幼児の保育、軽度障害児保育、延長保育・一時保育、土曜保育	22,933	25,547	25,547	
48	しば保育園事業	こども福祉課	・保護者の多様な保育需要に対応し質の高い保育サービスを提供するとともに、児童の発達段階に即した遊びや体験を通し基本的な生活習慣の習得や集団生活による社会性を身に付け心身ともに健やかな成長を図る。	認定による保育標準時間・保育短時間の保育を行っている。その中で、乳児保育・延長保育・軽度障害児保育を実施している。主な保育園行事は、入園式・遠足・夕涼み会・運動会・発表会・卒園式である。	保育標準時間・保育短時間の保育 乳幼児保育 延長保育 軽度障がい児保育	10,279	10,279	10,279	
49	教育・保育施設型委託事業	こども福祉課	教育保育事業の量の確保と質の向上を目的とし保育の委託を実施する。 子ども子育て新制度に対応した予算を計上。 令和2年度の実績(単価・利用定員数)及び利用定員予定児童数で計上。	市外の教育・保育施設及び市内の私立教育・保育施設に事業を委託し、保護者の就労支援や子育て支援を図る。 公定価格により、各教育・保育施設の委託料を算出しており、対象となる施設は、市民が通う認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、地域型保育事業所である。	1号:422,121千円 2・3号:1,276,733千円	1,698,854	1,698,854	1,698,854	
50	特別保育補助事業(市単独補助)	こども福祉課	○特別支援児童保育事業補助金 特定教育・保育施設に在園する児童において、国や県の補助対象とならない子どもについて、市単独補助制度を活用し、教育・保育施設の利用がしやすくなるようにする。 ○幼稚園地域子育て推進事業(子育てランド事業)補助金 幼稚園が実施する子育て支援について、県・市が連携して補助を行う。 ○幼稚園はばたき支援事業補助金 私立幼稚園、認定こども園の運営に要する経費負担の軽減を図るとともに、個別支援が必要な園	○特別支援児童保育事業補助金 交付金対象と同等の障がいを持つ園児について、1人あたり月額75,300円を在園する教育・保育施設に補助する。 ○幼稚園地域子育て推進事業補助金 市幼稚園地域子育て推進事業費補助金交付要綱にに掲げる下記5事業(①はどちらか1つ)のうち、3事業以上を行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行う。 ■事業内容 ①子ども遊び場確保事業(園地園舎解体事業/放課後児童館部事業) 民間の教育・保育施設に対して補助を行う。 補助率:園1/3、県1/3、市1/3 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・実費徴収に係る補正給付を行う事業	特別支援児童保育事業補助金 16,265千円 幼稚園地域子育て推進事業(子育てランド事業)補助金 1,400千円 幼稚園はばたき支援事業補助金 3,700千円	21,365	21,365	21,365	
51	特別保育補助事業(子ども・子育て支援交付金)	こども福祉課	教育・保育事業のサービス向上を図る。 民間の教育・保育施設における教育・保育事業に対し、一定水準以上を維持するため、国・県の補助に合わせて助成を行う。	民間の教育・保育施設に対して補助を行う。 補助率:園1/3、県1/3、市1/3 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・実費徴収に係る補正給付を行う事業	令和4年度事業費補助金 143,528千円	83,500	83,500	83,500	
52	保育園緊急時対策事業	こども福祉課	災害等の緊急時対応するための非常食を確保する。 (事業費の見直し)非常飲料水は、毎年ではなく3年に1度計上。	災害等の緊急に備え、非常食を保管しておくことにより園児・職員の安全を確保する。 保護者の帰宅時間等を考慮し、最低1日(3食分)を配備することが適当とされている。 更に、災害に限らず食中毒等により、調理室使用が困難な場合の対応が容易になるため、非常食の配備を、県保健所から指導されているところである。	災害等の緊急時に備え、非常食1人1食分を購入し、備蓄する	192	180	180	
53	保育園整備事業	こども福祉課	施設・設備等修繕計画及び備品等更新計画に基づき、計画的な園舎等の維持修繕、備品の更新を実施し、安全安心な保育の実施に努める。	施設・設備等修繕計画及び備品等更新計画に基づく一括管理により、公立保育園5園の園舎、備品等で緊急性の高い順に維持修繕、備品の更新を実施する。	施設・設備等修繕計画及び備品等更新計画に基づく修繕工事及び備品購入。	2,692	3,300	2,200	
54	保育士確保事業	こども福祉課	全国的な保育士不足が叫ばれている中、保育士を確保することを目的として、将来市内の保育園、認定こども園等への勤務を条件として、奨励金を交付することにより、保育士等養成施設での修学を容易にし、市内で就労する保育士等の人材確保を図る。	将来保育士として、下野市内の施設に就業しようとする学生を対象に、奨励金を交付、助成することにより、将来下野市内の施設で就労する保育士の確保を図る。	保育士不足解消策として、市内の保育所等に就業しようとする学生に奨励金を交付し、保育士を確保する	2,160	2,160	2,160	
55	児童館共通事業	こども福祉課	18歳未満の児童を対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育てを支援し、児童の健全育成を図る。 5児童館等の共通経費を一元化することにより、児童館事業の効率的な管理運用を図る。	子どもたちが安全・安心に集える場を提供するため、各館に共通する施設維持の修繕や来館者保険などについて効率的な管理運用に努める。 児童の遊びの提供に関するものは各館で実施し、この事業では各館に共通する児童館指導員の適正配置や児童館運営委員などの総括運用に努める。	児童館を運営していくにあたり必要な経費を計上する。	35,254	32,332	32,332	
56	南河内児童館事業	こども福祉課	児童館が子どもの遊びの拠点と居場所となり、遊び及び生活を通じて子どもの健全育成を図る。また、地域における子育ての家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。心身の健康・豊かな情操・創造力を高めると共に安全に関する意識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談、援助を行い子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	・親子教室 ・小学生行事 ・地域交流事業の実施 ・世代間交流事業の実施	3,210	2,897	3,168	
57	石橋児童館事業	こども福祉課	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	・親子教室 ・小学生行事 ・地域交流事業等の実施 ・年齢問わない子どもたちの製作	1,157	1,157	1,157	
58	国分寺東児童館事業	こども福祉課	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	・親子教室 ・小学生行事 ・地域交流事業の実施 ・世代間交流事業の実施	1,179	1,179	1,179	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名				令和4年度	予算額		令和5年度
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度	
59	国分寺駅西児童館事業	こども福祉課	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	親子教室 小学生行事 地域交流事業等の実施と世代間交流	1,457	1,439	1,439	
60	国分寺姿西児童館事業	こども福祉課	・児童館が子どものあそびの拠点と居場所となり、遊び、生活を通じて子どもの健全育成を図る。又地域における子育て家族支援、近年疎遠になっている高齢者との交流を実施していく。 ・心身の健康、豊かな情緒、創造力を高めると共に安全に関する知識を高める。	・子どもが遊びを通し、心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう支援する。 ・子どもが安全に安心して過ごして、自ら遊びを作り出したり、遊びを選択できる居場所づくりに努める。 ・子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。	親子教室 小学生行事 地域交流事業等の実施と世代間交流	1,173	1,173	1,173	
61	児童館整備事業	こども福祉課	市子ども・子育て支援事業計画「しもつけっ子プラン」に基づき事業を実施する。また、児童館運営委員会を活用し事業内容の見直しを図っている。 18歳未満の児童を対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育てを支援し、児童の健全育成を図る。	5児童館等の建物等における維持管理のための工事の実施	南河内児童館2階西側外階段出入口付近雨漏修繕工事1,298,000円	1,298	1,298	0	
62	学童保育共通事業	こども福祉課	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 13学童保育室の共通経費を一元化することにより、事業の効率化が図れ、経費の節減になる。	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	129,057	130,690	130,690	
63	国分寺駅西学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	2,266	133	133	
64	国分寺姿西学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	860	113	113	
65	南河内児童館学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭地域等の連携のもと、基本的な生活習慣を確立する。併せて発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人一人の人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい遊び、製作活動、伝承遊び、ゲーム等の実施。 ・子どもの宿題、自習等の学習活動の援助	2,070	2,070	2,070	
66	緑小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。又、遊びを通した仲間との様々な関係の中で、自ら考え行動し、自主性や社会性を身に着ける。	入所は随時受け入れを行う。保護者との連携を取り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。問題のある子、軽度の障害のある子の受け入れをしているので、スキルアップのための支援員の研修を行う。また、保健師や小学校との連携をとる。	・発達段階にふさわしい遊び、製作活動、伝承遊び、ゲーム等の実施。 ・子どもの宿題、自習等の学習活動の援助	1,312	1,312	1,312	
67	薬師寺小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。又、遊びを通した仲間との様々な関係の中で、自ら考え行動し、自主性や社会性を身に着ける。	入所は随時受け入れを行う。保護者との連携を取り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。問題のある子、軽度の障害のある子の受け入れをしているので、スキルアップのための支援員の研修を行う。また、保健師や小学校との連携をとる。	・発達段階にふさわしい遊び、製作活動、伝承遊び、ゲーム等の実施。 ・子どもの宿題、自習等の学習活動の援助	2,605	0	0	
68	石橋小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	3,461	643	643	
69	古山小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	6,129	6,129	6,129	
70	石橋北小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	2,259	686	463	
71	国分寺小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	4,206	667	667	
72	国分寺東小学学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等の連携の下、基本的な生活習慣を確立する。併せて、発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権に十分に配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質の向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい製作活動や伝承あそびゲーム等の実施・子どもの宿題自習等の学習活動の援助	2,321	683	683	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和3年度	計画額	
	計画事業名称						令和4年度	令和5年度
73	子育て支援センターつくし運営事業	こども福祉課	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	・健康増進課と連携を図り、子育て親子の交流の促進・子育てに関する講習等、子育て支援を援助する。 令和2年度 来館者合計 4,184人 令和3年度 4月～5月末 667人 ・特別活動(親子ビクス72人 親子体操56人 親子ヨガ32人 赤ちゃん教室16人 赤ちゃん口腔ケア教室14人)合計190人 ・児童館共催「出前サロン」(新型コロナウイルス感染防止のため中止)	専門講師による講習会、子育て出前サロン等の開催	6,126	5,927	5,927
74	子育て支援センター運営委託事業	こども福祉課	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を運営することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談を行う。	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談を行う。	16,800	17,066	17,340
75	公立保育園民営化の推進	こども福祉課	市の財政負担を軽減と保護者の多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応することを目的に公立保育園の民営化を行う	平成28年度に公立保育園民営化実施計画を策定し、保育セーフティーネットを考慮して2園を公立保育園として運営し、3園を民営化する計画を策定した。最初に民営化となる薬師寺保育園については平成31年4月に民営化となった。こがねい保育園については令和2年度に移管先法人を決定し、令和3年度に合同保育等を実施し引き継ぎを行いながら令和4年4月に民営化する。吉田保育園については令和5年4月の民営化を目指す。	こがねい保育園民営化。吉田保育園民営化事業者との合同保育を行う。	0	0	0
76	学童保育室整備事業	こども福祉課	学童保育室の整備	市こども・子育て支援事業計画に基づく整備事業増加傾向にある利用者に対応するため、適切な事業計画の立案に努める。		167,656	0	0
77	お母さんに感謝状配布事業	こども福祉課	若年層の夫婦に子育てしやすい環境であるとの印象を与え、定住促進に寄与することを目的とする。	「こんにちは赤ちゃん事業」における、助産師・保健師の家庭訪問時にオリジナルのイラストやメッセージが入った感謝状を渡す。	こんにちは赤ちゃん事業での助産師・保健師の家庭訪問時にオリジナルのイラストやメッセージが入った感謝状を渡す。	0	0	0
78	学童保育運営委託事業	こども福祉課	学童保育室の運営に関し、利用者の入室管理、支援員の管理(人員確保、シフト調整)などをアウトソーシングする。	運営を委託することにより、各児童館長が行っている支援員の管理が一元的に実施できる。	業者選定等の実施	0	0	0
79	特別保育補助事業(県補助事業)	こども福祉課	民間の教育・保育施設における教育・保育事業に対し、一定水準以上を維持するため、県の補助に合せて助成を行う。教育・保育施設に通園している家庭に対し、仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援する。	○1歳児担当保育士増員事業費補助金 保育士を加配して実施する1歳児保育に要する経費を助成し、もって児童の福祉の向上を図る。 ○食物アレルギー対応給食提供事業費補助金 医療機関において食物アレルギーにより給食に特別な配慮が必要であると認められた児童において、児童の福祉の向上を図る。 ○第3子以降保育料免除事業費補助金 3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第3子以降の児童の保育料等を免除し、仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援することにより、子育てに係る経済的負担を軽減することによって、子育て環境づくりを図る。 令和元年10月から開始した教育・保育無償化制度において、市外の旧制度幼稚園に通う児童の保育料を無償化し、幼稚園及び認定こども園(保育認定を除く)における在園児の一時預かりについて、利用料を減免する。 また、認可外保育施設に通う3歳児以上または非課税世帯の児童についても、保育料を減免する。	1歳児担当保育士増員事業費補助金 22,680千円 食物アレルギー対応給食提供事業費補助金 3,024千円 第3子以降保育料免除事業費補助金 10,800千円	36,504	36,504	36,504
80	子育てのための施設等利用給付事業	こども福祉課	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や少子化対策の観点から、子育て世代を応援し、幼児教育の負担軽減を図る。	市こども・子育て支援事業計画に基づく整備事業増加傾向にある利用者に対応するため、適切な事業計画の立案に努める。 令和元年10月から開始した教育・保育無償化制度において、市外の旧制度幼稚園に通う児童の保育料を無償化し、幼稚園及び認定こども園(保育認定を除く)における在園児の一時預かりについて、利用料を減免する。 また、認可外保育施設に通う3歳児以上または非課税世帯の児童についても、保育料を減免する。	委託料:15,420千円 扶助費:25,380千円	40,800	40,800	40,800
81	学童保育事業所運営費補助金交付事業	こども福祉課	市内の民間学童保育事業所のうち、国や市の基準に沿って運営している事業所について補助金を交付することにより、学童保育の場所と担い手の確保及び支援員等の質の向上、並びに市内の学童保育の基準達成を図る。	下野市放課後児童健全育成事業届出等に関する要綱に基づく届出を提出している学童保育事業所に対し、運営費補助金を交付するもの。	民間学童保育事業所に対し、運営費の補助を行う。	35,498	50,274	50,274
82	南河内小中学校学童保育事業	こども福祉課	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭地域等の連携のもと、基本的な生活習慣を確立する。併せて発達段階に応じた健全な育成を図る。	・入所は随時受け入れを行う。 ・保護者や関係機関と連携を図り、児童が安心安全に過ごせるよう受け入れる。 ・学童保育は子どもの人権を十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して育成支援を行う。 ・学童保育支援員資質向上のために、職場内外の研修の機会を確保する。	・発達段階にふさわしい遊び、製作活動、伝承遊び、ゲーム等の実施。	0	457	457
83	ひとり親家庭医療費助成事業	社会福祉課	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身と健康の向上と経済的な負担の軽減を図り、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。償還払い。所得制限あり。(児童扶養手当準拠) ひとり親家庭医療費補助金・扶助費 補助率1/2 補助対象外:自己負担額(1レセプト上限500円)	登録見込 350人 助成件数 4,200件 扶助費 10,596千円	11,184	10,596	10,596
84	児童家庭相談事業費	こども福祉課	学校・医療機関・警察署等、関係機関の間で子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、家庭相談員及び保健師が中心となり、適切な連携の下で適切な支援や保護を行う。また、リスクの程度により担当が分かれている現体制において子ども家庭総合支援拠点を設置し、連絡調整機関として機能することにより、連携・協働の体制を推進して支援の一貫性や連続性を確保する。以上、ネットワーク機能の強化により、児童虐待防止の推進、及び児童福祉の向上を図る。	【子ども・子育て支援交付金対象事業(国:1/3、県:1/3)】 【児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金対象事業(国:1/2)】※委託料 ・要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点の調整機関としての取り組み ・関係機関との連携強化事業として児童虐待防止(オレンジリボンキャンペーン)を実施 児童家庭相談受付総数 H30: 89件、R1: 64件、R2:121件 児童家庭相談対応総数 H30:181件、R1:153件、R2:207件	・要保護児童対策地域協議会の開催 ・児童家庭相談受理 ・児童虐待防止に関する啓発活動の実施 ・子ども家庭総合支援拠点に関すること	6,505	6,505	6,800
85	母子生活支援施設措置事業	こども福祉課	近年増加傾向にあるDV被害等により保護が必要とされる配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性、及びその監護すべき児童等、緊急に保護を要する母子家庭等について、母子を迅速に入所させ保護することにより、児童の福祉と母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	【児童入所施設措置費国庫(県費)負担金対象事業(国:1/2、県:1/4)】 ・保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ保護する ・自立促進のため、施設と連携し支援を行う ・措置人数 R1年度:1世帯(母1人、子1人)、R2年度:2世帯(母2人、子3人)	措置人数 母2人 子4人	8,854	9,157	9,157
86	母子家庭等対策総合支援事業	こども福祉課	ひとり親家庭の自立促進を図るため、各種給付金を支給する。 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・高校卒業程度認定試験合格支援給付金	・母子家庭自立支援教育訓練給付金:対象講座受講費用の60%支給 ・高等職業訓練促進給付金:資格取得の養成機関通学に最大月10万円、最後の12ヶ月は4万円加算 ・高校卒業程度認定試験合格支援給付金:高校卒業資格取得の対象講座受講費用の40%支給、合格後に20%支給 ・令和元年度 高等職業訓練3名	・自立支援1名 ・高等職業訓練4名 ・高校卒業程度認定試験1名	4,576	4,576	4,576
87	地域ケア会議推進事業費	高齢福祉課	多職種が協働して個別ケースの支援内容の検討を行うと共に、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進することで、対象者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。 また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげていく。	地域ケア会議がもつ5つの機能(①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成)を発揮することができるよう、地域ケア会議を下記の分類として適切に運営していく。 1.地域ケア個別会議 ・個別ケースについて、関係者間の情報共有を図り、解決に向けた検討を行う。 2.地域ケア推進会議 ・地域に共通した課題等を明らかにし、資源開発や政策形成につなげていく。 3.自立支援型ケア会議	・地域ケア個別会議 ・地域ケア推進会議 ・自立支援型地域ケア会議 ・地域ケア会議評価事業 ・地域ケア会議運営事業 ・地域ケア	1,000	924	924

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
88	高齢者保健福祉計画策定事業	高齢福祉課	3ヶ年周期により高齢者保健福祉計画を策定し、今後見込まれる地域の課題を明らかにし、その課題に対する指標の実績評価を行う。	令和3年度…第8期計画の進捗状況等の把握、1回目評価 令和4年度…第8期計画の進捗状況等の把握、2回目評価、日常生活圏域ニーズ調査 令和5年度…3回目評価、第9期計画策定、策定委員会開催、策定支援業務	8期計画の進捗確認 2回目評価 日常生活圏域ニーズ調査・介護事業所アンケート調査(第9期高齢者保健福祉計画)	0	3,266	3,662	
89	高齢福祉総務費	高齢福祉課	高齢福祉全般に係る事務	施設訪問等調査 高齢福祉関連研修	他施設等調査 高齢福祉関連研修	153	142	142	
90	社会福祉施設整備補助事業	高齢福祉課	市民にとって身近な日常生活圏域を単位として、地域において必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備を支援し、高齢者福祉の向上に資する。	地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所等の整備費について、国から県を経由して市へ交付される補助金を事業者に支出する。		17	0	0	
91	シルバー人材センター運営事業	高齢福祉課	高齢者の生きがいづくりと就労の機会を確保するため、シルバー人材センターの運営の安定を図る。	シルバー人材センターに対し、運営補助金を交付する。 地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに、国庫補助対象の1/2の額かつ国の予算の範囲内に交付することを基本とする。ただし、高齢者等の雇用安定等に関する法律第40条の趣旨に鑑み、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。	継続	12,539	12,539	12,539	
92	老人クラブ補助事業	高齢福祉課	老人クラブ連合会を通して、単位老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の活動を支援することを目的とし、老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティアをはじめとした地域活動の推進を図るため、各単位老人クラブに補助金を交付する。	高齢者の社会活動を支援するため、老人クラブ連合会に対し、運営費補助金を交付。 各単位老人クラブに対し、運営費補助金を交付する。また、老人クラブ員が減少傾向であるため、新規クラブ開設へ促進の補助金を交付する。	単位老人クラブ数 21クラブ 老人クラブ加入者数 930人	2,011	1,325	1,632	
93	ふれあいふくし運動会事業	高齢福祉課	高齢者、心身障がい者・児及び児童等とボランティアがスポーツを通じたふれあいの中で、心身のリフレッシュを図り、交流を深め地域福祉の向上を目的とする。	高齢者、心身障がい者・児及び児童等のふれあいふくし運動会の開催を社会福祉協議会に委託する。	継続しつつ、今後の運動会の内容を検討。	429	429	429	
94	遺族会活動支援事業	高齢福祉課	戦没者を追悼し、平和を祈念するための慰霊祭の開催及び忠魂碑の良好な管理を図る。	戦没者追悼式典の旧3町合同での開催と各地区の忠魂碑(4箇所)の良好な管理を下野市社会福祉協議会と事務協議のうえ、下野市遺族会に委託する。	合同追悼式開催 忠魂碑管理 4か所	460	970	470	
95	高齢者外出支援事業	高齢福祉課	通院等で公共交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に、外出支援を推進し高齢者の孤独感解消やひきこもり防止を図る。	デマンド交通(おでかけ号)登録者の75歳以上の高齢者に、デマンド交通の無料利用券を交付する。交付枚数は、年間10枚とする。	交付人数870人 利用券使用枚数 4,600枚	1,227	1,410	1,470	
96	見守りネットワーク事業	高齢福祉課	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図っていく。	地域社会の中で、様々な活動をしている団体や事業者と協定を結び、声かけなどさりげない方法で見守りを行う。協力者の活動中見守り対象者に何らかの異変を感じたときには、高齢福祉課や地域包括支援センターが連絡を受け対応する。 高齢者見守りネットワーク事業推進研修会を年1回開催する。	研修会1回 協定締結事業所1か所	146	89	89	
97	敬老会事業	高齢福祉課	敬老週間事業の一環として、式典及び演芸鑑賞会を開催する。 市独自の敬老会とするため、結婚50周年を迎える金婚夫婦を式典内でお祝いする。	敬老会の開催は石橋体育センターを会場とし、式典と演芸会を開催する。 対象者見込(75歳以上) 会場まで送迎バスにより参加者の利便性を図るとともに有名な歌手を迎え、高齢者に喜ばれる会となるよう調整を図る。結婚50周年を迎える金婚夫婦を敬老会式典で慶状と記念品を贈呈し祝福する。事前に広報等により周知する。	継続も含め見直しの検討をする。	2,568	2,561	2,561	
98	長寿祝金事業	高齢福祉課	敬老週間事業の一環として、多年にわたり地域社会に貢献された方々に敬意を表すとともに、その長寿を祝福し、敬老祝金の贈呈を行う。	100歳到達者への長寿祝は、祝詞と祝金100,000円を贈呈する。 100歳到達日後、市長が表敬訪問を行い祝詞と祝金を贈呈する。 敬老祝金は、75歳・80歳・85歳・90歳・95歳到達者、及び100歳以上の者に祝金5,000円を贈呈する。 贈呈の方法は、9月に3地区毎に贈呈会場を設けて行う。 贈呈時に敬老会の案内を行う。	長寿祝金3,200千円 100歳到達者32名 敬老祝金4,105千円 敬老祝金対象者821名	6,015	7,518	9,685	
99	地域介護予防活動支援事業費	高齢福祉課	平成30年4月から地域支援事業交付要綱が改正され、介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を推進するため下記①～③の事業が対象となり、令和元年度より④が追加された。 ①介護予防に関するボランティア等の人材育成 ②介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援 ③社会参加活動を通じた介護予防活動に資する地域活動の実施 ④介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与	地域ふれあいサロンの運営支援を、地域づくりを担う下野市社会福祉協議会に委託して行う。 また、地域包括支援センターと協働し、介護予防に効果的な「しもつけ元気はつらつ体操」を普及啓発する。 サポーターを養成し、地域サロンにて体操の普及啓発を行う。 ①しもつけ元気はつらつ体操サポーター養成講座を開催 ②サポーターを対象にフォローアップ講座を開催 ③体操を実施しているサロンに対し、サポーター活動を実施・継続	R3同様継続	4,496	4,496	4,496	
100	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉課	平成27年度の介護保険法の改正により、介護予防の機能強化の観点から「一般介護予防事業」の1つとして追加された。 地域における介護予防を機能強化するために、対象者宅、介護施設、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等々へリハビリテーション及び介護予防に関する専門的知見を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)を派遣し、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する。	①住民運営の通いの場等地域団体が行う介護予防活動に関する技術的支援 ②介護職員への技術的支援 ③地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援、及びその対象者・家族への訪問による技術的支援(地域包括支援センターが対象者をスクリーニングし、本人の同意を得られた方に実施する)	R2同様継続	384	384	384	
101	介護予防普及啓発事業	高齢福祉課	平成27年度の介護保険法の改正により、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた介護予防事業ができるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを行う。また、併せて住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	高齢者の健康寿命を延伸し、介護状態とならないために実施する事業。対象者の心身の状態に合わせて参加できる事業体系として整備し、介護予防の充実を図る。	R3同様継続	12,334	12,072	12,072	
102	配食サービス事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行う。	概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯の者に対し週3回昼食時にお弁当を配達。併せて、本人に手渡しすることにより健康状態や安否確認を行う。民間事業者に委託して実施する。利用者の負担金は、受託事業者が直接徴収する。1食当たり350円の補助、差額は利用者負担。	利用者見込数 165人	4,725	5,469	5,859	
103	ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業	高齢福祉課	紙おむつ券を支給することにより、ねたきり高齢者、認知症高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。	満65歳以上で、ねたきりの状態にあるか又は認知症のため、常時紙おむつを使用している在宅の方及び医療機関に入院している方に対し、月3,000円分の紙おむつ購入券を支給する。市と事業所で協定書を結び、利用者は協定事業所において紙おむつ購入券を使用できる。後日、市と協定事業所で精算を行う。	給付人数390人 利用延べ件数 4,646枚	13,113	13,723	14,272	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額	計画額		
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
104	ねたきり老人等介護手当事業	高齢福祉課	在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者と同居し介護している者に対して、介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、ねたきり高齢者の福祉の向上を図る。	介護者へ月額3,000円の介護手当を上半期(4月～9月分)、下半期(10月～3月分)毎に支給する。支給に際しては、現況届により、該当月の確認を行い支給する。	介護手当支給対象者延べ 552人 扶助費 9,384千円	8,370	8,670	8,940	
105	緊急ショートステイ事業	高齢福祉課	概ね65歳以上の高齢者またはその家族に不測の事態が生じ、在宅での生活が困難となった場合に、緊急一時的に養護老人ホーム等でのショートステイを利用することにより、当該高齢者の安全を確保し、生活の助長、心身機能の回復を図る。その間、今後の方向性(生活の場等)について検討する。	養護老人ホーム等への緊急ショートステイ(期間:原則7日間)を市が施設と調整する。 緊急ショートステイ 1日当たり 7,315円(うち利用者負担:2,444円)	継続	410	341	341	
106	介護負担額軽減事業	高齢福祉課	社会福祉法人が利用者負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じることにより、介護サービス利用促進を図る。	社会福祉法人が利用者負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じることにより、介護サービス利用促進を図る。	社会福祉法人が利用者負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。 1人を見込む。	33	33	33	
107	その他在宅福祉事業	高齢福祉課	①生活支援型ホームヘルプ事業:要介護認定者を除く65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し生活支援を行う。 ②日常生活用具給付事業:日常生活に不安がある65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、日常生活用具の給付等を行い生活の助長を図る。 ③声かけふれあい収集事業:ごみ出しが困難な高齢者等に家庭ごみの回収を実施することで肉体的負担の軽減を図ると同時に安否確認を行う。	①生活支援型ホームヘルプ事業:ホームヘルパー派遣。1回当たり原則1.5時間。サービス料1時間未満2,200円(内利用者負担220円)、1.5時間まで3,080円(内利用者負担300円)。 ②市が定める用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器、老人用電話、T字杖)を生活保護法による被保護世帯または所得税非課税世帯の高齢者等に給付または貸与する。 ③旧地区ごとに週一日、回収日を定めごみを回収する。回収時に声掛けを行い、所在やごみの分別状態を確認することで異変に対応する。	継続	1,295	1,499	1,613	
108	徘徊高齢者あんしんサービス事業	高齢福祉課	認知症高齢者等の家族等に対して、対象者の位置情報を速やかに把握できるサービスを提供することにより、高齢者等の事故を防止し、家族等が安心できる介護環境を整備する。	・認知症等により徘徊の可能性のある高齢者等に対し、GPSを利用した位置情報を検索、提供する端末を貸与する。端末の設置、管理を専門業者に委託する。 ・認知症等により徘徊の可能性のある高齢者等に対し、身元が判明できるシステムを登録したQRコード認識シールを提供する。QRコードシールの提供や緊急連絡先等の管理、コールセンターの運営等を専門の業者に委託する。	GPS利用者 16人 QRコード 8人	216	190	200	
109	認知症総合支援事業費	高齢福祉課	全国の認知症高齢者数は2025年には約700万人(65歳以上の高齢者の約5人に1人)に達すると見込まれ、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気である。厚生労働省は認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を平成27年1月策定、令和元年6月には認知症施策推進大綱を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す。認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策に取り組みしていく。	「下野市認知症総合支援事業実施要項」に基づき、「認知症対策推進委員会」で協議しながら、「認知症初期集中支援推進事業」「認知症地域支援・ケア向上事業」「認知症の人とその家族等に対する支援に関し必要な事業」について実施する。 認知症カフェ「しもつけ茶屋」の運営は家族会に委託する。 令和元年5月17日以降、新規開所する認知症カフェの運営はチームオレンジしもつけに委託する。	・認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座実施・認知症対策推進委員会・家族交流会の開催・家族会支援・認知症初期集中支援チーム支援・認知症カフェ・チームオレンジしもつけ	4,346	4,548	4,548	
110	安否確認システム貸与事業	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者等で、特に体調等に不安を感じている方に対し、緊急事態に対応できるシステム機器を貸与することにより、安心した生活と精神的不安の解消を図る。	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者又はひとり暮らしの身体障がい者(身体障害者手帳1級又は2級に該当する者)で、緊急事態に機敏に行動することが困難な者に安否確認付き緊急通報システムを貸与する。 利用者の安否確認や緊急時対応を必要に応じて委託業者と家族・協力者、消防、行政機関が連携することで、ひとり暮らし高齢者等の孤立や孤独死を防止する。	設置見込み 135件	3,020	3,659	4,020	
111	災害時等要援護者支援事業	高齢福祉課	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を把握し、災害時における支援体制を整備する。	65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上高齢者のみ世帯を対象に、実態調査及び災害時要援護者調査を毎年実施し名簿を作成する。災害時・緊急時における安否確認や緊急時の連絡先等、名簿を活用している。また、調査票の未提出者については、地域包括支援センターによる訪問を行い、実態把握に努めている。 現在の管理体制はエクセルでの管理であり、対象者の入力や変更等で管理が難しい部分がある。また、実際の運用に際してシステムの導入が必要と考える。	高齢者実態調査実施	404	114	460	
112	老人保護措置事業	高齢福祉課	65歳以上の高齢者で身体上、精神上、環境上または経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者及び虐待等により生命等への影響が危惧される高齢者を養護老人ホームへ措置し安心して生活できる場の提供を行う。	老人福祉法第11条に基づく老人ホームへの入所措置。 やむを得ない事由により、居宅生活が困難な高齢者について、入所判定委員会を開催し施設入所の判定(継続も含む)を行い、入所決定の場合は養護老人ホーム等に措置となる。入所判定委員会は、年3回開催予定。入所判定委員は5名。	継続	24,215	23,683	26,310	
113	高齢者虐待防止事業	高齢福祉課	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、養護者等による高齢者虐待対応の体制整備や高齢者虐待ネットワーク運営委員会によるネットワークの構築等により、高齢者虐待防止法による市の責務と役割を果たす。	高齢者虐待の通報・相談を受理すると「下野市高齢者虐待対応マニュアル」に沿って、協議や事実確認、高齢者虐待援助会議、担当者会議を開催し虐待対応の終結へ向ける。また、高齢者虐待防止ネットワーク構築のため「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置している。委員は15名以内で医師、自治会、司法書士、介護保険事業所等)	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催 1回 高齢者虐待防止研修会開催 2回 虐待対応センター派遣委託	145	143	143	
114	重度心身障がい者医療費助成事業	社会福祉課	重度心身障がい者に対し、その医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進を図る。	重度心身障がい者に対して医療機関で受診した際の医療費の保険診療の自己負担分を助成する。償還払い。所得制限なし。 重度心身障害者医療費補助金:扶助費 補助率1/2 補助対象外:自己負担額(1レセプト上限500円)	登録見込 1,100人 助成件数 20,000件 扶助費 76,600千円	69,252	76,600	76,600	
115	自立支援医療費給付事業	社会福祉課	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療に対する公費負担制度を行うことにより、社会経済活動への参加促進を図る。	更生医療費:身体障害者手帳交付者(18歳以上)に対して、手術、その他の治療・施術を行うことにより、障がい手帳に記載された障がいがあるいは機能の維持が保たれるなどの効果が期待できる医療費の一部を給付する。療養介護医療費:病院で常時介護を必要とする者に対し、日常生活の世話や看護などの医学的管理のもとで介護を行うものうち、障害サービス以外の医療に係るもの医療費の一部を給付する。国庫負担金1/2、県負担金1/4	見込額 59,761千円 報酬 1,059千円 手当 225千円 旅費 73千円 委託料 120千円 扶助費 58,284千円	59,761	59,761	59,761	
116	補装具費支給事業	社会福祉課	障害者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具の購入・修理に要した費用について補装具費を支給し、障害者(児)の日常生活の能率の向上を図ることを目的とする。(補助率:国1/2 県1/4)	身体障害者手帳交付者の障害者(児)に対し、日常生活を送るうえで必要な稼働能力の確保や、就労就学における能率向上のため、主に装具、車いす、補聴器などの補装具を支給する。	扶助費11,042千円 購入73件 修理55件	11,000	11,042	11,473	
117	特別障がい者手当等給付事業	社会福祉課	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者(施設入所及び入院不可)及び日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅(施設入所不可)の障がい児に対して、手当を支給し福祉の増進を図ることを目的とする法に基づいた補助事業。 特別障害者手当国庫負担金(補助率 国3/4)	特別障害者手当月額27,350円、障害児福祉手当月額14,880円、福祉手当月額14,880円を、四半期ごと(5月、8月、11月、2月)に支給する。	扶助費 17,891,280円 特別障害者手当受給者 13,784,400円 障害児福祉手当受給者 3,928,320円 福祉手当(経過措置)受給者 178,560円	17,214	17,892	18,399	
118	育成医療費給付事業	社会福祉課	身体に障害のある児童(18歳未満)に対し、生活能力を得る(将来生業を営むことができる能力)のほか、たとえ将来独立して自立するまでに至らなくても、日常の起居に必要な能力を得る)ために必要な医療費を支給する。	身体に障害のある児童又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児(18歳未満)を対象に、指定自立支援医療機関における保険診療に係る医療費の一部を助成する。平成25年度より県から権限移譲された事務である。法律上の自己負担額と市で実施している自己負担額との差額については一般財源となる。総医療費から保険診療を除いた法律上の自己負担額までの育成医療費については、国庫負担金として交付される。	見込額 1,611千円 扶助費 1,600千円 委託料 11千円 給付対象見込 15人	1,611	1,611	1,611	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
119	相談支援事業	社会福祉課	障がい児者、難病患者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等をはじめとする支援を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことはもとより、地域の課題解決に向けた地域づくりを担い、障がい児者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。基幹相談支援センター等機能強化事業として運営する場合は、国及び県の地域生活支援事業補助対象事業。(補助率:原則 国1/2、県1/4)	障がい児者、難病の方などの相談・情報の提供・支援など地域で安心して生活が送れるよう身近な相談支援窓口となる下野市障がい児者相談支援センターの運営を指定特定一般相談支援事業所へ委託により実施。 基幹相談支援センターを平成31年4月に設置。 現在、4法人に委託(精神保健福祉士2名、社会福祉士1名、相談支援専門員1名)し、市職員と合せて運営し、個別の相談支援及び地域づくりの両輪で運営する。	令和4年度	23,492	23,492	23,492	
120	意思疎通支援事業	社会福祉課	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣及び養成を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする国及び県の補助対象事業(地域生活支援事業)(補助率:国1/2 県1/4)(補助見込率 国24% 県12%)	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を県協会の運営するちぎ視聴覚障害者情報センターに委託して実施する。また、通訳者等の養成講座を小山市聴覚障害者協会に委託し、2市1町で実施する。平成28年度より委託先の事業量の増加に伴う職員雇用のための人件費増により手話通訳者及び要約筆記者への委託料が増額となった。令和2年度より障害者への合理的配慮の一環として、市主催講演会等への手話通訳者派遣の予算要求を行った。(県補助対象外)	令和4年度	975	975	975	
121	日常生活用具給付等事業	社会福祉課	重度障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする国及び県の補助対象事業(地域生活支援事業 補助率 国1/2 県1/4)	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者(児)に用具を給付する。 対象者:身体障害者者手帳所持者及び難病患者 令和3年度より医療的ケア児を対象に災害による停電時に使える医療器具用バッテリー・発電機を加えた。	令和4年度	15,090	14,609	15,340	
122	移動支援事業	社会福祉課	外出先での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする国及び県の補助対象事業(地域生活支援事業 補助率:国1/2 県1/4)	市と契約締結した指定事業者からヘルパー等を派遣し、買い物や通院先等、外出時の支援を行う。	令和4年度	3,210	3,289	3,368	
123	地域活動支援センター事業	社会福祉課	障がい者への居場所の提供、創作的活動又は生産活動の機会を提供し社会との交流の促進等を行う。地域活動支援センターの機能を充実強化し障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業。地域活動支援センター機能強化事業として精神保健福祉士等を配置する委託人件費相当分については、国及び県の地域生活支援事業補助対象事業。(補助率 国1/2 県1/4)	精神障がい者を主に診ている医療法人へ事業運営を委託により実施。精神保健福祉士 3名	令和4年度	13,575	13,575	13,575	
124	日中一時支援事業	社会福祉課	障がい者等に活動の場を提供し、障がい者等を見守り社会に適応するための日常的な訓練や支援サービスを行うとともに、当該者を日常的に介護している家族の一時的な休息等に資することを目的とする国及び県の補助対象事業。(地域生活支援事業 補助率:国1/2 県1/4)	市と契約締結をした指定事業者へ障がい児者施設等での日中一時の預かり等を委託し実施する。 委託登録事業者数 37事業所	令和4年度	7,488	8,700	8,700	
125	身体障がい者用自動車改造費給付事業	社会福祉課	重度身体障がい者の就労活動の助長促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車の改造(ハンドル、ブレーキ、アクセル等)費用の一部を助成することを目的。 平成27年度までは、国県補助金対象であったが、平成28年度より交付税措置となった。	地域生活支援事業実施要綱に定めた対象者が行う自動車改造費用として実費(限度額100,000円)を助成する。	令和4年度	100	200	200	
126	身体障がい者自動車運転免許取得費用助成事業	社会福祉課	身体障がい者が自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用の一部を助成することを目的。 平成27年度までは、国県補助金対象であったが、平成28年度より交付税措置となった。	地域生活支援事業実施要綱に定めた対象者が行う自動車運転免許取得費用として実費(限度額 180,000円)を助成する。	令和4年度	180	180	180	
127	訪問入浴サービス事業	社会福祉課	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、自力又は家族の介護のみでは入浴ができない人工呼吸器装着者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り福祉の増進を図ることを目的とする国及び県の補助対象事業。(地域生活支援事業 補助率:国1/2 県1/4)	対象者は市内に居住し、自宅で入浴することが困難な人工呼吸器装着者等のうち医師が入浴可能と認めた方で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない方とする。指定事業者へ事業を委託し実施する。 委託事業者 3社	令和4年度	2,565	2,250	3,000	
128	成年後見制度利用支援事業	社会福祉課	平成26年度から地域生活支援事業として事業開始。 身寄りがなく、意思判断能力に欠ける障がい者など、親族等による法定後見開始の審判等の申し立てができない者について、法定後見制度の利用の支援をする国及び県の補助対象事業。(補助率 国1/2 県1/4)	親族等に代わって、市長が法定後見開始の申し立てを実施する。また、法定後見人に対する報酬を支払うことで経済的に困窮する者に対しては、後見人報酬を市で助成する。	令和4年度	1,813	1,813	1,813	
129	精神障がい者福祉ホーム事業	社会福祉課	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより当事者の地域生活を支援することを目的とする国及び県の補助対象事業。(補助率 国1/2 県1/4)	日常生活を自分で出来る程度に回復した精神障害者で、住居の確保が困難な人が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導などを受けるために精神障がい者福祉ホームへ入所者として入所することに至った場合、協定を締結した市町へ利用料の負担金を支出する。1か月の補助対象上限額は273,200円×90%。	令和4年度	246	246	246	
130	理解促進研修啓発事業	社会福祉課	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とした国及び県の補助対象事業。(補助率 国1/2 県1/4)	市が開催する教室や講座等、イベント開催、広報活動など、広く市民に対して障がいに関する啓発事業を行う。「障がい福祉セミナー」開催のほか、12月の障害者週間や「しもつけふくしフェスタ」に合わせた啓発活動のほか、市内小中学校等において普及活動を実施する。 講演会2回、セミナー2回	令和4年度	250	250	250	
131	自発的活動支援事業	社会福祉課	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ることを目的とした国及び県の補助対象事業。(補助率 国1/2 県1/4)	社会活動やボランティア活動など、障がい者の自発的かつ地域的な支援活動のために障害者団体等が利用した借上バスの1/2(上限額30,000円)を助成するもの。 市社会福祉協議会がバスを購入したことにより本事業に係る障害者団体からの申請は減少傾向にある。事業費は、実績より2件分を計上する。	令和4年度	60	60	60	
132	福祉タクシー事業	社会福祉課	電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者(身体・知的・精神)の通院、外出支援のために、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する。	身体障害者1・2級、精神手帳1・2級所持者及び療育手帳所持者に月4回乗車分のタクシー基本料金相当額の利用券を交付する。交付対象者数は年々増加傾向のため、今後利用枚数も増加することが予想される。利用者アンケートを行い、事業内容改正を令和2年度中に検討し、令和3年度より交付枚数を月6枚×12月:最大72枚とした。併せて介助券として月4枚×12月:最大48枚を交付する。	令和4年度	8,684	8,370	8,712	
133	障がい者自立支援事業	社会福祉課	障がい児・者及び難病患者等がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供を行い、福祉の増進を図ることを目的とする国県の補助事業。(国1/2、県1/4)	身体、知的、精神障がい者、障がい児及び難病患者等への介護給付費、訓練等給付費等の障がい福祉サービスの提供を行う。対象者数の増加に伴い、サービス給付費は年々増加している。 サービス給付事業所数の増加に伴い、利用者も比例して増加している。今後も障がい者の割合が増加傾向となることが予測されるため、毎年度106.2%増(扶助費)を見込む。	令和4年度	949,932	1,012,571	1,074,949	
134	障がい者地域自立支援協議会運営事業	社会福祉課	本市における障がい者の生活を地域全体で支えるため、相談支援体制をはじめとする地域の障がいに関する課題の抽出や検討、連携を始めとしたシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場を設置し運営する。また、障がい者差別解消支援地域協議会委員も兼ねており、障がい福祉施策全般にわたり広く意見を求め、協議する組織の役割を担っている。	下野市地域自立支援協議会および下野市障がい者差別解消支援地域協議会の開催 地域自立支援協議会(専門部会含む):年4回開催 障がい者差別解消支援地域協議会:年1回開催	令和4年度	364	351	351	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
135	難病患者等居宅生活支援事業	社会福祉課	地域生活支援事業における日常生活給付事業の対象から外れている小児慢性特定疾病受給者に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする県の補助事業。 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金(補助率 県1/2 自己負担分を除いた支給額)に対する補助)	日常生活上の便宜を図るため、小児慢性特定疾患児に用具を給付する。	扶助費 144千円 給付見込 3件 ネプライザー1件 電気式たん吸引器1件 バルブオキシメーター1件	144	144	144	
136	障がい児通所支援事業	社会福祉課	障がい児がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供を行い、福祉の増進を図ることを目的とした国及び県の補助事業。 (補助率 国1/2 県1/4)	障がい児(手帳を所持しない発達障がい児や小児慢性特定疾患児を含む)への通所支援サービスを提供する。 国保連合会を通してサービス給付費を全額支払い、負担金として年度末に交付される。 放課後等デイサービス事業所の市内新規開設(民間)などにより今後利用者の増加が見込まれる。	事業費 392,841千円 扶助費 391,712千円 委託料 1,129千円 児童発達支援1,500人 放課後デイ4,000人 相談支援470件	257,501	392,842	471,407	
137	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	社会福祉課	障害者総合支援法における補装具支給事業の対象から外れている、身体障害者手帳非所持者で軽度・中等度難聴児で補聴器を必要とする18歳未満の児童に対し、購入または修理に要した費用の一部を助成する県の補助対象事業。軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金(補助率 県1/3)※基準額の2/3額を助成し、助成額の1/2が補助金。1/3は自己負担。	聴覚に障害がある児童は、幼少期から補聴器等を使用し音を感知しないと成人になるまでの発語能力に影響を及ぼすため、身体障害者手帳を取得していない児童にも早期に補聴器を装着する必要がある為、医師意見書により補聴器の必要があると認められた児童へ給付する。	扶助費 175千円 購入2件 修理4件	175	175	175	
138	地域生活拠点等事業	社会福祉課	障がい者等やその家族の緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行い、必要に応じて施設への一時的な短期入所等を行い、障がい者等やその家族が安心して暮らせることができる体制を整備する。 (補助率:国1/2 県1/4)	介護者の不在や急病、障がい特性に起因する対応困難な場合などの緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行い、必要に応じて当該障がい者を施設への一時的な短期入所として受け入れる事業。緊急時における受け入れ体制を整備することで、障がい者等やその家族の安心感に繋がる。	事業費 1,005千円 委託料 600千円 扶助費 405千円	1,005	1,005	1,005	
139	障がい者就労支援施設管理事業	社会福祉課	「就労継続支援B型事業所なのはな・すみれ」が旧国西小へ移転したため、の維持管理を行う。 また、「すみれ」が利用していた建物解体後の土地(更地)を適正に管理する。	旧国西小における維持管理を行う。 すみれ跡地の管理を行う。	旧国西小維持管理等 事業費 2,495千円 需用費 1,722千円 委託料 723千円	2,495	2,429	2,429	
140	こぼと園事業	社会福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援事業及び児童福祉法に基づく障がい児通所給付支援事業を実施する。乳幼児期の障がいの気づきの段階から継続的な支援を行い、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活を円滑に営めるようにする。また、どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成できるように療育を行う。相談支援事業は、障がい児通所サービス利用児のサービス利用計画を作成する。	児童発達支援事業…個別支援計画を基に、少人数グループでの療育を実施する。 感覚統合室の活用で、体幹を鍛える運動を重視して療育を実施する。 子どもたち一人一人の課題に対する支援を行い、発達・成長につなげる。 相談支援事業…相談支援専門員が児の状態の把握・保護者のニーズより、必要な支援サービスの利用計画を作成する。	利用児(実数)下野市105人、延べ療育人数3,500人、療育日237日、 計画作成数300件	20,450	21,214	21,214	
141	こども通園センターけやき運営事業	社会福祉課	障がい児通所支援施設として社会福祉法人への委託により実施。放課後や夏休みなどの長期休業中に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の主に放課後等デイサービス(学齢期対象)を提供する。 市内に障がい児のサービス事業所が公設公営の「こども発達支援センターこぼと園」のみであったため、平成26年1月より公設民営で開設。このため、平成27年度より障がい児通所給付サービスのうち「こども発達支援センターこぼと園」は就学前の児童発達支援サービスを主に実施している。	学齢期の障がいのある児童等に対して、主に放課後等デイサービス事業を実施する。 開設日:月曜日～日曜日(年末年始・祝祭日は除く、日曜日は利用者がある場合のみ) 営業時間:午前8時30分～午後5時30分 希望により学校から家庭への送迎も実施。	事業費 10,028千円 需用費 3,150千円 役務費 126千円 委託料 6,378千円	9,704	9,704	9,704	
142	障がい者福祉計画策定事業	社会福祉課	障害基本法に規定する「障害者基本計画」と障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」一体的に策定するものとして、現在、第6期下野市障がい児者福祉計画(令和3年～5年度)が策定されている。	令和5年度に次期計画を策定する。		0	0	0	
143	社会福祉総務事務費	社会福祉課	地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の適正な実施、及び健全な発展を図り、社会福祉の増進に資する。	社会福祉法人下野市社会福祉協議会交付金(人材交流)の実施 社会福祉に係る事務経費の執行 栃木県精神保健福祉会の加入 福祉有償運送協議会の開催(県からの権限移譲事務)	社会福祉に係る事務経費の執行	6,463	6,462	6,462	
144	民生委員児童委員活動事業	社会福祉課	民生委員児童委員は、社会福祉の精神をもって、地域の住民の立場に立ち、相談に応じ、地域福祉に必要な援助活動を行うことを目的とする。	地域住民の実情について把握し、相談や援助活動、必要な福祉サービスの情報提供、福祉施設及び行政機関への連携や支援を行う 民生委員児童委員活動を支援する。	民生委員児童委員活動事業	16,154	16,191	16,154	
145	社会福祉協議会育成事業	社会福祉課	地域福祉の推進の中核的な役割を果たす下野市社会福祉協議会の経営基盤の安定と、強化を図ることで、社会福祉事業の能率的運営と地域社会福祉の増進を図る。	社会福祉協議会の法人運営に伴う基幹的職員の人件費を補助金として交付する。社会福祉協議会の事業拡大、財源確保につなげるため、市の事業の積極的な業務受託を指導する。 社会福祉協議会が地域住民主体の地域の見守り・支え合いの拠点である地区社会福祉協議会を各コミュニティごとに設立できるよう支援する。	社会福祉協議会育成事業	50,749	50,749	50,749	
146	保護司会育成事業	社会福祉課	民間人としての柔軟性と地域の実情に通じた特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察や再犯予防等の更生保護活動を実施するための保護司19名の活動経費を負担する。	法務大臣から委嘱された非常勤公務員の保護司が、犯罪者等の社会復帰の支援をはじめとする更生保護活動をするために、資質の向上を図り、保護司会組織運営を支援する。社会を明るくする運動推進委員会を立ち上げ、活動を展開していく。	保護司会育成事業	471	516	516	
147	更生保護女性会育成事業	社会福祉課	女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動に取り組んでいる更生保護女性会の活動により一層の充実を図るための事業である。	社会を明るくする運動や郊外パトロールなど犯罪・非行の未然防止活動の実施、更生保護の思想の啓発及び宣伝活動の実施、学校ボランティア、子育て支援活動をととして、地域社会から犯罪を出さないよう地道な活動を実施していく。	更生保護女性会育成事業	103	103	103	
148	住居確保給付金事業	社会福祉課	離職・廃業や休業、また新型コロナウイルスの影響による収入減少により離職と同程度の状況にある方(以下「離職者等」と言う)に対し、家賃相当分を支給することにより、住居を確保し、合わせて就労支援を行うことで早期の自立を促すことを目的とする。 ※国庫負担割合3/4、福祉事務所設置自治体は必須事業	一定の要件を充たした離職者等に対し、本人の申請に基づき3か月間(3か月毎に最長9か月まで更新可能)家賃相当分(生活保護基準額まで)を給付し、住居の確保と求職活動の支援をおこなう。 令和2年度より新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人も対象となったことから、給付金額が大幅に増加している。	見込額 2,960千円 対象者(見込) 20人 支給回数(見込) 80回	3,700	2,960	2,960	
149	家計相談支援事業	社会福祉課	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る事業の一つで、利用者の家計管理を指導支援する事業。 ※実施は努力義務だが、国のKPIは100% 国庫補助割合1/2(就労準備支援事業も実施した場合は2/3)	事業主体を「下野市社会福祉協議会」に委託し、自立相談支援事業と合わせて実施。 生活困窮世帯の家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関の斡旋を行い早期の生活再生を支援する。	見込額 5,208千円 委託料 5,208千円 自立相談支援事業と共に社会福祉協議会へ委託予定	5,208	5,208	5,208	
150	成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉課	国が推進する「認知症施策推進大綱」に基づき、市町においては成年後見制度の利用を促進するための中核機関の整備が求められており、本市においては、将来的な中核機関(権利擁護センター)設置に先立ち、法人後見推進に関する事業を社会福祉協議会に委託し実施する。(補助率 国1/2 県1/4)	社会福祉協議会では、法人後見事業を令和元年度より実施しているため、法人後見について普及啓発を図っていく。また、法人後見制度の推進に向け、法人後見を支援するための研修等の事業を社協委託により実施し、法人後見制度の普及および成年後見制度の利用促進を図る。	委託料 13,380,000円	13,790	13,790	13,790	
151	行旅病人等扶助事業	社会福祉課	行旅病人に対する療養の確保による生存の保障や、引き取り者のない死亡人等の葬祭実施による公衆衛生の維持。 ※県補助割合10/10	行旅病人で医療費の支払いが困難な者への、その困窮の度合いに応じた医療費の支給。 行旅中死亡し、その遺体の引き取り手がいない場合、官報への掲載や葬祭の実施。	見込額 525千円 役務費 15千円 扶助費 510千円 行旅人及び引き取り者のいない死亡者に対する葬祭等	525	525	525	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
152	生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉課	「制度の狭間」に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援強化のため生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る事業。※福祉事務所設置自治体は、必須事業。 ※国庫負担割合3/4	「下野市社会福祉協議会」委託。生活困窮者の自立に向けた相談・支援を行い生活保護に至る前での自立を促す。令和2年度より新型コロナウイルスの影響を受け生活に困窮し緊急小口貸付や生活福祉資金貸付の利用者が増加しているが、これらの人たちの相談受付も当該事業として実施し、自立に向けた支援を行っている。また令和3年度は貸付の返還が開始することにより、返還不可能な人に対する支援を家計改善支援事業と合わせて実施するため、事業費が増額となった。	見込額 12,500千円 委託料 12,500千円	14,925	12,500	12,500	家計改善支援事業と共に社会福祉協議会に委託予定
153	子どもの学習支援事業	社会福祉課	生活困窮家庭の学習支援を実施し、自立促進に寄与する。対象者は、生活保護世帯及び就学援助費受給世帯。 ※生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)による事業である。 ※国庫補助割合1/2 ※一部補助対象外あり。	生活保護世帯及び就学援助費受給世帯の中学生を対象とした学習支援事業。 ※平成29年度より中学生の参加促進を目的とし、事業運営をNPO法人へ業務委託。	見込額 3,885千円 (内訳) 需用費 510千円 委託料 3,385千円	3,885	3,885	3,885	NPO法人ボボの樹に委託予定
154	生活保護事務費	社会福祉課	生活保護事業が適正に実施され、最低生活の保障、自立助長を図ることを目的とする。 ※国庫負担割合3/4	被保護者への医療機関受診適正化や後発医薬品使用動奨、また生活保護事務の適正及び効率的な事務を行うための運営費。	見込額 3,330千円 報酬 1,080千円 旅費 49千円 需用費 206千円 役務費 1,027千円	3,330	3,330	3,330	
155	被保護者就労支援事業	社会福祉課	生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立に向けた支援を実施する。生活保護法(H27.4.1改正)による福祉事務所設置自治体必須事業。 ※国庫負担割合3/4	就労支援員1名を会計年度任用職員にて採用。就労阻害要因の無い生活保護受給者等に対し、就労に関する相談、自立促進を目的とした必要な情報提供及びハローワークと連携した就労先の照会や申込みなどを実施する。	見込額 1,333千円 報酬 1,224千円 旅費 109千円	1,333	1,333	1,333	
156	生活保護費	社会福祉課	国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その世帯の自立助長を支援することを目的とする。 ※国庫負担割合3/4	生活保護を必要とする世帯(者)に対し、厚生労働大臣の定める基準により算定した生活保護扶助費を支給する。	見込額671,872千円 扶助費671,872千円	671,872	671,872	671,872	必要な保護と共に自立に向けた支援を実施する。
157	被保護者健康管理支援事業	社会福祉課	生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対し自治体が保健指導を実施すること等により健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図ることを目的とする。 ※国庫負担割合3/4 福祉事務所設置自治体必須事業	被保護者のレセプトデータを分析することで、下野市としての健康課題を把握し、受診動奨等を実施することで生活習慣病の発生予防や重症化予防等を推進する。	見込額 355千円 報酬 339千円 旅費 16千円	355	355	355	
158	就労準備支援事業	社会福祉課	就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、複合的に課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することを目的とする。 ※実施は努力義務だが、国のKPIは100% 国庫補助割合1/2(家計改善支援事業も実施した場合は2/3)	複合的な課題のある生活困窮者について、日常生活自立に関する支援(適切な生活習慣の形成)、社会生活自立に関する支援(社会的能力の形成)、就労自立に関する支援(就労体験の利用機会の提供等)を行い、一般就労に向けた技法や知識の習得等の支援)により生活困窮者の状態に応じた支援をきめ細かく一貫して行う。	見込額 8,000千円 社会福祉協議会へ委託予定	0	8,000	8,000	対象者10名程度
159	難病患者等福祉手当給付事業	社会福祉課	平成27年1月に制定された難病法及び児童福祉法の改正により、厚生労働大臣が指定した難病または小児慢性特定疾患に罹患し、栃木県が発行した医療受給者証が交付されているものに対し、長期化する医療費の経済的負担を軽減するために難病患者等福祉手当を支給する。	難病患者等に対し、月額2,500円を年2回(9月期と3月期)に支給する。	扶助費 13,170千円 受給者 439人 指定難病特定疾病375人 小児慢性特定疾病64人	13,170	13,170	13,290	
160	国民健康保険特別会計繰出金	市民課	一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行い、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図る。	一般会計から国民健康保険特別会計に制度化されている保険基盤安定、職員給与等、出産育児一時金、財政安定化支援事業の繰り出しを行い、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を図る。	国民健康保険特別会計繰出金 361,622千円	361,622	361,622	361,622	
161	後期高齢者医療事業	市民課	後期高齢者医療制度の医療費のうち一部負担を除いた医療費を、保険料1割、支援金4割(医療保険の各保険者)及び公費5割(国、県及び市)で負担し、制度の適正な運営を図る。	市負担金を四半期(5月・8月・11月・2月)ごとに栃木県後期高齢者医療広域連合へ支出する。負担金で賄う費用 保険給付費(療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費、健康診査費、医療費通知費、審査支払手数料、拠出金等)	負担金 472,002千円	440,151	472,002	472,002	
162	後期高齢者医療広域連合負担金	市民課	栃木県後期高齢者医療広域連合を運営するために栃木県内の全市町が納入する市町負担金。負担割合(均等割1割・被保険者割4割・人口割5割)	市町負担金を四半期(4月・7月・10月・1月)ごとに栃木県後期高齢者医療広域連合へ支出する。一般会計分:報酬、共済費、賞金、報償費、旅費等。特別会計分:報酬、共済費、賞金、旅費、需用費、役務費、委託料、職員人件費、標準システム管理費等。	負担金 23,291千円	22,031	23,291	23,687	
163	後期高齢者医療特別会計繰出金	市民課	後期高齢者医療特別会計の事務費、保険基盤安定負担金、健診事業費に繰出し後期高齢者医療制度の適正な運営を図る。	事務費繰出金は、総務管理費、徴収費、滞納処分費、予備費に繰入 保険基盤安定負担金繰出金は、納付金(低所得者等の保険料軽減分を広域連合へ納付)に繰入 健診事業費繰出金は、後期高齢者健診事業に繰入	事務費繰出金 4,616千円 保険基盤安定繰出金 103,998千円 健診事業費繰出金 19,502千円	125,056	128,116	128,116	
164	国民年金事務費	市民課	国民年金事務を円滑に行い、併せて需用費の縮減を図る。 補助率:国 10/10(但し、国が定める基準算定額の範囲内に限る) 補助対象:国民年金に係る法定受託事務とそれに付随する事務として認められたもの	国民年金法に基づき法定受託事務として事務を行っている。内容は、国民年金の加入・喪失等の各種届出や免除申請等の受理及び審査並びに所得照会への回答。老齢・障害・遺族基礎年金の裁定請求の受理及び審査。その他、協力・連携事務として広報等による年金制度の周知を行う。	資格異動等3,000件 免除申請1,500件 年金請求100件	672	12	12	
165	一般管理費	市民課	国民健康保険事業の充実、かつ適正な運営を図る。	・レセプト点検事務、国民健康保険者等の運用の適正化、共同電算処理事業等を行う。 ・国連合会下都賀支部は、国民健康保険法に基づき、支部会員が協同して事業を行うことを目的としている。構成市町は小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の3市2町で、支部長は2年任期で事務局も兼ねる。	事業費 59,131千円	59,131	59,131	59,131	
166	連合会負担金	市民課	栃木県国民健康保険団体連合会の運営に対し、負担金を支払う。	栃木県国民健康保険団体連合会の運営に対し、均等割(240,000円)と被保険者割(1人当たり100円)負担金を支払う。	負担金 1,480千円	1,490	1,480	1,480	
167	賦課徴収費	税務課	国民健康保険事業に要する国民健康保険税賦課徴収事務の適正な運営を図る。	国民健康保険税賦課徴収に係る帳票印刷、システム委託費等。	被保険者見込み 11,000人 納税者数 6,800人	10,492	10,492	10,492	
168	運営協議会費	市民課	下野市国民健康保険運営協議会の円滑な実施を図る。	国民健康保険の円滑な実施を図るため国民健康保険運営協議会を設置し、会議および研修会を行う。	会議及び研修会の実施 556千円	694	556	684	
169	一般被保険者療養給付費	市民課	一般被保険者が医療機関等から受ける療養の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	一般被保険者が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付を行う。(医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの)	療養給付 3,105,000千円	3,105,511	3,105,511	3,105,511	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
170	退職被保険者等療養給付費	市民課	退職被保険者等が医療機関等から受ける療養の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	退職被保険者等が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの) 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	療養給付 1,000千円	1,000	1,000	1,000	
171	一般被保険者療養費	市民課	一般被保険者が受けた現物給付対象外診療費の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	コルセット製作、はり、きゅう等の療養費の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの)	療養費給付 31,180千円	31,180	31,180	31,180	
172	退職被保険者等療養費	市民課	退職被保険者等が受けた現物給付対象外診療費の給付により、費用負担の軽減を図るとともに健康維持に寄与する。	コルセット製作、はり、きゅう等の療養費の給付を行う。 (医療費総額から被保険者の一部負担金を控除したもの) 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	療養費給付 100千円	100	100	100	
173	審査支払手数料	市民課	審査支払業務委託を栃木県国民健康保険団体連合会に委託する。	レセプト電算処理システムおよび診療報酬等審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託するため。	業務委託 11,514千円	11,514	11,514	11,514	
174	一般被保険者高額療養費	市民課	一般被保険者に対する高額療養費の支給を行う。	一定の基準を超えた分の被保険者の診療費を助成する。	療養費給付 417,727千円	417,727	417,727	417,727	
175	退職被保険者等高額療養費	市民課	退職被保険者等に対する高額療養費の支給を行う。	一定の基準を超えた分の被保険者の診療費を助成する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	療養費給付 500千円	500	500	500	
176	一般被保険者高額介護合算療養費	市民課	医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、被保険者負担の軽減を目的とする。	①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担額が限度額を超える場合に、その超えた額を支給する。 ②限度額 年額56万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえて設定。 ③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担する。	療養費給付 500千円	400	500	500	
177	退職被保険者等高額介護合算療養費	市民課	医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に、被保険者負担の軽減を目的とする。	①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担額が限度額を超える場合に、その超えた額を支給する。 ②限度額 年額56万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえて設定。 ③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	療養費給付 1千円	1	1	1	
178	一般被保険者移送費	市民課	緊急時又はやむを得ない理由により、一般被保険者が療養の給付を受けるため医療機関に移送された際の費用を支給する。	被保険者に対し移送費を支給する。	移送費 100千円	100	100	100	
179	退職被保険者等移送費	市民課	緊急時又はやむを得ない理由により、退職被保険者が療養の給付を受けるため医療機関に移送された際の費用を支給する。	被保険者に対し移送費を支給する。 退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入は廃止。既加入者は、終了時(65歳到達)まで資格が継続される。 令和2年度以降は、遅延、及び修正等の遡及請求に対する給付を行う。	移送費 1千円	1	1	1	
180	出産育児一時金	市民課	被保険者の出産に際する費用負担の軽減を図るため、出産育児一時金を支給する。	下野市国民健康保険に加入されている方が出産された場合に、世帯主に出産育児一時金を支給する。 ・産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合 出生児ひとりにつき 支給額42万円 ・産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合 出生児ひとりにつき 支給額40万4千円	出産育児一時金 420,000円×40件	16,800	16,800	16,800	
181	審査支払手数料	市民課	出産育児一時金の支払事務を栃木県国民健康保険団体連合会に委託する。	栃木県国民健康保険団体連合会が行う支払事務に対し、1件当たり210円を支払う。	業務委託 9千円	9	9	9	
182	葬祭費	市民課	被保険者の死亡に際する費用負担の軽減を図るため、葬祭費を支給する。	下野市国民健康保険の被保険者が亡くなった際に、葬祭を行った方に対し葬祭費を支給する。 支給額 5万円	葬祭費 50,000円×84件	4,200	4,200	4,200	
183	第三者行為事務費拠出金	市民課	栃木県国民健康保険団体連合会が実施している第三者行為損害賠償請求事務に対する拠出金	第三者行為損害賠償請求事務共同処理事業事務費拠出金を栃木県国民健康保険団体連合会に支払う。	拠出金 147千円	147	147	147	
184	特定健康診査等事業費	市民課	医療費適正化に伴い、医療費の伸び抑制を実現するために、40歳以上74歳までの被保険者を対象に内臓脂肪型肥満(メタリックントローム)に着目した健診を行い、必要に応じて階層化された保健指導を行う。平成28年度から腎機能検査にeGFRを追加し、平成29年度から糖尿病重症化予防に取り組む。	40歳から74歳までの被保険者に腹囲・脂肪等を測定する健診を実施し、面談(集団健診)を行って、結果を直接受診者に返すとともに、リスクの多さによって積極的支援や動機付け支援に分けた保健指導を実施する。動機付け支援については、市直営で実施し積極的支援については、委託により実施する。また、特定健診の受診率を向上させるための未受診者対策事業と糖尿病の悪化に伴う人工透析患者を減らすため、糖尿病重症化予防事業を実施する。	特定健康診査 人間ドッグ実施 特定健診未受診者対策事業 糖尿病重症化予防	78,906	78,906	78,906	
185	保健衛生普及費	市民課	健康保持や増進、健康管理に係る被保険者の意識を高めることを目的に、各種事業を実施する。	被保険者の治療にかかる費用負担軽減を目的に、後発医薬品に切り替えた場合に、どれだけ削減できるか知らせるための差額通知書を年に3回(6月、10月、2月)送付する。 重複多受診者について、臨時保健師(看護師)による訪問指導(年間約100名)を実施する。	医療費通知 後発医薬品差額通知 重複多受診者訪問指導	3,163	3,163	3,163	
186	疾病予防費	市民課	若年層からの生活習慣病対策の啓発、推進および生活習慣病有病者や予備群への早期介入を図り、重症化予防に取り組む。	・30歳から39歳、45歳、55歳、65歳の被保険者に歯周病疾患検診の実施。 ・「国保法に基づく保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省)」によるレセプト等のデータ分析を行い、分析結果に基づいた事業を実施する。 ・特定健診結果において、血圧、血糖、脂質の有所見率が国、県と比較して特に多い。標準化死亡比において、脳血管疾患の死亡が県と比較して高いため、高血圧予防対策を強化する。	高血圧予防対策 歯周病疾患検診実施 トレーニング室利用費助成	1,661	1,661	1,661	
187	一般管理費	高齢福祉課	(介護保険特別会計で所管する事業全体の事業費のため事業計上せず。) 介護保険法第3条の規定に基づき行う介護保険事業の円滑な執行を図る。	介護保険事業の執行に必要な事務職員の人件費や、被保険者の資格管理等に要する費用等を支払う。	事務職員の人件費/資格管理等に要する費用/介護事業所管理 台帳システム運用/法改正に伴うシステム改修	75,993	75,993	75,993	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
188	賦課徴収費	税務課	介護保険料を賦課徴収する事務の円滑な執行を図る。	介護保険料納入通知書等の作成、保険料納付記録管理、日本年金機構との特別徴収情報交換等に必要費用。	被保険者数見込み 15,400人	4,018	4,018	4,018
189	介護認定審査会費	高齢福祉課	介護保険法第14条の規定に基づき設置する、介護認定審査会の円滑な運営を図る。	被保険者が要介護者または要支援者に該当するか審査・判定するため、市は介護認定審査会を設置し、医療・保健・福祉の学識経験者を審査会の委員に市長が任命している。 審査会は、毎週2回(火、木曜日)、年90回開催、委員5名で構成され、6合議体ごとに審査会を開催している。 また、各合議体の適正化・平準化を図る目的で研修会を実施していく。	毎週2回 (火・木曜日) 年95回開催	7,420	7,403	7,424
190	認定調査等費	高齢福祉課	介護保険法第27条に基づく要介護認定並びに第32条に基づく要支援認定事務の円滑な執行を図る。	介護保険のサービスを利用する際の介護認定調査の調査員報酬。 非常勤特別職として2年ごとに委嘱している。 H29年度から認定調査員7名(非常勤:5名 臨時:2名) R元年度から認定調査員8名(非常勤:6名 臨時:2名) R2年度から認定調査員7名(会計年度職員:7名)	認定調査員7名。 調査票・主治医意見書をもとに審査・判定実施→認定結果を被保険者に通知 施設入所者更新申請の認定調査を委託	33,366	31,641	31,641
191	趣旨普及費	高齢福祉課	介護保険制度全般についてわかりやすく市民へ周知するとともに制度への理解と協力を深める。	介護保険制度全般について市民に周知するため介護保険申請時にパンフレットを配布し制度の理解と周知を行う。 介護保険申請者における介護保険料滞納者の介護サービス負担額や納税相談について周知する。	パンフレット 小冊子 配布	477	478	478
192	地域密着型サービス運営委員会費	高齢福祉課	介護保険法第42条の2、第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項の規定に基づき設置し、地域密着型サービスの質及び事業の適正な運営を確保する。	下野市の地域密着型サービスの指定・更新、グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームの実地指導、居宅介護支援事業所の指定・更新等の事業報告等。	地域密着型サービス運営委員会 2回開催	73	71	71
193	居宅介護サービス給付費	高齢福祉課	介護保険法第41条で定める居宅サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が居宅において介護サービスを利用した費用のうち、介護保険法第41条で定める居宅サービス費について、被保険者負担分(1割、2割又は、3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	介護保険法第41条で定める居宅サービス費を支給する。	1,925,000	1,910,279	1,960,657
194	施設介護サービス給付費	高齢福祉課	介護保険法第48条で定める施設サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が施設サービスを利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を施設へ支払う。	①介護老人福祉施設5か所 ②介護老人保健施設1か所 ③介護医療院0カ所	1,075,000	1,073,739	1,073,739
195	居宅介護福祉用具購入費	高齢福祉課	介護保険法第44条で定める居宅介護福祉用具購入費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が入浴やトイレで使う福祉用具を購入した場合購入金額の9割、8割又は7割を支給する。	福祉用具を購入した場合購入金額の9割、8割又は7割を支給する。 (上限10万円)	4,500	3,470	3,741
196	居宅介護住宅改修費	高齢福祉課	介護保険法第45条で定める居宅介護住宅改修費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者の、家庭内での安全を確保するため、または介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割、8割又は7割を支給する。	介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割、8割又は7割を支給する。	12,000	7,724	7,724
197	居宅介護サービス計画給付費	高齢福祉課	介護保険法第46条で定める居宅介護サービス計画費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用することができるよう、その被保険者から依頼された居宅介護支援事業者がケアプランを作成した場合に、居宅介護サービス計画費を支給する。	居宅介護支援事業者がケアプランを作成した場合に、居宅介護サービス計画費を支給する。	226,600	213,922	217,947
198	地域密着型介護サービス給付費	高齢福祉課	介護保険法第54条で定める地域密着型介護サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が地域密着型介護サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	地域密着型介護サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割・2割・3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	630,000	647,236	649,609
199	介護予防サービス給付費	高齢福祉課	介護保険法第53条で定める介護予防サービス費を支給する。	要支援と判定された被保険者が要介護状態にならないために、居宅予防サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を引いた額を事業者へ支払う。	要介護状態にならないために、居宅予防サービス費を利用した費用から被保険者負担分(1割・2割・3割)を引いた額を事業者へ支払う。	88,050	75,690	77,241
200	介護予防福祉用具購入費	高齢福祉課	介護保険法第56条で定める介護予防福祉用具購入費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が入浴やトイレで使う福祉用具を購入した場合介護保険法第56条で定める介護予防福祉用具購入費を支給する。購入金額の9割・8割又は7割を支給する。	介護予防福祉用具購入費を支給する。購入金額の9割・8割又は7割を支給する。	1,450	1,737	1,737
201	介護予防住宅改修費	高齢福祉課	介護保険法第57条で定める介護予防住宅改修費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者の家庭内での安全を確保するため、または介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割、8割又は7割を支給する。	家庭内での安全を確保するため、または介護者の負担を軽減するために住宅を改修した費用の9割・8割、又は7割を支給する。	8,050	3,993	3,993
202	介護予防サービス計画給付費	高齢福祉課	介護保険法第58条で定める介護予防サービス計画給付費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用することができるよう、その被保険者から依頼された居宅介護予防支援事業者がケアプランを作成した場合に、介護予防サービス計画費を支給する。	居宅介護予防支援事業者がケアプランを作成した場合に、介護予防サービス計画費を支給する。	15,187	15,582	15,920
203	地域密着型介護予防サービス給付費	高齢福祉課	介護保険法第54条の2で定める地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。	要支援と判定された被保険者が要介護状態にならないために地域密着型予防サービスを利用した費用から被保険者負担分(1割、2割又は3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	地域密着型予防サービスを利用した費用から被保険者負担分(1割・2割・3割)を差し引いた額を事業者へ支払う。	2,000	631	631
204	審査支払手数料	高齢福祉課	介護保険法第176条の規定に基づき介護サービス費の審査支払業務を国民健康保険団体連合会へ委託する費用を支払う。	介護サービス事業者が提供したサービス費用の請求内容を審査し、その結果に基づき事業所へ介護報酬を支払う業務を国民健康保険団体連合会へ委託している。 単価は国の示す基準額に基づき、栃木県国保連では1件当たり63円(令和2年度時点)となっている。	介護サービス事業者が提供したサービス費用の請求内容を審査する。	4,400	3,844	3,931
205	高額介護サービス費	高齢福祉課	介護保険法第51条で定める高額介護サービス費を支給する。	要介護認定を受けた被保険者が居宅サービスまたは施設サービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計が上限額を越えた場合は、被保険者からの申請により越えた分を高額介護サービス費として支給する。	被保険者からの申請により越えた分を高額介護サービス費として支給する。	98,000	70,804	72,407
206	高額介護予防サービス費	高齢福祉課	介護保険法第61条で定める高額介護予防サービス費を支給する。	要支援認定を受けた被保険者が居宅サービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計額が上限額を越えた場合は、被保険者からの申請により越えた分を高額介護予防サービス費として支給する。	被保険者からの申請により越えた分を高額介護予防サービス費として支給する。	200	200	200
207	高額医療合算介護サービス費	高齢福祉課	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、申請により認められると支給する。	12,600	12,600	12,600

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画事業名称							
令和4年度						令和3年度	令和4年度	令和5年度
208	高額医療合算介護予防サービス費	高齢福祉課	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、年額で限度額がもうけられ、申請により認められると支給されます。	介護保険の自己負担額と医療保険の自己負担額が高額になったとき、申請により認められると支給する。	200	200	200
209	特定入所者介護サービス費	高齢福祉課	介護保険法第51条の2で定められる特定入所者介護サービス費を支給する。	要介護被保険者のうち低所得者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用したときに食事の提供に要した費用及び居住費用又は滞在に要した費用の一部を支給する。	低所得者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用したときに食事の提供に要した費用及び居住費用又は滞在に要した費用の一部を支給する。	146,000	114,060	116,635
210	特定入所者介護予防サービス費	高齢福祉課	介護保険法第61条の2で定める特定入所者介護予防サービス費を支給する。	要支援認定者のうち低所得の者が短期入所を利用した場合に、食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用の一部を支給する。	要支援認定者のうち低所得の者が短期入所を利用した場合に、食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用の一部を支給する。	380	420	462
211	介護給付費準備基金積立金	高齢福祉課	下野市介護給付費準備基金条例第4条の規定に基づき基金の運用益を処理する。	介護給付費準備基金の運用から生じる利益を介護保険特別会計予算に計上して、基金に編入する。	基金の運用益を処理する。	60	60	60
212	第1号被保険者保険料還付金	高齢福祉課	過誤納付となった保険料の還付	過年度の介護保険料が、所得段階変更や被保険者の重複納付により過誤納付となった場合に被保険者へ還付する。また特別徴収している被保険者が死亡した場合は、日本年金機構からの返納金内訳書の通知により、日本年金機構または被保険者の相続人への還付を判断するため、日本年金機構からの通知時期によっては、翌年度以降に通知される場合もあるので過年度還付が発生しやすい。		1,500	1,500	1,500
213	償還金	高齢福祉課	前年度における介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算により返還することになる。	前年度における介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算により返還することになる。		10,000	10,000	10,000
214	第1号被保険者還付加算金	高齢福祉課	過誤納付となった介護保険料の還付加算金	過誤納付となった介護保険料の還付金に加算金が発生する場合は併せて返還する。		100	100	100
215	一般会計繰出金	高齢福祉課	一般会計からの繰入金(給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業)を精算により一般会計へ返還する。	一般会計からの繰入金(給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業)を精算により一般会計へ返還する。		1	1	1
216	訪問型介護予防事業	高齢福祉課	H27年度の介護保険法改正によりH28年度から総合事業を開始。市が実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直されたため、下野市としての事業形態を構築していく。	①従来型訪問介護(改正前相当のサービス) ②基準緩和型訪問介護(緩和した基準によるサービス) ③シルバーお助けサービス(住民主体によるサービス) ※地域包括支援センター連絡会議やケアマネージャ会議でのPRを実施し、従来型サービスから基準緩和型サービスへの移行を増加させ、給付費の抑制のため移行率を上げる。	介護保険制度の中の地域支援事業であり地域ケアシステムの一部を担う。	17,496	17,131	17,474
217	通所型介護予防事業	高齢福祉課	H27年度の介護保険法改正により地域支援事業が大幅に変わったため、H28年度より総合事業を実施した。要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直されたため、下野市としての事業形態を構築していく必要がある。	①従来型通所介護(改正前相当のサービス) ②基準緩和型通所介護(緩和した基準によるサービス)	介護保険制度の中の地域支援事業であり地域ケアシステムの一部を担う。	75,659	79,014	81,131
218	介護予防ケアマネジメント支援事業費	高齢福祉課	介護保険法改正により平成28年度に、新しい総合事業に移行した。これまで介護予防支援費で要支援者のケアプランを作成していたが、総合事業利用者には、国の示すガイドラインに基づき、ケアマネジメント作成をするもの。	H28年度は、栃木県国保連経由の請求ができなかったため各地域包括支援センターに委託して支払いをしていたが、H29年度よりその体制が整ったことにより、国保連経由となった。そのため、H28年度委託料→H29年度負担金へと変更されている。	要支援者の増加に伴い、マネジメントを必要とする対象者は増の見込み。	11,512	11,283	11,680
219	成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課	認知症高齢者等で、親族による成年後見開始の審判申立てができない者について成年後見制度の利用支援を行う。	成年後見開始の審判申立てを行う親族がない身寄りのない認知症高齢者等について市長による申立てを行う。市長による審判申立て費用について市が負担。被後見人の財産から費用負担可能な場合、後見開始後に被後見人に対して審判申立て費用の請求を行う。被後見人の財産から後見人の報酬支払いが困難な場合、市が報酬を負担する。成年後見に関する相談は、高齢福祉課、地域包括支援センターで通年実施。	成年後見相談継続実施 市長申立見込4件 成年後見人報酬助成4件	2,181	2,181	2,181
220	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	高齢福祉課	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続していくことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するための地域包括支援センターを設置する。なお、地域包括支援センターには、必須事業として、地域支援事業の地域包括支援センターの運営と指定介護予防支援事業がある。	地域包括ケアを支える中核機関として、市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、3センター全てを社会福祉法人等に委託し、地域に密着した活動を推進する。 【地域包括支援センター業務内容】 ①総合相談②権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント支援④介護予防ケアマネジメント⑤家族介護支援を行う。また、指定介護予防支援事業として要支援者が適切な介護サービスを利用できるよう介護予防プラン及び総合事業における介護予防マネジメント計画を作成する。(計画作成についてはプランナーが実施)	3か所の地域包括支援センター設置(3か所すべて委託)	84,242	84,243	84,243
221	介護給付等費用適正化事業	高齢福祉課	専門職による福祉用具、住宅改修申請の点検や、給付内容をシステムで確認することにより給付の適正化を図り、給付費の削減につなげる。	専門職による福祉用具、住宅改修申請の点検や、給付内容をシステムで確認することにより給付の適正化を図る。	専門職の点検や、システムを導入し、介護保険サービス給付費の適正化を総合的にを行い介護保険会計の健全な運営を図る。	6,050	6,039	6,039
222	福祉用具・住宅改修支援事業	高齢福祉課	介護保険認定者が、住宅改修により、在宅で自立した生活が継続して送れるよう支援する。	ケアマネージャーがつかない介護保険認定者が住宅改修を希望した際に、理由書を作成する包括支援センターに支払う作成手数料(1件2,000円)。	見込数 @2,000円×10件	20	20	20
223	在宅医療・介護連携推進事業費	高齢福祉課	75歳以上高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多い。そのため、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、高齢者の権利擁護についての支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する支援を行う。	市が地域の関係機関、関係団体等と協力して8項目の事業を実施するため、下野市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、さらにワーキンググループ等により事業を進めて行く。 ①下野市在宅医療・介護連携推進協議会は年間3回実施 ②①を行うため、在宅医療推進委員の医師と事前打合せ会議(コア会議)を実施 ③8項目の事業実施のため、3つのワーキンググループを設置し、具体的な取組みを協議する。	(ア)～(キ) ※市事業「8つの事業項目」が「PDCAサイクルに沿った取り組み」へ見直しされ(ク)は都道府県主体の役割へ変更。	7,334	7,212	7,432
224	生活支援体制整備事業費	高齢福祉課	団塊の世代が75歳以上となる2025年を自的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指している。高齢者の抱える生活課題や必要な支援を把握するとともに、地域の自助・互助を最大限に活用しながら、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。	第1層生活支援コーディネーターの配置と第1層協議体の設置、第2層コーディネーターの配置と第2層協議体の設置。生活実態把握調査を継続的に実施し、地域課題の把握に努めている。令和元年度より、市社会福祉協議会へ業務委託により実施している。	①第1層生活支援コーディネーター情報交換②第1層協議体会議③生活支援コーディネーター支援④講演会⑤地域ケア会議	15,368	15,368	15,368

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
225	審査支払手数料	高齢福祉課	介護保険法の規定に基づき、新しい総合事業の審査支払業務を国民健康保険団体連合会へ委託する費用を支払う。	介護サービス事業者等が提供したサービス費用の請求内容を審査し、その結果に基づき事業所への介護報酬支払い業務を国保連へ委託している。 単価は国の示す基準額に基づき、栃木県国保連では1件当たり63円(令和2年度時点)となっている。	新しい総合事業開始に伴い、審査支払業務を国民健康保険団体連合会へ委託する費用を支払う。	440	440	440	
226	一般管理費	市民課	後期高齢者制度の適正な運営を図る。	後期高齢者医療制度の啓発 被保険者証交付事務(加入者8月更新時の一斉交付、年度途中加入者への交付) 被保険者資格管理事務 医療費給付費受付事務(葬祭費、高額療養費、療養費等)	事業費(計画額) 611千円	603	611	618	
227	徴収費	税務課	後期高齢者医療制度を運営していく上で保険料の確保は重要である。保険料等の通知を被保険者に送付し、納付促進を図ることで安定した財源を確保し、円滑な運営を図る。	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に係る事務として特別徴収開始通知書及び納入通知書を送付し、徴収等を行う。 普通徴収(7月～2月)、特別徴収(年6回)。	被保険者数見込み7,820人。(5年3月時点)	3,140	3,140	3,140	
228	納付金	市民課	被保険者から徴収した保険料(特別徴収分・普通徴収分・滞納繰越分)と、保険基盤安定負担金(低所得者等の保険料軽減分を公費で補填)を栃木県後期高齢者医療広域連合へ納付し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図る。 保険料率は2年ごとに見直しされる。(令和元年度に見直し実施) ※令和2・3年度の保険料率 均等割額 43,200円 所得割率 8.54%	後期高齢者医療制度は栃木県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等を行っている。市は保険料を徴収し広域連合への納付を行う。	保険料 539,386千円 保険基盤安定負担金 108,000千円	637,224	647,386	647,386	
229	後期高齢者健診事業費	市民課	高齢者の生活習慣病を早期発見し重症化の予防に努め、自らの健康状態を把握し、健康の保持促進を図る。 健康診査においては、腎機能検査を実施し、慢性腎臓病の早期発見、早期治療のための指標として活用する。 人間ドック助成事業は、健康診査同様に疾病の早期発見と健康増進に効果を発揮。 歯科健診では肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するために歯科健診を行う。 「健康づくりトレーニング事業」の利用料の助成を行い、生活習慣病予防と健康増進を図る。	・健康診査 個別健診(小山地区医師会) 集団検診(県保健衛生事業団委託) R2健康診査受診状況 対象者7,176人 受診者2,549人(受診率35.5%) ・人間ドック検診助成事業 R2助成対象者数 100人 ・歯科健康診査事業 前年度75歳に達した被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする。 ・トレーニング利用助成金交付事業 さらら館トレーニング室利用料金の一部について助成を行う。	健診者 3,100人 人間ドック150人 歯科健診70人 トレーニング助成150人	42,379	42,379	42,379	
230	国民健康保険事業費納付金(一般被保険者療養給付費分)	市民課	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	一般被保険者医療分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	納付金 990,740千円	990,740	990,740	990,740	
231	国民健康保険事業費納付金(一般被保険者後期高齢者支援金等分)	市民課	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	一般被保険者後期高齢者支援分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	納付金 366,401千円	366,401	366,401	366,401	
232	国民健康保険事業費納付金(介護納付金分)	市民課	財政運営の責任主体である県が市町ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	介護分の国民健康保険事業費納付金を県に納付する。	納付金 125,462千円	125,462	125,462	125,462	
233	高額介護予防サービス費相当事業費等	高齢福祉課	介護保険法改正により、H28年度から総合事業を開始。 要支援者や事業対象者は総合事業に移行し、利用者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直しされ、市としての事業形態を構築していく。	要支援認定者や事業対象者がサービスを利用し、同じ月に支払った利用者負担額の合計額が上限額を超えた場合は、利用者からの申請により超えた分を高額介護予防サービス費相当事業費として支給する。	介護保険制度の中の地域支援事業であり、申請により超えた分を高額介護予防サービス費相当費として支給する。	300	300	300	
234	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	市民課	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携の下、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことを目的とする。 栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託事業(委託金100%)	高齢者に対する支援業務 ・フレイル予防の普及啓発、運動、栄養、口腔等の健康教育、健康相談を実施 ・フレイル状態にある高齢者の把握 ・低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援 ・高齢者の状況に応じた受診勧奨や介護サービス利用勧奨 対象者:後期高齢者医療被保険者及び通いの場等利用者 被保険者数 7,312人(R3.3.31現在)	事業費 1,141千円 企画調整等担当 医療専門職人件費 6,380千円は一般職給与費より	1,141	1,141	1,141	
235	下野子ども力発動プロジェクト事業	学校教育課	子どもたちが主体的に協議・交流し、子どもたち自身の手で、子どもたちのためになる運動を展開することにより、主体的に関わり、発信し、行動できる子を育てる。「いじめをしないさせない見逃さない」など、正しい判断のできる子を育てる。下野市の4中学校の生徒会を中心として、子どもたち自身により「学校生活をよりよくするために心がけること」を考えて決定し、市内すべての児童生徒や地域、保護者へ周知を行い、いじめ撲滅や環境問題に関する内容も盛り込み、意識づけや実践化を図る。	年2回の生徒会交流会を実施し、各校独自の活動と共通の活動を計画・実施する。また各中学校区の小中学校児童生徒交流会を実施し、地域の子どもたちが一体となった活動を計画・実践する。内容としては、いじめ撲滅運動、校内外でのあいさつ運動、地域清掃活動や募金活動などのボランティア活動、学校生活でのエコ活動等を実践する。1月の「下野教育のつどい」において、一年間の活動の報告を行う。	生徒会交流会、児童生徒交流会(小中一貫の活動計画)、クリアフェイル配布、エコプロジェクト推進、団体協力推進	383	503	503	
236	市道2-1号線整備事業	建設課	隣接する宇都宮市の土地改良事業が完了し、接続する県道整備も開始したことに伴い、交通量の増加が見込まれることから、幅員狭小で入り組んでいる道路の拡幅改良及び歩道整備を進め、通学する児童の安全確保を図る。 【上古山地区、県道鹿沼下野線北進】	事業期間 H23～R4 社会資本整備総合交付金事業 整備延長 L=700m、整備幅員 W=10.0m	用地・補償 水路改修工事	30,858	40,000	120,000	
237	市道2-10号線整備事業	建設課	まちづくり交付金事業下長田地区の延伸で、姿川西地区の道路網強化を図るとともに、細谷小学校へ通学する児童の安全を守るため整備を行う。【上台・細谷・橋本地区内 細谷小学校東側道路】	社会資本整備総合交付金事業 防・安 子供たちの安全・安心を確保する通学路整備 下野市通学路交通安全プログラム対策路線 ・第1工区(細谷地区 L=680m W=8.5m) 事業期間 H24～R1 ・第2工区(細谷・橋本地区 L=920m W=8.5m) 事業期間 R1～R6 ・第3工区(橋本地区 L=780m W=8.5m) 事業期間 R6～R9	用地補償(第2工区) 地質調査(第2工区)	3,750	40,100	40,100	
238	市道2-29号線整備事業	建設課	小金井駅東口広場から国分寺東小学校に通じる幹線道路であり、通学路として指定されている。しかしながら、(一)小山下野線から東小学校までの道路は、マウントアップ形式の歩道であり、違法な個人宅への乗入設備の設置や、太く成長した街路樹が歩行車・自転車の通行の障害となっている。 街路樹については、伐採をおこなったが、根が残っている状態であるため、根が枯れて舗装が沈下する危険性がある。歩道をセムフラット形式へ変更することを目的として、一体的な整備を行うこと 自転車歩行者の安全性向上を図る	事業期間 R3～R5 整備延長 700m 幅員12.0m	道路改良工事	5,642	87,500	87,500	
239	非核平和推進事業	総務人事課	非核平和都市宣言事業及び平和学習活動の一環として、中学生を被爆地である広島市に派遣し、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを体験することにより、次世代を担う人材を育成する。また、事前研修・体験発表報告を通じ、平和について再認識するとともに、各中学校において、派遣で感じた平和の大切さ等を他の生徒に伝えることにより、将来を担う人づくりに資することを目的とする。	中学生平和研修派遣事業 ・派遣団:11名(校長1、市内4校の2年生男女各1名、教諭、総務人事課職員各1名) ・派遣期間 8月5日～7日 ・派遣先等 広島市(原爆ドーム、平和記念公園、資料館)、被爆体験者講話、千羽鶴奉納 など 平和推進活動 ・原爆パネル展、懸垂幕の掲示、小金井空襲記憶継承(教育委員会共同)	・広島市派遣 ・庁舎1階フロアでのパネル展 ・懸垂幕の掲示	1,454	1,384	1,384	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
240	教育委員会運営事業	教育総務課	教育委員会の円滑な運営を図るための経費	教育委員会は合議制の執行機関であり、教育長及び教育委員4名により教育委員会会議を開催する。 ・教育委員会会議の開催や総合教育会議の開催 ・教育委員の各種研修会、学校訪問、教育福祉常任委員との懇談会等の出席 ・下都賀地区市町教育委員会連合会負担金などの各種研修負担金	合計 2,278千円 報酬 1,728千円 旅費 166千円 需用費 83千円 負担金 301千円	2,278	2,269	2,269	
241	教育総務運営事業	教育総務課	児童の優れたところを見出して表彰し、自信と誇りを持たせ、健全な心身の発達を助長することを目的に、児童表彰を行う。また、教育の振興を図るため「教育のつどい」を開催し表彰と講演会を行う。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会は毎年、前年度の教育行政事務の管理執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。	「下野市児童表彰条例」に基づき、市内小学校の6年生等を対象に市長からメダルと賞状の授与を行う。下野市の教育振興を図るため「教育のつどい」を開催し表彰と講演会を行う。教育委員会の事務事業について外部評価委員会による点検評価を行う。評価報告書を作成し、次年度の事業改善に資する。	報酬等 1,566千円 旅費 147千円 交際費 80千円 需用費等 354千円 負担金 108千円	2,255	2,255	2,255	
242	教育総務運営事業	教育総務課	学校施設等借入金の償還を行う。	関連公共施設整備資金借入償還金 令和3度末残高 計 4,776,689円(南河内第二中)	合計 1,591千円 第二中 1,591千円	1,590	1,591	1,593	
243	学校教育運営事業	学校教育課	児童生徒、教職員の検診(健康診断、メンタルヘルスチェック)の実施、学校医等の配置を実施することにより健康で安全な学校生活を送れるよう支援するとともに、各種負担金、補助金等により教育活動を支援する。 市バスでは台数が不足するため、各種事業(臨海自然教室、学校音楽祭)に必要な民間バスを借り上げる。 小中学校学級数の増加に対応し、教師用教科書不足分等を購入する。 南河内小中学校スクールバスを運行する。	学校教育運営を円滑に進めるため予算を確保し、各種事業を展開していく。各小中学校に、児童生徒、教職員の健康増進等を図るため、学校医等を配置する。臨海自然教室や音楽発表会での民間バスを借り上げるとともに、部活動や各種部会、研究会には補助等を行う。また、学校管理下における災害に対応するため共済制度に加入する。可動式階段昇降機の維持管理を実施する。いじめ問題に対して専門的な対応を実施するため「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題専門委員会」を設置する。南河内小中学校スクールバスを運行する。	学校医検診、教職員健診、メンタルヘルスチェック、スポーツ振興センター掛金、バス借上げ、補助金・負担金、可動式階段昇降機、いじめ問題対策連絡協議会等、スクールバス運行	47,147	90,698	90,802	
244	教育環境管理事業	教育総務課	学校や保護者、地域住民が連携し、校内外における子どもたちの安全を確保し、安心して学習できる環境を整備するためスクールガード事業を支援する。また、行政の枠を超えた「下野市通学路安全推進会議」を開催し、学校からの要望に基づく整備を推進する。 実験で使用した薬品の廃棄を行い、環境の保全に努める。	スクールガード事業(新1年生のホイッスル購入・スクールガードボランティアの保険加入) 青色パトロール講習会及び巡回パトロールの実施 学校設置消火器の更新(使用期限が過ぎている消火器) 理科実験使用済みの薬品廃棄	報償費 200千円 需用費 168千円 手数料 2,676千円 保険料 208千円 使用料 285千円 備品購入 797千円	4,076	4,334	5,732	
245	学校適正配置推進事業	教育総務課	下野市の学校教育をより質の高い教育環境に引き上げていくため、また児童生徒により良い教育環境を提供するため、平成25年度策定の「下野市学校適正配置基本計画」に基づき、学校や地域と連携しながら学校の適正配置に向け事業を進めていく。	下野市学校適正配置推進協議会において、平成28年度に小規模特認校である細谷小学校の在り方について検討を実施し、3年後の令和元年度に再度小規模特認校の取組内容を検証し、今後の在り方について提言を行った。 令和4年度に再検証を行う。	細谷小学校の検証に基づく事業の推進	244	244	244	
246	奨学金貸付事業	教育総務課	経済的理由により修学困難な学生・生徒に対し、無利子で奨学金の貸付けを行うことにより有能な人材を育成し、下野市の教育を進展させることを目的とする。	無利子の奨学金貸付を実施し、高校・大学生等の学資に係る経済的支援を行う。 H30年度 大学生8名 R1年度 大学生7名、高校生1名 R2年度 大学生10名、高校生1名 R3年度 大学生8名 緊急在学奨学生：貸付年度途中の家計急変などによる在学生の奨学支援を行う。 H28年度より奨学金の増額や選択制の導入、入学一時金の創設等を実施した。	合計 18,340千円 新規 7,060千円 緊急 600千円 R3分 4,440千円 R2以前 6,240千円	20,180	18,340	20,620	
247	児童生徒就学援助費事業	学校教育課	経済的な理由により就学困難と認定した児童生徒の保護者に対して、就学費の一部を援助する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。	学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、新入学用品費、入学準備金、医療費の一部を援助。入学準備金制度導入(平成29年度より) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。 要保護、準要保護児童生徒就学援助費の認定予定者は270人(小学校165人、中学校105人)。 特別支援教育就学奨励費の認定予定者は110人(小学校80人、中学校30人)。	認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。	32,151	33,206	33,206	
248	スクールアシスタント配置事業	学校教育課	児童生徒一人一人を大切にしたいきめ細やかな指導と効果的な授業を推進するため、学級支援指導助手、学校生活支援員(介助、図書)を学校の実情に応じて配置する。また、情報教育アドバイザーが学校巡回を行うことにより情報教育を支援する。	市内小中学校全校にスクールアシスタントを配置する。学校生活支援員(介助)は29名任用し、各校の個別支援を必要とする児童生徒数に応じて、配置する。学校生活支援員(図書)は15名任用し、各校1名配置する。学級支援指導助手(複式学級対応)は2名任用し、複式学級に配置する。情報教育アドバイザーを3名任用し、ICT教育の補助、情報教育の支援を行う。	スクールアシスタント(介助30名、図書13名、情報教育アドバイザー3名、学級支援助手2名 計48名)	77,653	77,922	77,922	
249	幼稚園・保育園・小学校連携事業	学校教育課	市の子育て事業の一環として、市内の幼稚園・保育園及び小学校間の連携を図り、より広い子育ての支援を行う。 連携を通して、小1プロブレムや学校不適応を未然に防げるよう、教諭と保育士との懇談会、研修会を開催する。	幼稚園・保育園・小学校の連携を通して、小学1年生へスムーズに移行できるように、教職員の研修会や園児の小学校見学、教育に関するイベントや交流会、子どもの実態等の情報交換会などの事業を行う。	会議の開催：3回、イベントの開催、子育て支援に伴うチラシ等作成、研修の開催：2回、園児の小学校体験	50	50	50	
250	教育研究振興事業	学校教育課	教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、下野市の教育行政の推進・振興を図る。学習指導の工夫、改善等について調査研究したり、教職員の研修を実施し、教職員の資質の向上を図り本市の教育水準向上を目指す。	教職員全体研修会を年3回(4月、8月、1月)開催する。また、小中連携教育研究事業や学習指導主任研修会等を開催する。小学校3、4年生が使用する社会科副読本の情報収集と改訂(3ヶ年毎)を行う。	市教職員全体研修会 専門研修、希望研修の実施、調査研究事業(学力向上・情報教育・小中連携等)による分析、道徳地域教材作成、「新聞の日」実施、ふるさと学習の実施	3,672	4,120	4,120	
251	エス・アンド・ユーコラボ事業	学校教育課	宇都宮大学と連携し、各校の学校課題推進や研修体制の充実に向けて専門講師を派遣することで、教員の授業力の向上、児童生徒の学力向上を図る。 実施校 小学校11校 中学校4校 市内全小中学校で実施	宇都宮大学共同教育学部と連携し、各校の要請に応じて、大学の教授や准教授、または附属学校の教員を招聘し、校内研修の講師として指導助言を仰ぐ。中心は校内研修であるが、授業研究は広く公開し、中学校区や市内全校での研修の場とする。	宇都宮大学と連携し講師を派遣 小学校8校、中学校3校 義務教育学校1校、15千円×40回、合計600千円	600	600	600	
252	児童生徒英語教育推進事業	学校教育課	・国際社会で活躍できる児童生徒の育成を目指し、児童生徒の英語力向上を図る。	・小中学校における外国語授業や外国語教材作成の補助として、外国語指導助手(ALT)、日本人外国語指導助手(JTE)を配置し、全小中学校で毎時間支援できるよう整備する。 ・各種イベントや小中学校における教材の整備を行う。 ・教職員向けの英語力向上のための研修を充実させる。	教員向けの語学研修を充実させ、小学校教科化へ向けた指導力向上を図る。 ALT11名(派遣)	42,887	50,597	50,597	
253	小中学校教科用図書選定事業	学校教育課	小中学校で使用する教科用図書について、市教科用図書選定委員会で協議して選定する。小中学校各教科教科用図書(約4年に1回)、小中特別支援学級用図書(毎年)を選定・答申する。	教科用図書選定委員会を年2回開催(内調査員報告1回)では委員7名を招聘する。特別支援学級用教科用図書調査委員会は2回(調査員：計4名(中学校2名、小学校2名))中学校教科用図書調査委員会は3回(調査員：計26名(中学校2名×11教科 国社数理英音美術家道)実施。	小中学校特別支援学級用教科書の選定の実施、教科用図書選定委員会・調査員会開催	87	87	138	
254	ユースサポート事業	学校教育課	小中学校、適応指導教室に大学生を受け入れ、補助的な授業支援を行う。効率的な授業運営や、教師がより指導の必要な児童生徒に向き合う時間の確保に役立てる。 部活支援では、経験を生かした指導がなされ技術の向上が図られる。	学生による学習支援(配慮を必要とする児童生徒への支援、補習)、生活支援(配慮を必要とする児童生徒の教室移動・給食指導・清掃指導等)、及び部活動支援(専門種目の指導の支援)を行う。	地域の人的資源として、大学生による学校支援を継続して行う。(白鷲大学・宇都宮大学)	500	500	500	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名				令和4年度	予算額		令和5年度
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度	
255	特別支援教育推進事業	学校教育課	就学支援委員会を開催し、個別支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導と必要な支援を行い特別支援教育の充実を図る。 相談員は、各学校を訪問し、児童生徒への支援内容を助言する。 特別支援教育推進計画を策定し、計画に沿った特別支援教育の推進を図る。	就学支援委員会を年3回開催し、就学支援委員14名により、教育措置等について協議する。 特別新教育推進委員会を年3回開催し、計画を策定する。	就学支援委員会 特別支援教育推進のための各種研修会等の開催	90	96	96	
256	学校教育サポート事業	学校教育課	学校教育上で発生する諸問題(いじめ、不登校、特別な支援を要する等)の解決に向けて、電話・面接相談や学校巡回相談などを行い、関係諸機関との連携が密になるように支援したり、適応指導教室で集団生活への復帰を目指す。 コーディネーター、ケースワーカー、就学・特別支援教育相談員、心理士等の専門スタッフを配置する。また不登校対策の1つとして、夏季休業中の各中学校における学習支援「いきいき学び塾」を実施する。	コーディネーター、ケースワーカー、就学・特別支援教育相談員等の専門スタッフを配置し、学校教育で発生する様々な問題、就学や特別支援教育関係の相談を受けたり、学校生活への復帰支援や在籍校との連携、個別カウンセリング、教科指導、夏季休業中、各中学校において、学習支援事業を実施する。	電話・面接・巡回相談 適応指導教室運営 夏季休業中における学習支援 (施設借用)	24,621	26,751	31,751	
257	小中一貫教育推進事業	学校教育課	下野市小中一貫教育推進協議会の協議内容を活かし、これまでの小中連携教育の取組を充実発展させ、円滑な小中一貫教育を推進する。 平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」に示された南河内中学校区における小中一貫教育を推進する。 義務教育学校の円滑な運営に資するために、コーディネーターを配置する。	市全体の小中一貫教育について、保護者や地域代表、幼小中高大の各代表等を委員とする小中一貫教育推進協議会を設置し幅広く意見を求めると共に学校運営協議会を運営し、小中一貫教育を始めとする学校教育に保護者や地域の方に参画いただく。	下野市小中一貫教育推進協議会開催、コーディネーター配置	3,349	2,205	226	
258	小学校給食共通管理事業	教育総務課	市内小学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。 (祇園小・緑小・古山小・石橋北小・石小) 調理室細菌検査年1回、調理員検便検査月2回、ノロ検査月1回(10~3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃) 会計年度任用職員(栄養士)を配置し、アレルギー対応等を行う。	事業費 95,232千円 報酬 : 2,404千円 期末手当: 488千円 旅費 : 167千円 需用費: 2,391千円 役員費: 399千円 委託料: 89,383千円	134,539	95,232	96,192	
259	小学校給食備品整備事業	教育総務課	市内小学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を児童に提供する。	給食備品の更新計画に基づき、備品更新を行う。	事業費:4,474千円 備品購入費:4,474千円	3,400	4,474	4,404	
260	祇園小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	350	350	350	
261	緑小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	260	260	260	
262	石橋小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る	学校給食の円滑化を図る	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	300	300	300	
263	古山小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	340	340	340	
264	細谷小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	20	20	20	
265	石橋北小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	108	108	108	
266	国分寺小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	50	50	50	
267	国分寺東小学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を児童に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	11	11	11	
268	中学校給食共通管理事業	教育総務課	市内中学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を生徒に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。(南河内二中・石中) 調理室細菌検査年1回、調理員検便検査月2回、ノロ検査月1回(10~3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃) 栄養士(会計年度任用職員)を配置する。	事業費:49,444千円 報酬 : 2,361千円 期末手当: 479千円 旅費 : 167千円 需用費: 3,463千円 役員費: 167千円 委託料: 42,807千円 事業費:3,624千円	60,148	49,444	47,823	
269	中学校給食備品整備事業	教育総務課	市内中学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を生徒に提供する。	給食備品の更新計画に基づき、備品更新を行う。	備品購入費:3,624千円	3,124	3,624	3,650	
270	南河内第二中学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を生徒に提供する。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	290	290	290	
271	石橋中学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の維持管理を図り、安全安心な学校給食を生徒に提供する	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	350	350	350	
272	国分寺中学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	75	75	75	
273	学校給食センター管理事業	教育総務課	国分寺小学校、国分寺東小学校、細谷小学校、国分寺中学校の4校の学校給食を実施する。	・調理・配送・配膳業務委託を実施する。食数 1,537食、うちアレルギー対応食 90食。 ・国分寺学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会を開催する。 ・安全で安心な学校給食を提供するため、施設の各種保守点検、維持管理、清掃等の業務委託の実施、計画的な食器類の更新とともに、随時、設備の修繕を実施する。	実施給食数 小学校3校 1,042食 中学校1校 495食 合計 1,537食	108,505	108,505	108,505	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	計画額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度	令和5年度
274	学校食育推進事業	学校教育課	小中学校9年間における系統的な食育の授業実践を研究する。家庭、地域と関係機関が連携した食育と地産地消の推進を図るための方策を研究する。全ての児童生徒に同様の「食に関する指導」を進める。家庭への啓発、地域との連携を図り、食育を推進していくことで、健康に留意できる児童生徒を育てる。	市内すべての児童生徒に同様の食育実践を実施する。家庭、地域と関係機関が連携した食育の推進、地産地消を図るための方策を研究する。また、「下野市学校給食食物アレルギー対応委員会」の開催により、アレルギー対応マニュアルの見直しをする。	「朝食の摂取習慣の確立と質の向上の推進」の実施、食育だよりの発行、朝食の簡単料理レシピ募集、朝食アンケート実施、食物アレルギー対応	711	711	711	
275	小学校共通管理事業	学校教育課	小学校8校・義務教育学校(前期課程)1校の共通経費、事業を一元化し効率化を図りつつ、学校運営を支援する。	平成30年度より学校運営協議会制度を導入(小学校11校)し、保護者や地域住民、校長等を委員として任命し、地域とともにある学校づくりを推進している。次年度の新入学児童に対する就学時健康診断を10月から実施するとともに、2月には入学通知を発送する。就学児童に対する各種健診を実施する。	学校運営協議会委員の配置、入学通知、就学時健診、児童健康診断、保健衛生検査	9,457	9,224	9,224	
276	祇園小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,402	2,168	2,168	
277	緑小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,031	2,020	2,020	
278	石橋小学校教育振興事業	学校教育課	活力ある学校づくりを推進する	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,664	2,664	2,664	
279	古山小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた教育課程の円滑な実施。共に学び、共に育つ活気あふれる学校づくりを推進する。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,209	2,209	2,209	
280	細谷小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	927	905	905	
281	石橋北小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	1,608	1,595	1,595	
282	国分寺小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	3,479	3,479	3,479	
283	国分寺東小学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,502	2,502	2,502	
284	確かな学力と芸術推進事業	学校教育課	文科省が進めるICT活用を図り、分かる授業を推進し、確かな学力の定着を図る。吹奏楽器を定期的に更新し、芸術活動の推進を図る。	GIGAスクール構想による令和3年度からの児童生徒一人一台への端末配備に伴い、大型提示装置を各教室へ整備し、ICT活用を促進する。3年に一度、楽器の更新を実施し充実させる。	大型提示装置の整備(2カ年で整備する:1年目)	0	28,204	28,704	
285	南河内第二中学校管理事業	学校教育課	学校経営を円滑し、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入費等	5,712	5,712	5,712	
286	石橋中学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する	学校行事を運営する。教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入費等	5,076	5,072	5,072	
287	国分寺中学校管理事業	学校教育課	学校経営方針に基づく教育活動を展開するため、教育環境の維持管理に努め、学校経営の円滑化を図る。	学校行事を運営する。教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入費等	2,768	2,768	2,768	
288	南河内第二中学校教育振興事業	学校教育課	生徒の学習に必要な教材教具を整備し、事業効果を高める。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品、図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	2,967	2,967	2,967	
289	石橋中学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品、図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	4,704	4,704	4,704	
290	国分寺中学校教育振興事業	学校教育課	学校経営方針に基づく教育活動を展開し、教育目標に掲げた生徒を育成する。	教材教具の整備をする。教育活動、特別活動を実施する。	教材備品、図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	3,435	3,424	3,424	
291	確かな学力と芸術推進事業	学校教育課	文科省が進めるICT活用を図り、分かる授業を推進し、確かな学力の定着を図る。吹奏楽器を定期的に更新し、芸術活動の推進を図る。	GIGAスクール構想による令和3年度からの児童生徒一人一台への端末配備に伴い、大型提示装置を各教室へ整備し、ICT活用を促進する。3年に一度、楽器の更新を実施し充実させる。	大型提示装置の整備(特別教室)	0	6,268	1,500	
292	中学校教科書改訂事業	学校教育課	令和3年度から使用の、中学校全教科の教科用指導書、デジタル教科書、指導資料を整備する。	教科書の改訂等に伴う教科書・指導書等の整備を、改訂のスケジュールに合わせて実施する。	採択された教科書・指導書の購入、学級増分の教師用教科書、指導書の購入	14,933	49	0	
293	小学校教科書改訂事業	学校教育課	令和2年度から使用の、小学校各教科教師用教科書及び指導書、デジタル教科書、指導資料を整備する。	教科書の改訂等に伴う教科書・指導書等の整備を、改訂のスケジュールに合わせて実施する。	採択された教師用教科書・指導書の購入、学級増分の教師用教科書、指導書の購入	1,323	1,323	750	
294	理科教育設備整備事業	学校教育課	理科教育並びに算数・数学教育に関する備品を計画的に整備・更新し、新学習指導要領等新しい教育に対応した環境を提供し、理科教育並びに算数・数学教育の充実を図る。	理科教育設備費等補助金を活用し、各学校のニーズを把握しながら新規で購入する設備・備品、旧式の備品の更新を順次実施していく。3年で全15校に整備できるように計画し、継続的に整備を行っていく。	小学校3校 中学校1校で整備	2,000	2,000	2,000	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
295	小学校スクールバス運行事業	教育総務課	学校の再編により、通学距離が延長となる国分寺西小学校区に居住する児童を国分寺小学校へ送迎するためにスクールバスを運行する。	バス停留所3か所を設定し、平成31年4月より委託業務によるスクールバス2台の運行を実施する。登下校時の送迎や校外授業時の利用を含む特定旅客自動車運送事業(特定バス)として運行を行う。	委託料 13,591千円	13,591	13,591	13,591
296	学校給食センター設備改修事業	教育総務課	給食センターは、事業開始から16年が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。設備の故障は、修繕により対応してきたが、一部の設備で更新及び改修を要するものが出ている。計画的に設備の更新及び改修を図り、安心で安全な学校給食を提供する。	給食センター開設 平成18年9月1日 給食数 1,537食 調理機器設備等の更新及び改修	総事業費 6,000千円 備品購入費 6,000千円	0	6,000	10,000
297	南河内小中学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	0	0	0
298	南河内小中学校教育振興事業	学校教育課	本校の学校経営方針に基づいた、教育課程の円滑な実施を図る。	教材教具の整備をする。 教育活動、特別活動を実施する。	教材備品や図書等の整備、学力向上の教材備品等の購入、学校図書充実の整備費用、各種学校行事費用	0	7,274	7,274
299	南河内小中学校給食管理事業	学校教育課	学校給食の円滑化を図る。	施設の管理や消耗品の購入を行い、自校給食の維持管理をする。	給食室の維持管理、調理用消耗品や調理用洗剤等の購入	0	575	575
300	教育情報ネットワーク活用事業	教育総務課	市内小中学校を全校接続することにより、学校間の連携を深める。 校務にかかる情報を電子化し共有することにより事務の効率化を図る。 事務効率化により生まれた時間を児童生徒に向けてことにより教育の質の向上を図る。	市内全校と教育委員会を結ぶ教育情報ネットワークの管理運営を行う。 グループウェアの共同利用により教育委員会・教職員間の情報共有を図る。 HPの管理運営・学校情報機器管理を行う。 令和4年度に石橋地区内の一部機器、令和5年度に国分寺地区の機器入替を予定している。	事業費:43,275千円 需用費: 301千円 役務費:11,430千円 委託料:14,512千円 借上料:17,032千円	69,612	43,275	44,327
301	小学校施設管理事業	教育総務課	児童の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	市内小学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	総事業費85,683千円 需用費56,800千円 役務費3,240千円 委託料22,498千円 借上料3,145千円	86,000	85,683	85,380
302	小学校施設整備事業	教育総務課	児童の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修に係る設計及び工事。	総事業費21,000千円 委託料 1,000千円 工事請負費 20,000千円	18,687	21,000	21,000
303	小学校コンピュータ管理事業	教育総務課	情報機器を活用し、学習の効果が上がる授業の工夫に努める。 情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う児童たちの情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PCの定期更新を行う。 機器の保守を行う。 小学校コンピュータ導入台数 4,256台 教職員用 250台、PC教室用 411台、教室用 75台、1人1台端末3,520台 令和4年度に石橋地区の一部の機器入替を予定している。	事業費 76,006千円 修繕料: 300千円 委託料:22,561千円 借上料:53,145千円	75,838	76,006	83,960
304	祇園小学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	5,052	5,052	5,052
305	緑小学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	3,666	3,589	3,589
306	石橋小学校管理事業	学校教育課	教育環境の維持管理に努め、学校経営の円滑化を図る	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	4,054	4,054	4,054
307	古山小学校管理事業	学校教育課	創意ある学校経営の推進に努め、特色ある学校づくりをめざす。 基礎、基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力の育成をめざす。 豊かな心を育む教育活動の充実とたくましく生きる力の育成をめざす。 健康の保持増進と体力の向上を図り、健康、安全に対する資質や能力の育成をめざす 「教育は人なり」を合言葉に教育専門職としての職能向上をめざす。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	3,810	3,810	3,810
308	細谷小学校管理事業	学校教育課	創意ある学校経営の推進に努め、特色ある学校づくりを目指す。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	1,563	1,563	1,563
309	石橋北小学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	2,492	2,489	2,489
310	国分寺小学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	3,461	3,461	3,461
311	国分寺東小学校管理事業	学校教育課	学校施設の適正な維持管理により、良好な学習環境を整備する。	学校行事を運営する。 教育環境の維持管理をする。	施設維持管理、給食燃料費、光熱水費等、校内の各種修繕料、保健室医薬材料費、複写機使用料、備品購入等	1,528	1,528	1,528
312	中学校共通管理事業	学校教育課	中学校・義務教育学校(後期課程)の共通経費、事業を一元化し効率化を図りつつ、学校運営を支援する。	平成30年度より学校運営協議会制度を導入し、校長や保護者、地域住民を委員として任命し、地域とともにある学校づくりを推進している。 次年度の新入児童に対する就学時健康診断を10月から実施するとともに、2月には入学通知を発送する。 就学児童に対する各種健診を実施する。	学校運営協議会委員の配置、入学通知、就学時健診、児童健康診断、保健衛生検査	4,004	4,004	4,004
313	中学校施設管理事業	教育総務課	生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	市内4中学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	総事業費49,177千円 需用費 37,650千円 役務費 1,380千円 委託料 8,799千円 借上料 1,348千円	49,372	49,177	48,827

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
314	中学校施設整備事業	教育総務課	生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修における設計及び工事。	委託料 500千円 工事請負費 10,500千円	11,373	11,000	11,000
315	中学校コンピュータ管理事業	教育総務課	情報機器を活用し、学習効果を高める授業の工夫に努め 情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う生徒の情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PC、特別・普通教室用PCの定期更新を行う。 情報機器の保守を行う。 コンピュータ導入台数 2,177台 教職員用131台、PC教室164台、教室用102台、1人1台端末1,780台 令和4年度に石橋地区の一部機器入替を予定している。	事業費:32,713千円 需用費:300千円 委託料:9,643千円 借上料:22,770千円	32,748	32,713	35,456
316	義務教育学校整備事業	教育総務課	9年間の一貫した継続指導を行う「小中一貫教育」を推進する中、南河内中学校区においては、令和4年4月の開校に向け、施設一体型の義務教育学校を整備する。	平成30、令和元年度:用地取得、基本・実施設計、開発許可等 令和2、3年度:校舎及び屋内運動場建築 令和4年度:既存校舎一部改修	委託料 6,000千円 工事請負費 98,500千円	3,025,230	104,500	0
317	南河内第二中学校区給食室改修事業	教育総務課	南河内地区学校給食検討委員会において、運営方式について検討がなされた結果、南河内第二中学校区については、祇園小学校を親とする親子方式が望ましいとの方向性が決定したため、各校の給食施設の改修を行う。	祇園小学校(親):既存施設の改修及び増築 緑小学校、南河内第二中学校(受配校):搬入口・配膳室等の整備 令和元年度:基本設計業務委託 令和2・3年度:建築基準法許可に向けた準備 令和4年度:実施設計業務委託、補助要望 令和5・6年度:改修工事	手数料 500千円 委託料 30,814千円	5,749	31,314	8,400
318	義務教育学校施設管理事業	教育総務課	児童・生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、施設の修繕や定期的な保守管理が必要となることから、予算の一元管理による経費の削減と効率化を図りつつ、学校施設の修繕・維持管理を行う。	義務教育学校施設における警備、電気、消防設備の保守、樹木管理等の実施によって、良好な学習環境と安全・安心な学校運営を確保する。	総事業費22,900千円 需用費18,000千円 役務費900千円 委託料3,000千円 借上料1,000千円	0	21,900	21,900
319	義務教育学校施設整備事業	教育総務課	児童・生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、故障等による危険個所の改修工事を行う。	教育環境維持のため、故障等による危険個所の修繕・改修における設計及び工事。	総事業費5,500千円 委託料500千円 工事請負費5,000千円	0	0	0
320	義務教育学校コンピュータ管理事業	教育総務課	情報機器を活用し、学習の効果が上がる授業の工夫に努める。 情報通信機器等を活用し、下野市の将来を担う児童生徒たちの情報活用能力の向上を図る。	教員用PC、パソコン教室用PCの定期更新を行う。	事業費 3,982千円 委託料:3,982千円	0	3,982	3,982
321	義務教育学校給食共通管理事業	教育総務課	市内義務教育学校の学校給食の維持管理を図り、安全で安心な学校給食を生徒に提供する。	調理業務を民間業者に委託する。 (南河内小中学校) 調理室細菌検査年1回、調理員検便検査月2回、ノロ検査月1回(10~3月)を行う。 給食調理室の維持管理を行う。(防虫駆除・排気設備清掃)	事業費 32,167千円 需用費: 659千円 役務費: 78千円 委託料:31,430千円	0	32,167	32,167
322	社会教育総務事務費	生涯学習文化課	下野市生涯学習推進計画(第三次)の理念である、「多様な学習を通じた自己成長と自己実現」「学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活」「学びを基盤とした地域づくり」を実現するために、学習機会・情報の提供等の学習環境の整備を行う。	市の社会教育の振興を図るために、社会教育委員会議を開催する。また、市民の自発的な学習を支援するために生涯学習情報誌「エール」を発行する。	・社会教育委員会議の開催(年3回) ・生涯学習情報誌エールの発刊(年1回)	2,755	2,696	2,696
323	生涯学習推進事業	生涯学習文化課	生涯学習推進計画(第三次)の目的である「生涯学習を通じたひと・まちづくり」の実現のため、「多様な学習を通じた自己成長と自己実現」「学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活」「学びを基盤とした地域づくり」を推進する。	生涯学習推進本部会議 1回開催予定 生涯学習推進協議会議 3回開催予定 ふれあい学習推進委員会議 2回開催予定 ファミリエ下野市民運動の支援	・生涯学習推進本部の開催 ・生涯学習推進協議会の開催 ・ふれあい学習の推進	192	192	192
324	市民情報化推進事業	生涯学習文化課	全ての市民がICTの恩恵を享受できるよう、ICTに関する講座を開催し、市民の情報格差の解消に努める。	初心者コース 1講座 ステップアップコース 1講座 各4回開催	ICTに関する講座の開催	255	255	255
325	社会教育事業	生涯学習文化課	社会参画意識や地域連帯意識の醸成を目的として事業を実施する。	・社会教育関係団体に対する活動支援 ・成人式の開催 ・年輪のつどいの開催 ・コミュニケーションスキルアップ講座	・各種社会教育関係団体への支援 ・成人式挙行 ・年輪の集い実施 ・コミュニケーション力アップ講座の開催	4,862	2,655	2,655
326	生涯学習による協働のまちづくり支援事業	生涯学習文化課	生涯学習推進計画(第三次)の目的である「生涯学習を通じたひと・まちづくり」の実現に向けて、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する学習機会を提供し、市民のまちづくりへの参加をサポートする。	「市民と行政の協働によるまちづくり」に関する講演会を開催する。	ひと・まちづくり講演会の開催	50	50	50
327	青少年育成事業	生涯学習文化課	様々な体験活動やボランティア活動を通して自ら学び考え、主体的に判断・行動できるよう青少年の社会参加を支援する。また、青少年育成団体との協働事業の実施により、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む環境を醸成する。	①青少年育成団体の支援及び補助金交付 ②青少年団体(ジュニアリーダーズクラブ(JLC))の活動支援 ③育成環境整備事業(立ち入り調査)の実施 ④青少年育成団体との協働による事業(小中学校音楽祭・子どもなんでも発表会)の実施	・青少年育成団体支援及び協働事業の実施 ・JLCの育成、支援 ・立入調査の実施	1,376	1,376	1,376
328	家庭教育事業	生涯学習文化課	人が基本的な生活習慣や豊かな情操・倫理観・自立心などを身につけるために、家庭教育は重要な役割を果たす。こうしたことから、家庭教育の学習機会を充実し、親子の健やかな成長を支援する。	小中学校での家庭教育学級の開催 家庭教育支援チームひばりの活動支援	家庭教育学級の開催 家庭教育支援チームの活動支援	195	195	195
329	南河内公民館管理運営事業	生涯学習文化課	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催:家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業:公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催:自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 管理運営業務:公民館施設の維持管理及び運営業務	公民館講座の開催 自主サークルの活動支援 公民館まつりの開催 施設の適正な維持管理	15,578	12,732	12,732

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額	計画額		
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
330	南河内東公民館管理運営事業	生涯学習文化課	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催：家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業：公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催：自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務：管理運営業務	公民館講座の開催 自主サークルの活動支援 公民館まつりの開催 施設の適正な維持管理	7,180	7,034	6,889	
331	石橋公民館管理運営事業	生涯学習文化課	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催：家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業：公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの実施：自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務：管理運営業務	公民館講座の開催 自主サークルの活動支援 公民館まつりの開催 施設の適正な維持管理 新公民館へ機能移転	7,031	7,031	0	
332	国分寺公民館管理運営事業	生涯学習文化課	地域に根ざした生涯学習の中核施設として、地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を推進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。	講座開催：家庭教育・青少年・成人・高齢者・セカンドステージ支援・まちづくり入門講座等 指導事業：公民館自主サークルや各種団体の育成・支援 公民館まつりの開催：自主サークル活動の成果発表及び地域との交流事業 公民館施設管理運営業務：管理運営業務	公民館講座の開催 自主サークルの活動支援 公民館まつりの開催 施設の適正な維持管理	31,683	31,683	31,683	
333	南河内東公民館改修事業	生涯学習文化課	生涯学習の中核施設、災害時の避難所として安心安全を確保し、活用できる施設として整備を実施する。	・屋上トップライトから雨漏りがするため、雨漏り防止のためのシリリング工事をする。 ・多目的ホールのレースカーテン及び暗幕取り換え工事及びレール交換工事をする。 ・2階ロビー及び廊下のビータイルの張り替え工事をする。 ・多目的ホールのワイヤレスマイク設備が故障して使えないため、設備を交換する。 ・陶芸電気釜の老朽化による耐火断熱レンガや上蓋断熱ウール等の改修工事をする。	・多目的ホールのカーテン交換工事 ・2階ロビーのタイル張り替え工事	0	0	0	
334	図書館共通管理運営事業	生涯学習文化課	生涯学習の拠点として下野市立図書館(石橋・国分寺・南河内)3館の共通管理運営を推進する。	指定管理者による定型的業務の管理運営を行う。 図書館協議会 年5回開催予定。	・市立図書館3館(石橋、国分寺、南河内図書館)の指定管理者による定型的業務の管理運営を行う。 ・図書館管理システム構築業務委託	103,234	122,781	122,781	
335	図書館施設修繕事業	生涯学習文化課	経年劣化にともなう図書館施設の改修、修繕を実施する	3館すべてが築後30年以上を経過し、経年劣化により改修を必要とする箇所が頻出しているため改修、修繕を実施する	経年劣化にともなう図書館施設の修繕を行う	2,150	3,054	2,508	
336	生涯学習情報センター管理運営事業	生涯学習文化課	市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、ボランティア講座や指導者養成講座、スキルアップ講座など各種講座の開催や「まちづくりリクエスト講座」の受付・連携調整を行う。 また、市民が培った知識や経験・技能を学びに活かし、地域ぐるみで子どもを育てる「学校支援」や地域社会に活かす「生涯学習」を推進するため、2つのボランティアバンクを管理し、学習者と支援者間の連携調整を行う。	○市民活動団体等と「連携・共催・協働」により各種講座を開催。 ○学校支援ボランティア・生涯学習ボランティアバンクの管理運営及びコーディネート。 ○市民活動団体・ボランティアバンク登録者の活動支援。 ○まちづくりリクエスト講座の受付・コーディネート。	生涯学習情報センター管理運営	5,904	5,038	5,038	
337	国分寺公民館駐車場整備事業	生涯学習文化課	国分寺公民館駐車場整備	駐車場の土地取得及び整備	土地取得及び整備	0	4,600	0	
338	保健体育総務事務費	スポーツ振興課	スポーツ振興行政全般の運営に関するもの、各種スポーツ関係委員会に関する事務の遂行、B&G海洋センターに関する事務の遂行。	市スポーツ推進審議会はスポーツの推進に関する事項等について審議をする。 市スポーツ推進委員会はスポーツ振興事業について審議をする。 市スポーツ少年団について育成指導等を行う。	推進審議会・推進委員会・少年団指導員報酬 総合型地域スポーツクラブ事務局員賃金等	11,786	11,786	11,786	
339	スポーツ振興事業	スポーツ振興課	市民のスポーツニーズに的確に対応しながらスポーツ振興を図る。また、各種スポーツ団体の補助については、より効果的な事業運営ができるよう支援を行う。 市民が生涯をおしてスポーツを楽しみ取り組むきっかけとするため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供しスポーツの振興を図る。また、本市の生涯スポーツ推進の核となっている各種スポーツ団体を補助育成し生涯スポーツ推進の基盤を強化する。	スポーツに接する機会の提供を図るため、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催する。 スポーツへの関心を高めるため、ニュースポーツの普及推進を図る。また、障がい者の社会参加を促進するため障がい者スポーツ交流会を開催する。 競技スポーツの向上及び少年スポーツの振興をはかるため、体育協会、スポーツ少年団を補助支援する。 全国大会等出場者へ激励金及び褒賞金を交付しスポーツ活動の支援を行う。	スポーツ教室委託 体育協会、スポーツ少年団補助金 全国大会等出場者激励金等	11,963	11,963	11,963	
340	市民体育祭開催事業	スポーツ振興課	市民総スポーツひとり1スポーツの基本理念のもと、地域の融和と一体化を図り、併せて地域コミュニティの醸成を図るため市民体育祭を開催する。	市民体育祭の自治会対抗の種目別大会としてティーボール大会及びキンボールスポーツ大会を、運動会として石橋地区及び国分寺地区でそれぞれ開催する。南河内地区については、運動会に代えてスポーツフェスティバルを開催する。	商品代・看護師・協力者・審判員謝金 大会等準備・当日保険料 仮設トイレ・テント等借上等	2,868	2,758	0	
341	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業	スポーツ振興課	国のスポーツ基本計画に基づき生涯をおしてスポーツに親しめる環境づくりや活力ある地域コミュニティづくりを目的に設置され、現在では地域住民が主体となって、地域に密着した特色ある事業を展開し地域スポーツの推進役となっているスポーツクラブの活動を支援する。	3地区に設置された各クラブに対し、活動運営費の補助を行い自主運営に向けた活動を支援する。	活動費補助金交付 NPO法人 グリムの里スポーツクラブ 夢くらぶ国分寺 元気ワイワイ南河内	750	750	0	
342	体育館管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	体育館の維持管理を実施する。(南河内体育センター・南河内東体育館・石橋体育センター・国分寺B&G海洋センター・国分寺聖武館・旧国分寺西小学校体育館) > 体育センター等の窓口業務を総合型スポーツクラブへ委託する。 > 体育館の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 > 体育館の消耗品費、光熱水費を支出する。	体育館維持管理	35,366	36,743	37,040	
343	運動場管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	運動場の維持管理を実施する。(別処山公園・大松山運動公園・国分寺運動公園・五千石球場・諏訪山球場・西坪山球場・南河内球場・南河内東部運動広場・尼寺グラウンド・みのわ古城公園・南河内ゲートボール場・南河内テニスコート・祇園原テニスコート) > 運動場の清掃作業、保守点検、修繕、樹木管理等を実施する。 > 運動場の消耗品費、光熱水費等を支出する。	運動場維持管理	100,137	106,115	99,943	
344	武道館管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	武道館の維持管理を実施する。(南河内武道館、石橋武道館、国分寺武道館) > 武道館の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 > 武道館の消耗品費、光熱水費等を支出する。	武道館維持管理	9,506	1,315	1,315	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	計画額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
345	弓道場管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	弓道場の維持管理を実施する。(石橋弓道場・国分寺静思館) > 弓道場の清掃作業、保守点検、修繕等を実施する。 > 弓道場の消耗品費、光熱水費等を支出する。	弓道場維持管理	442	642	642
346	プール管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	プールの維持管理を実施する。(国分寺B&G海洋センタープール) > プールの運営業務委託を実施する。 > プールの保守点検、修繕等を実施する。 > プールの消耗品費、光熱水費等を支出する。 ※大松山運動公園プールは令和2年度で閉鎖	プール運営管理	5,153	5,378	5,153
347	スポーツ交流館管理事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、スポーツの場を提供する。	スポーツ交流館の維持管理を実施する。 > スポーツ交流館の保守点検、修繕等を実施する。 > スポーツ交流館の消耗品費、光熱水費等を支出する。	スポーツ交流館維持管理	1,556	1,556	1,556
348	運動場改修事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	> 別処山公園外周舗装整備 > 別処山公園砂場撤去工事 > 別処山公園キュービクル改修工事 > 国分寺運動公園キュービクル改修工事 > 国分寺運動公園遊具撤去工事 > 大松山運動公園陸上競技場芝修繕 > 大松山運動公園陸上競技場管理棟内カーペット設置	改修工事等	0	50,954	40,000
349	第77回国民体育大会栃木大会開催事業	スポーツ振興課	令和4(2022)年に開催される第77回国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)の推進及び正式競技(サッカー、ハンドボール)、デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)の会場となる本市における国体の円滑な運営を図る。	〇いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に対して補助金を交付することにより、国体の推進及び正式競技(サッカー、ハンドボール)、デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)の円滑な運営を図る。 〇国体を効率的かつ全庁的に推進するため、また、国体に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁内推進本部を設置・運営し、本大会及びリハーサル大会において、本市開催競技を円滑に運営するため、庁内実施本部を設置・運営する。 〇県及び共催市町、競技団体や関係団体等との連携を図る。	国体実行委員会補助金 106,727千円	80,399	106,727	0
350	大松山運動公園第2期整備事業	スポーツ振興課	【市長協議未済み】大松山運動公園の利便性の向上及び維持管理における効率化を図る。	大松山運動公園プール跡地利用として、第2期整備を実施する。民間活力導入可能性調査を実施し、PFIの手法により整備する。 ※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ):設計・整備から維持管理までを民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法 ※VFM(ヴァリュー・フォー・マネー):一定の支払に対し、最も価値の高いサービスを提供するというPFIの最も重要な概念	民間活力導入可能性調査	0	10,461	0
351	体育施設改修事業	スポーツ振興課	生涯スポーツの推進を図るため、利用者に安全で快適なスポーツの場を提供する。	> 石橋弓道場安土改修工事 > 国分寺B&G海洋センターキュービクル改修工事 > スポーツ交流館外階段レンガ修繕工事 > 南河内東体育館屋根改修工事(R4:実施設計業務委託、R5:工事・監理業務委託)	体育施設改修工事等	902	8,626	10,989
352	文化振興事業	生涯学習文化課	・市民がさまざまな芸術文化に触れることで、豊かに暮らすための文化振興活動の活性化を図る。 ・文化団体の自主事業運営の推進を図り、市民の芸術文化活動への参加を促進する。 ・子どもの豊かな心や感性、創造力やコミュニケーション能力を育み、地域文化の担い手を育成する。	・さまざまな芸術文化活動を愛好し、実践している市民の各種発表及び作品等を展示するため、しもつけ市民芸術文化祭を開催する。 ・文化団体相互の連絡協働と会員相互の親睦融和を図り、下野市の文化活動の振興及び文化的水準の向上発展を目的とする下野市文化協会の運営を補助し、活動に対し協力する。 ・次世代を担う児童・生徒に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、小学校及び中学校において芸術鑑賞事業を開催する。	しもつけ市民芸術文化祭の開催、下野市文化協会の支援、市内小中学校の芸術文化鑑賞事業の実施。	6,626	6,171	6,371
353	グリムの森・グリムの館管理事業	生涯学習文化課	・財団の能力を活用しつつ、市民等に対する「グリムの森・グリムの館」の効率及び効果を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。また、財団による芸術・文化等の振興及び生涯学習の推進並びに都市の緑化の普及を図る。 ・指定管理料及び市補助金による限られた予算の中で最大限の効果を出すため、来場者の意見を取り入れながら、事業内容を見直し、改善に努力する。	<指定管理事業>・「グリムの森・グリムの館」の利用許可及び維持管理業務を行う。 ・市民等を対象とした文化公演や展示会等を開催する。 <補助事業>・一般財団法人グリムの里いしばしの運営に関すること。 ・収益を伴わない公益事業を開催する。	指定管理者によるグリムの森・館の管理運営	31,786	31,786	31,786
354	グリムの森施設整備事業	生涯学習文化課	グリムの森・グリムの館は開園後20年以上が経過していることから、改修・設備更新を実施する。グリムの森・グリムの館・お菓子の家の簡易な修繕を継続して行う。	グリムの森・グリムの館・お菓子の家の適正な維持管理運営のため、随時設備更新・修繕工事を実施する。 グリムの館について、建築後23年経過していることから、グリムの館改善保全計画に基づき更新・改修工事を実施し長寿命化を図る。	改善保全計画に基づく設備更新・修繕工事の実施。	0	0	0
355	文化財保護事業	文化財課	市内の国、県、市指定の文化財(106件)や埋蔵文化財(包蔵地500カ所)のほか、下野市文化財保存活用地域計画策定の過程で発見された未指定文化財を保存・活用し「東の飛鳥プロジェクト」を推進するため、文化財保護審議会の開催及び文化財の指定、開発に伴う発掘調査等を行う。	国・県・市指定文化財及び未指定文化財の保存・活用のための適正な管理を実施する。市文化財審議会の開催及び市指定文化財の管理、修理に関する事業、文化財の指定のため調査及び指定を行う。 開発に伴う発掘の届出の事務処理及び立会い等を実施する。また、史跡整備に伴い発掘調査を実施する。発掘調査によって出土した遺物等の整理作業の実施と報告書の作成。令和2年度に国の認定を受けた『下野市文化財保存活用地域計画』に基づき、市内に所在する数多くの文化財の保存・継承を図るとともに、観光や学校教育・生涯学習の資産として活用し、市の特徴的な文化財を活かしたまちづくり事業である「東の飛鳥プロジェクト」を推進する。	文化財審議会の開催(年2回)。開発に伴う届出の受理・発掘調査及び発掘整理の実施。史跡の除草清掃管理。文化財保存活用地域計画で定めた事業の実施。	8,354	7,800	7,507
356	デジタルミュージアム運営事業	文化財課	市内の国、県、市指定の文化財や埋蔵文化財等を保存・活用し、歴史を活かしたまちづくり事業「東の飛鳥プロジェクト」を推進するため、下野市文化財バーチャルミュージアムを運営し、市の歴史文化の情報発信・PRを行う。 また、子どもたちが郷土の歴史や文化への理解を深められるように、キッズ向けページによる情報発信の充実を図る。	H23年度に作成した下野市文化財バーチャルミュージアムの運営。随時コンテンツの追加や作成を行う。 平成29年度から供用している「VR東の飛鳥～甦る下野薬師寺」や、ストリートミュージアムで公開している文化財CGとバーチャルミュージアムとの連携。 下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館の情報の充実を図る。	データの更新・追加、維持管理・バーチャルミュージアムのスマートフォン対応への更新・新規コンテンツの追加	345	345	345
357	下野薬師寺跡保存事業	文化財課	大正10年に国の史跡に指定された下野薬師寺跡の保存整備を図るために策定した「下野薬師寺跡保存管理計画書」に基づき、史跡地の公有化・発掘調査を行い、史跡整備・管理事業を推進する。 また、必要に応じて指定地の追加指定を実施する。	H13年度に第1期整備工事(寺院地南西部・西回廊周辺)・H30年度に第2期整備工事(再建塔周辺)が完了したことから、第3期整備基本計画を策定し、中金堂及び東金堂・講堂等の保存整備工事を実施する。また、供用開始から20年経過した第1期整備地区の改修計画、指定範囲の拡大など、今後の保存整備に関する方針についても決定する。 文化庁・県教育委員会・史跡整備委員会の指導に基づき、史跡の保存・整備・管理活用に向けた方針等の検討を行う。 史跡整備のための発掘調査及び報告書の作成を実施する。 史跡地の適切な保存管理の実施。 中略下野薬師寺跡第3期保存整備基本設計書の策定	下野薬師寺跡保存整備委員会の開催(年1回)。発掘調査報告書の作成。	292	292	292
358	下野薬師寺跡整備事業	文化財課	大正10年に国の史跡に指定された下野薬師寺跡の保存整備を図るために策定した「下野薬師寺跡保存管理計画書」に基づき、史跡の整備事業を推進する。	H13年度に第1期整備工事(寺院地南西部・西回廊周辺)・H30年度に第2期整備工事(再建塔周辺)が完了した。令和2年度に策定した第3期整備基本計画に基づき、中金堂及び東金堂・講堂等の保存整備工事を実施する。また、供用開始から20年経過した第1期整備地区の改修計画、指定範囲の拡大など、今後の保存整備に関する方針についても決定する。	第3期保存整備基本設計の実施。整備報告書作成。	0	12,583	8,204

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額	計画額		
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
359	下野国分寺跡保存事業	文化財課	大正10年に国の史跡に指定された下野国分寺跡の活用を図るため、平成25年度に平地林をを活かした第1次史跡整備を実施し、見学者への案内・解説や体験学習等に活用している。全国の国分寺の中でも主要建物跡が整備された貴重な国分寺であり、県内外からの見学者が多く、その見学者対応として第1次整備地域の保護・管理のための除草清掃や見廻り業務を行う。	国有地を含めた国史跡指定地の管理、史跡整備に伴う発掘調査の報告書の作成を行う。 令和3年5月2日にリニューアルしたしもつけ風土記の丘資料館の見学と併せて国分寺跡・尼寺跡の見学対応(年間8,000人) これまでに実施した発掘調査や整備事業等の報告書の作成。	史跡地の管理。団体による史跡地の除草・清掃。報告書作成に伴う図版作成業務。 整備報告書作成。	8,245	8,245	8,509	
360	下野国分尼寺跡保存事業	文化財課	S40年に国の史跡に指定された下野国分尼寺跡の保存活用を図る。今後の史跡の保存活用の方針等を示すため、下野国分尼寺跡保存活用計画の策定に向けた検討を行っていく。	保存活用計画策定を進めるため保存整備委員会を開催し、今後の保存活用のための検討を行う。また、史跡地の保全のために適切な管理を行う。	保存活用計画策定に向けた検討。 樹木等管理業務の実施。	16,597	16,597	16,597	
361	市内遺跡発掘調査事業	文化財課	本市に所在する国・県・市指定史跡等の保護活用を図るため発掘調査等の調査研究を行う。未指定の遺跡についても発掘調査を行い、指定史跡として保護を図る。	発掘調査：R3年～R7年度 史跡下野薬師寺跡の追加指定範囲確認調査の実施。 R3年～R5年度 三王山南塚古墳群の発掘調査。(国指定に向けた取り組み) 整理作業：児山城跡等の整理作業及び報告書の作成。三王山南塚古墳群の発掘調査(国指定に向けた取り組み) 保存修理：H30年～R6年度 重要文化財甲塚古墳出土遺物(埴輪・土器)の保存修理の実施。	甲塚古墳出土遺物保存修理業務。 下野薬師寺跡周辺及び三王山南塚古墳群の発掘調査。	8,717	9,863	10,639	
362	下野薬師寺歴史館管理運営事業	文化財課	史跡下野薬師寺跡の保存活用のため、史跡公園を一般公開するとともに、下野薬師寺跡のガイド施設である歴史館の管理運営の充実に努め、普及啓発と情報発信を促進する。	史跡まつりの開催。 下野薬師寺ボランティアの支援。 薬師寺小学校とのふるさと学習の実施。 各種文化財関連講座の開催(しもつけこども歴史講座等)。 平成29年4月から供用を開始したAR(拡張現実)・VR(仮想現実)を活用したアプリによる史跡地の解説、案内。 平成29年度に施設の増築工事を行い、体験授業等のスペースが広がったことから、団体や学校の歴史学習等の受け入れを積極的に に行う。また、ボランティアとの連携により、施設の活性化を図る。	文化財関連体験講座の開催。義務教育学校との連携事業の実施。	20,108	22,799	22,594	
363	しもつけ風土記の丘資料館管理運営事業	文化財課	「下野市歴史的風致維持向上計画」及び「下野市文化財保存活用地域計画」を推進するため、文化財の情報発信施設としての活用を図る。また、観光部局とも連携を図り、本市の歴史文化や魅力を市内外へ発信する。	発掘調査等で収蔵した資料の活用を図るため、わかりやすい展示及び各種イベント・講座等の学習機会の提供、市内外に向けた情報の発信を行う。また、「東の飛鳥」プロジェクトを推進するためのPRを行っていく。令和3年のリニューアルオープン合わせ博物館法に基づく登録博物館となるよう手続きを進める。	歴史講座・体験講座開催。他市町との連携講座を開催。ミニ企画展の開催	14,309	13,082	13,191	
364	東の飛鳥プロジェクト推進事業	文化財課	本市は、東国における飛鳥時代の変遷を表す遺跡が集中するという歴史的特性を有している。このことから本市を「東の飛鳥」と称し、「東の飛鳥」ブランドを活用した文化財啓発普及事業を展開する。関連する古代の史跡や遺跡から出土した資料等のほか、民俗文化財や歴史資料、古文書などの史料の調査研究を実施する。また、その成果を基に市民に分かりやすく市の歴史・文化財について啓発普及活動を行い、市民の郷土愛の醸成とともに、市内外へPRすることによって文化財を活用した観光振興に努める。	「東の飛鳥」ブランドのPR事業(イベント・講演会等)、関連グッズの作成 ・市内に所在する古文書及び民具等の調査収集の推進。かんびょう生産道具の登録有形民俗文化財への登録推進、市内文化財のデジタルアーカイブスの整理 ・市内小中学校、公民館等への歴史、文化財に関する学習機会の提供 ・文化財ガイドアプリ(ストリートミュージアム等)の運営	「東の飛鳥」PR事業の実施 文化財CGアプリの普及活動 かんびょう生産道具報告書作成・登録有形民俗文化財への登録推進	13,905	9,630	5,796	
365	東の飛鳥プロジェクト整備事業	文化財課	本市は、東国における飛鳥時代の変遷を示す遺跡が集中するという歴史的特性を有している。このことから本市では「東の飛鳥」ブランドを活用した文化財の活用を進めている。この「東の飛鳥」プロジェクトの推進の一環として、「下野市歴史的風致維持向上計画」に位置付けられている「下野薬師寺いにしへの道整備事業」の実施と合わせ、各種事業を進めることにより、文化財の市内外へのPRを行い、文化財を活用した観光振興に努める。	「下野薬師寺いにしへの道整備事業」として御駕山古墳(未指定)の整備、トイレや四阿の設置、下野薬師寺歴史館の駐車場整備等を実施する。事業の実施に当たっては町なみ環境整備事業を活用する。	整備基本方針策定	0	11,000	11,000	
366	公園施設維持管理事業	都市計画課	都市公園をはじめとする各種公園は、こどもの遊び場や地域の交流の場であり、公園施設や樹木等による事故を未然に防止し、公園利用者が安全に安心して快適に利用できるよう適切な管理を実施することを目的とする。	○都市公園をはじめとする市内公園等の除草、害虫防除、剪定などの維持管理業務 ○都市計画課が所管する公園施設(遊具等を含む)の補修や修繕工事 ○都市計画課が所管する各種公園の維持管理業務全般	市内公園112カ所の緑地管理業務委託 公園施設の修繕20件	136,244	150,497	150,497	
367	公園施設整備事業	都市計画課	都市公園をはじめとする各種公園は、こどもの遊び場や地域の交流の場であり、公園施設や樹木等による事故を未然に防止し、公園利用者が安全に安心して快適に利用できるよう適切な管理を実施することを目的とする。	○公園施設の工事 ・公園施設長寿命化対策事業に該当しない公園施設の工事 ・整備済公園の遊具等設置など	公園施設の工事5件	2,404	2,500	2,500	
368	三王山ふれあい公園管理事業	都市計画課	既存の施設である「道の駅しもつけ」、「下野市ふれあい館」との連携により、それぞれの施設での特徴を活かした事業の展開や市民の利便性を向上させるため、本公園の特色ともいえる、オートキャンプ場やドッグランなどを活用した事業など、新たな付加価値の創出を推進し、来訪者と地域住民の方々がそれぞれが、いきいきと活動する拠点として、地域の生活環境の向上に努めることを目的とする。	○指定管理者：株式会社道の駅しもつけ ○指定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間 ○主な公園施設：オートキャンプ場、ドッグラン、管理事務所、トイレ棟、サンタリー棟 ○業務内容：利用許可、維持管理、自主事業の実施、物品等の管理、安全に関する業務	指定管理者制度導入 令和3年度～5年度 ※2年度目	34,750	34,750	34,750	
369	公園施設長寿命化対策事業	都市計画課	老朽化した公園施設に対し、安全対策の強化や適切な維持管理の実施及び改築・更新に係るコストの縮減、平準化を図る観点から策定した「下野市公園施設長寿命化計画」に基づいた修繕計画に則り、公園施設を計画的な更新・補修を実施することにより、遊具等の安全性向上と使用期間の延伸を図る。	下野市公園施設長寿命化計画に基づき、市内の都市公園56カ所の公園施設について改築・更新、補修を実施する。 ※平成31年度(令和元年度)から平成35年度(令和5年度)までの計画では16カ所の都市公園が実施予定である。(補助事業)	市内都市公園 ①補助対象4カ所 ②補助対象外16カ所	33,490	74,166	83,981	
370	河川管理事業	建設課	災害に対する安全性の確保。 安定的な水供給の確保、自然環境の保全等。	河川公園の管理、サイクリングロード等の防除、舗装修繕を実施し、健全な環境確保に努める。	・排水樋管操作業務委託・河川公園管理業務委託・田川、姿川サイクリングロードの防除業務委託	16,540	14,648	16,540	
371	石橋地区消防組合負担金	安全安心課	石橋地区消防組合を運営するための構成市町負担金。 負担金は人口、世帯、危険物施設、面積、職員配置、車両配置の割合により算出される。 災害時は消防署と消防団の連携を図るよう、体制づくりをする。	石橋地区消防組合を運営するための構成市町負担金。 消防本部庁舎大規模改修 消防車両更新	石橋地区消防組合負担金 1,073,553,000円	924,415	924,415	924,415	
372	消防団運営事業	安全安心課	消防団員の身分保障、また、活動に際して必要な物品の支給などを行う。 災害発生時に、住民の避難・迅速な活動を行えるように消防団の支援を行う。 ポンプ操法競技会を開催することにより日頃の訓練の成果と士気を高める。	消防団運営に係る消耗品購入 操法競技会に係る報償 消防団出動における出動手当	消防団員468名 操法大会・通常点検の実施。 火災・災害・警備・訓練等に出勤	43,637	43,637	43,637	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
373	消防自動車維持管理事業	安全安心課	火災時等の災害の際に消防団が円滑に活動できるよう消防ポンプ自動車の維持管理を行う。 消防指令車1台、消防ポンプ車21台、及び防災活動車1台の維持修繕	消防指令車1台、消防ポンプ車21台、及び防災活動車1台の維持管理 ポンプ自動車・指令車 車検	消防ポンプ自動車 車検8台 車載装備品の整備	6,788	6,788	6,788
374	非常備消防事務費	安全安心課	下野市地域防災計画の管理、防災訓練を開催する際の経費を計上する。 消防団員、女性防火クラブ、防災活動支援隊が各種会議や研修に出席する際の負担金や団体への補助金、防災ラジオに関する経費を計上する。	下野市防災会議、下野市総合防災訓練の実施 県消防協会事業や石橋地区消防団連絡協議会事業の負担金 女性防火クラブの運営、消防団員の教育訓練 消火器購入に対する補助金、住宅用火災警報器購入に対する補助金 防災ラジオの整備促進	市防災訓練の実施 県消防協会や石橋地区消防団連絡協議会事業 女性防火クラブ活動	24,694	24,694	24,694
375	自主防災組織活動補助金交付事業	安全安心課	自主防災組織事務費 平成23年度に制定した下野市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付する。 平成30年度から下野市防災士資格取得補助金交付要綱に基づき、防災士資格取得補助金を交付する。	下野市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付。 下野市防災士資格取得補助金交付要綱に基づき、地域防災力向上のため、防災士資格取得補助金を交付する。	年間新規設立5団体及び防災活動補助20団体 防災士資格取得補助金 3名分	1,490	1,490	1,490
376	消防ポンプ車整備事業	安全安心課	老朽化した消防ポンプ自動車を再整備することにより地域の防災力を高める。	緊急時の消防活動に支障をきたす恐れがあるため、老朽化した消防ポンプ自動車を更新計画に基づき更新する。R5年度は第1分団第1部と第2分団第1部の車両を更新予定。		0	0	0
377	消防防災施設管理事業	安全安心課	消防・防災施設に関する維持管理を行い安全安心な環境づくりを推進する。	消防設備としての消火栓維持管理 防災設備としての県システム、下野市システムの維持管理、河川及びアンダーパスの防災カメラの維持管理	消火栓維持管理及び設置負担金、県防災ネットワーク負担金 市防災情報伝達システム関連機器保守、防災カメラの保守、消防施設修繕	29,551	29,551	29,551
378	消防防災施設改修事業	安全安心課	防災設備の改修を行い安全安心な防災活動づくりをはかる。	消防防災施設の維持管理	消火栓標識設置修繕	9,711	9,711	9,711
379	水防事業	安全安心課	水害等の有事の際に、消防団や自主防災組織と連携を図り、対応できる体制を整える。	地域防災力や市民が水防活動を行うため、土のう袋やブルーシート、砂などを配備する。	備蓄品の購入 水害対策用土のう袋 1,000枚 水防用ブルーシート 10枚 土のう用砂 10m ³	579	579	579
380	災害事業	安全安心課	下野市備蓄マニュアルに基づき、ブルーシート、備蓄用食料、飲料水等の備蓄品を整備する。	食料及び飲料水は、最大避難者数から算出した備蓄目標計画数量を基に備蓄を行う。	備蓄用食料 備蓄用飲料水 避難所運営用消耗品	2,979	2,979	2,979
381	災害物資支援事業	安全安心課	被災地に物資を届け、被災した方々を支援する。	被災地に必要に応じて、支援物資を提供する。	必要に応じて支援	2	2	0
382	防犯対策事業	安全安心課	犯罪のない社会づくりのため、防犯意識の高揚・犯罪の起こりにくい環境の整備を行い、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指す。	下野地区防犯協会連合会負担金 幼児対象誘拐防止巡回指導負担金 被害者支援センターとちぎ負担金 街頭防犯カメラ設置費用補助金	警察と連携し街頭広報活動、防犯パトロールを実施。 自治会、事業所等に街頭防犯カメラ設置費用を補助。	4,079	3,978	3,978
383	防犯灯推進管理事業	安全安心課	「犯罪のない、明るいまちづくり」を実現するため、夜間の犯罪抑制対策として防犯灯を適切に管理する。	防犯灯維持管理費 防犯灯ESCO事業業務委託料	防犯灯電気料 市内防犯灯の修繕 (電球・点滅器・器具交換) 防犯灯ESCO事業業務委託	15,057	15,057	15,057
384	防犯灯設置事業	安全安心課	「犯罪のない、明るいまちづくり」を実現するために、夜間における犯罪抑制対策として防犯灯の設置を行う。	自治会からの設置要望等のもと予算内にて適正に判断し、新規防犯灯設置工事を進める。	防犯灯(LED)設置工事 新規設置60基 みゆき通り街路灯撤去工事 5基	1,980	2,281	2,281
385	空き家対策事業	都市計画課	各種補助制度の運用を図りながら、空き家の利活用を通して定住促進と地域活性化を図り、安全安心なまちづくりを推進する。	下野市空き家バンクリフォーム補助事業 ・リフォーム工事補助 対象事業費20万円以上の工事 補助率1/2 限度額50万円 ・家財処分補助 対象事業費5万円以上の家財処分 補助率1/2 限度額10万円 ・インスペクション補助事業 補助率1/2 限度額5万円 ・空き家バンク登録推進奨励金 バンクに登録した年度の家屋に対するの固定資産税額の2倍の額 限度額5万円	・リフォーム補助 ・家財処分補助 ・インスペクション補助 ・空き家バンク登録推進奨励金交付 ・危険住宅解体補助	2,204	2,204	2,204
386	消費者行政事業	安全安心課	消費者被害の防止、消費者からの相談や自主的な活動の援助、消費者教育の推進など消費者の利益を目的とした事業を実施する。	消費生活センターの運営 消費者被害防止のための啓発事業の実施 特殊詐欺撃退機器の購入費補助事業	・消費生活センターの運営・啓発事業の実施(出前講座、街頭啓発、消費者まつり、講演会)・特殊詐欺撃退機器の購入費補助	6,446	5,886	5,886
387	交通指導員配置事業	安全安心課	交通指導員・交通教育指導員活動及び運営	交通指導員28名分の報酬及び活動に伴う消耗品購入及び保険料 交通教育指導員1名分の報酬・期末手当等 栃木県交通指導員連合会負担金	・交通指導員の適正配置 ・交通指導員の資質向上 ・交通教育指導員による交通安全教室の開催	24,394	24,999	24,999
388	交通安全施設整備事業	安全安心課	交通安全施設:道路反射鏡(カーブミラー)の整備	各自自治会からの要望および危険箇所に対する施設整備	・道路反射鏡の設置工事 ・交通危険箇所に対する施設整備	1,391	1,391	1,391
389	交通安全施設管理事業	安全安心課	交通安全施設の適切な管理	不具合のある交通安全施設に対する修繕	・破損、老朽化した道路反射鏡の修繕 ・道路反射鏡の視認性を確保するための対策	3,215	3,215	3,215
390	交通安全対策事業	安全安心課	交通安全対策に伴う各種事業の実施	交通安全教育用冊子・リーフレット等 下野地区交通安全協会負担金 下野地区交通安全協会下野支部補助金	交通安全街頭広報活動の実施 各交通安全県民総ぐるみ運動の実施 幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催	3,732	2,778	2,778

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
391	小山広域保健衛生組合負担金	環境課	南河内・国分寺地区から排出される一般廃棄物、石橋地区から排出される燃やすごみ・可燃性粗大ごみを除く一般廃棄物、市内全域から排出されるし尿等の適正な処理事業、保健予防事業、小山聖苑事業の推進等を目的とする。	小山広域保健衛生組合の構成市町としての負担金を支出する。	共通経費 保健予防経費 小山聖苑経費 ごみ処理経費 し尿処理経費	577,332	577,332	0
392	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金	環境課	石橋地区から排出される燃やすごみ、可燃系粗大ごみの適正な処理をする。	クリーンパーク茂原での石橋地区のごみ処理経費を負担金として宇都宮市へ支出する。	維持管理経費負担金 改良工事負担金	67,145	67,145	0
393	清掃総務事務費	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内から排出される家庭系一般廃棄物のステーション回収を推進する。	ステーション回収をスムーズに実施するため、ペットボトルコンテナ、ビンカンコンテナをステーションに配置している。違反ごみについては、違反シールを貼付し市民のごみ出しルールを徹底を図っている。	資源ごみ回収用消耗品購入・ごみ出し違反シール印刷・資源ごみ採取パトロール実施・粗大ごみ収集受付	1,293	1,293	0
394	ごみ減量化事業	環境課	市民、市民団体との協同によるごみの資源化やごみ排出量の削減を目的に必要な施策を講じる。	資源回収報奨金制度、エコキャップ回収や家庭用廃食油回収等によりごみの資源化を推し進めるとともに、市内小中学生を対象としたごみ減量ポスターコンテストやエコショップ・エコオフィス認定による啓発活動を行う。	資源回収報奨金 ごみ減量ポスターコンテスト エコショップ オフィス認定 エコキャップ分別委託 家庭用生ごみ処理機補助金交付 リユース食器導入促進事業補助金 ごみ分別アプリ	4,421	4,421	0
395	一般廃棄物収集運搬業務委託事業	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内から排出される家庭系及び石橋地区市施設の一般廃棄物の収集を行い、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設とクリーンパーク茂原に運搬する。	市内から排出される家庭系及び石橋地区市施設の一般廃棄物の収集を適正に行い、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設とクリーンパーク茂原に収集運搬する。	一般廃棄物収集運搬業務委託 クリーンパーク茂原処理残渣運搬処理業務委託	310,399	310,399	0
396	不法投棄物収集運搬業務委託事業	環境課	生活環境の保全を目的として、適法な処分が行われなかった一般廃棄物等の適正処理を行わぬに代わり市が処分する。不法投棄等に関する周知や学習環境を整え、環境意識の向上を目指す。	公共の場に不法投棄された一般廃棄物及び産業廃棄物を回収し、定期的に専門業者に依頼し適正に処分する。不法投棄の事前予防のため、イベント等で、不法投棄防止等のPR実施や看板貸出を行う。また、児童・生徒への学習環境を整える。	不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種	600	600	0
397	クリーンセンター食物収集運搬業務委託事業	環境課	生ごみとし尿・浄化槽汚泥を主原料として、堆肥を製造する小山広域クリーンセンターに学校給食の食品残渣を搬入し、廃棄物の有効活用を図る。	廃棄物を再利用したりサイクル社会の構築に向け、クリーンセンターの円滑な稼働を目指し、給食残渣が効率的に搬入できるよう民間業者に委託する。	学校等生ごみ収集運搬業務委託	7,802	7,802	0
398	狂犬病予防事業	環境課	狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施を推進する。飼い犬の登録及び鑑札の交付は狂犬病予防法第4条により、また、注射済票の交付は同法第5条により市町村の責務とされている。そして、事務の効率化及び予防接種率の向上を図るうえで栃木県獣医師会との連携は不可欠である。	県獣医師会と連携し、狂犬病予防注射の集合注射を実施して、登録と予防接種の完全実施を図る。	狂犬病予防注射 犬の登録管理 犬猫去勢・避妊手術補助	2,049	2,049	0
399	環境衛生事務費	環境課	市内の環境美化、環境衛生の保持と向上を図るとともに、市民、市民団体、事業者、関係機関等との協働による生活環境等の向上を目指し、環境の保全と創造に関する取組を総合的・計画的に進める。	不法投棄の防止や公共の場所における動物死骸の撤去、犬の飼い主のマナー向上、空き地の雑草除去指導、スズメバチ駆除費の補助を進める。	廃棄物監視員の設置 環境審議会の設置 不法投棄防止等看板作成 動物死体回収等業務委託 雑草等除去業務委託 スズメバチ駆除費補助	14,008	13,440	13,440
400	環境基本計画推進事業	環境課	下野市環境基本計画を適切に進めていくために、市及び市民、市民団体、事業者等がそれぞれの役割分担と環境パートナーシップのもとに連携し、協働により環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に展開していく。	環境基本計画に基づき、「しもつけ環境市民会議」との協働プロジェクトの実施に向けて取組の強化を図り、各種イベントにおける広報・啓発活動や市との共催による「環境フェア」の開催を行う。	・環境基本計画庁内推進委員会2回・しもつけ環境市民会議6回・環境フォーラムの協働開催	243	8,243	243
401	斎場使用料補助事業	環境課	市民の斎場利用に関して、使用料の一部を補助する。(平成21年下野市告示第18号)	斎場利用に関して、管内利用とならない場合に伴い、負担の公平化を図るため、使用料の一部を補助する。火葬場と待合室については、全ての斎場を対象として、式場等については、小山聖苑と宇都宮斎場のみを対象とする。令和2年度補助実績 宇都宮斎場160件 小山聖苑41件 その他75件	小山聖苑 65件 宇都宮市斎場等 175件	14,919	14,919	14,919
402	市営墓地管理事業	環境課	適正な墓地管理により環境衛生の保持及び向上を図る。	市営墓地及び市有墓地における除草等維持管理。市営墓地の使用許可、管理手数料徴収、返還による使用料還付等の事務及び墓地の整備事業。 【市営墓地：使用区画(整備済み区画)】 ・三味場墓地 259区画(305区画) ・釈迦堂墓地 400区画(400区画) ・柴南霊園墓地 105区画(108区画) ・サイ川霊園墓地 11区画(11区画) ・柴木間内墓地 127区画(212区画) ・すがた川霊園墓地 425区画(552区画)	・市営墓地の維持管理及び管理手数料の徴収 ・広報紙・HP等の広報媒体を活用し、整備済区画の利用率向上を図る。	6,494	6,494	6,494
403	地球温暖化対策事業	環境課	①地球温暖化の防止及び大気環境の改善を図ることを目的として、電気自動車等を購入する者に対し、その費用の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進を図る。 ②地球温暖化防止対策の一環として、低炭素社会づくりによる環境保全を推進するために、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る。	①電気自動車(EV)を購入する方に10万円を、プラグインハイブリッド自動車(PHV)を購入する方に5万円を、それぞれ補助金として交付する。 ②太陽光発電システムを住宅に設置する方を対象に、発電システムの太陽電池の最大出力に1kW当たり1万円を乗じて得た額(4万円を限度)を補助金として交付する。	①15件 1,250,000円 ②70件 2,800,000円	4,050	4,050	4,050
404	公害対策事業	環境課	公害の発生を未然に防止し、市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全する。	市内の水質、騒音及び悪臭等の状況を調査することにより、市内の環境の状況を把握し、公害防止のための施策に活用する。また、県と連携し、事業者に対して環境保全のための指導を行うとともに、環境保全対策の要望活動を行う。その他、各種苦情への対応も行う。	1)水質対策 2)騒音対策 3)悪臭対策 4)放射能対策	3,191	3,591	3,191
405	市内公共交通推進事業	安全安心課	・平成23年度から運行しているデマンド交通について運行状況を検証・評価し利用ニーズに応じた改善を図る。 ・新たに策定した下野市地域公共交通計画に基づき、目標達成に向け推進を図る。 ・自主的に運転免許証を返納した方を対象に各種利用券等を交付する。 ・ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進する。	・地域公共交通会議を適宜開催する。 ・運転免許証自主返納者支援として、運転免許証を自主返納した65歳以上の者を対象に、デマンドタクシーの回数券、ゆうゆう館入浴券、ふれあい館入浴券、きらら館トレーニング室3ヶ月定期券、道の駅しもつけ商品券のいずれかを交付する。また、運転経歴証明書を交付された者については、交付手数料支援として道の駅しもつけの商品券を交付する。 ・ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者及びタクシー一貫と事業者に対し、国と協調して、人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金を交付する。	地域公共交通会議の開催 運転免許証自主返納支援 ユニバーサルデザイン整備補助金	2,233	2,222	2,222

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
406	市内公共交通運行事業	安全安心課	交通空白地域の解消、市内交通の一助としてデマンドタクシーを運行し、日常生活に必要な交通手段の確保を図る。 併せて、下野市、上三川町、壬生町の1市2町における公共交通広域ネットワークの改善検討を行う。	デマンドタクシーの運行管理業務を委託する。 下野市・上三川町・壬生町の1市2町における広域連携バスの運行を関東自動車に委託する。	デマンドバス運行管理業務委託 33,992,000円 広域連携バス運行管理業務委託 26,400,000円	67,328	60,612	60,412
407	駐輪場維持管理事業	安全安心課	駅周辺の自転車の放置を予防し美観と良好な交通環境と生活環境を保持する。また、公共の場所の交通の安全と美観の保持を図る。	自転車駐車場の維持管理と放置自転車の撤去	自治医大駅周辺 放置自転車撤去	741	1,041	891
408	駐輪場指定管理者施設管理運営費	安全安心課	平成20年度より自転車駐車場の管理運営を指定管理者に移行しており、民間の能力やノウハウを活用しつつ市民サービスの向上、行政コストの縮減等を図り、より成果重視型の管理運営を推進する。	自転車駐車場(小金井駅東・自治医大駅・石橋駅)についてはシルバー人材センターを指定管理者として指定し適正な管理運営を行う。 指定管理期間:R2.4.1~R5.3.31	石橋自転車駐車場、自治医大自転車駐車場、小金井自転車駐車場の施設管理	31,060	32,984	32,984
409	地産地消推進事業	農政課	食と農の理解を深めて、健全な食生活の推進や豊かな食生活を育てゆくとともに「地産地消」の推進を図る。 下野市地産地消推進計画に基づく事業を推進する。 地産地消応援団の認定数 52事業者	学校給食地元農産物供給促進供給促進事業として、市内小中学校の児童生徒一人当たり300円を助成し、年間を通して学校給食で下野市産かんぴょうを利用してもらう。	学校給食で下野市産かんぴょうを使用した際は、児童生徒一人あたり300円を賄い材料費として補助する	1,504	1,504	1,504
410	地域ブランド支援事業	農政課	市を代表する「特産品」となる適地適産農作物の生産を支援し、産地育成に必要な条件整備を支援する 毒良質苗生産支援事業 補助率1/10 かんぴょう産地支援事業 機械等整備の補助率1/2、苗代の補助率1/2 かんぴょう消費拡大支援事業 補助率1/2 しもつけかんぴょうまつり実行委員会委託料 定額	毒の無病苗導入やかんぴょう苗の導入費用の一部を補助するほか、かんぴょう生産設備等の設置費用の一部を補助する。飲食店がかんぴょうを使用したメニューを提供する際のかんぴょう購入費の一部を補助する。 PR用の袋詰めかんぴょうを作成し、各種イベント等において配布しかんぴょう生産量日本一の下野市をPRする。	学校給食で下野市産かんぴょうを使用した際は、児童生徒一人あたり300円を賄い材料費として補助する	6,773	6,773	6,773
411	畜産振興促進事業	農政課	飼料価格の高騰等により畜産経営はきびしい状況にあり、家畜自衛公害防止対策事業や予防接種を確実にし、畜産業の安定を図るため。	家畜自衛公害防止対策事業補助金 牛:1,000円/頭 豚:300円/頭 家畜自衛防疫促進事業補助金 200円/頭 共進会出品助成補助 1,000円/頭 畜産飼料供給支援事業補助金 定額 乳用牛基礎雌牛導入整備促進事業補助金 2,500円/頭	家畜の疾病を未然に防止及び家畜衛生に関する技術の普及、生産技術の向上を図る。	4,956	4,956	4,956
412	農業委員会運営費	農業委員会事務局	農地法等の法令業務を適正に執行し農地の適正管理を推進するとともに、農地の貸借を促進し優良農地の確保と効率的利用を図る。また、多様な経営形態の農業者に対応できるように効率的な農地情報の収集と提供をする。	・毎月25日を基本に農業委員会総会を開催し、農地法等に関する許認可を審議する。 ・農地の貸し借りや所有者の移動に合わせて農地台帳を整備する。 ・毎年1回、市全域を対象とした農地パトロールを実施し、遊休農地等を把握するとともに、遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施し、遊休農地の解消に努める。	・農業委員会総会の開催、許認可の審議 ・農地パトロール ・新規就農者等への支援	1,073	1,027	1,027
413	農業委員会運営費	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律に基づく法令業務等の職務を遂行するための報酬	・農業委員 16名 報酬(月額)会長:52,000円、職務代理:43,000円、委員:38,000円 ・農地利用最適化推進委員20名 報酬(月額)32,000円	・基本的に毎月25日に農業委員会総会 ・農地利用最適化推進委員は農業委員と連携して活動	17,002	15,264	15,264
414	農業経営向上支援事業	農業委員会事務局	・効率的な農業経営を行うため、経営管理指導及び研修会を開催し農業経営管理能力の向上を目的とする。 ・家族経営協定は、農業従事者にとって農業が魅力的でやり甲斐のある職業となるよう、また従事者の意欲と能力が十分に発揮できる環境作りを目指し実施する。	・総会、研修会等を開催し、農業青色申告の推進を図る。 ・参画できる魅力的な農業経営を目指し家族経営協定の推進を図る。	・青色申告会会員等の研修会 ・家族経営協定の周知	373	374	374
415	農業者年金業務委託事業	農業委員会事務局	・独立行政法人農業者年金基金より業務委託を受けた農業者の為の公的年金事業である。 ・農業者の老後の安定と福祉の向上、農業経営の近代化及び農地保有の合理化等(農業後継者等担い手の確保・育成)農業者の将来生活への支援をする。	農業者年金加入推進活動を含めた制度の普及と、年金受給者等の相談に応じた管理指導など農業者年金業務の円滑な運営に努める。	・農業者年金加入受給相談、手続き ・現況届受付報告 ・研修会の開催と加入推進活動	228	228	228
416	国有農地管理事業	農業委員会事務局	・農地法附則の規定に基づき管理されている国有農地の維持管理費用。 ・農地改革により国が買収した農地等のうち、さまざまな理由により未売却の農地等を農地法に基づき所在する市町村が維持管理する業務。未売却の農地等を農地法に基づき所在する市町村が維持管理をする業務。	・下野市内に点在する農林水産省所管の国有農地を管理するため、位置を含めた台帳の整備及び管理を行う。また、国有農地への不法占有や無断使用、不法投棄等を未然に防ぐため、定期的にパトロールを行うとともに、国有農地の利用に関する事務処理を行う。	国有農地の維持管理 計12筆	150	150	150
417	農業者団体育成事業	農政課	認定農業者等が組織して活発な活動をしている団体の活動を支援し、本市の農業の振興を図る。 農業者団体運営費補助 補助率 定額	下記の団体の活動費の一部を補助し、活動の継続を支援する。 ・認定農業者連絡協議会 ・農村生活研究グループ協議会 ・青少年クラブ協議会 ・担い手育成総合支援協議会 ・下野市栃木県農業士会	農業団体等への活動支援	795	795	795
418	経営所得安定対策直接支払推進事業	農政課	水田農業構造改革の加速化の観点に立ち、地域特色ある水田農業の展開を図り、米の需給調整の的確な実施と良好な水田環境の保全を図ることを目的とする。 経営所得安定対策直接支払い推進事業補助金 補助率10/10	米の需給調整の的確な実施と良好な水田環境の保全を図り、経営所得安定を行う農業再生協議会への経費助成を行う。	経営所得安定対策の実施に必要な経費の助成	6,600	6,600	6,600
419	担い手支援事業	農政課	農業経営の改善に取り組んでいる担い手の確保と育成を図るため、経営規模の拡大、機械の導入等を支援する。	担い手の確保、育成、支援をするため、各種事業を実施する。	・認定農業者規模拡大支援事業・養蚕支援事業・園芸作物生産施設・資材整備事業・園芸農業機械導入支援事業・広域防除推進事業・農業生産工程管理認証取得支援事業・ユニバーサル農業支援事業	17,890	17,890	17,890
420	新規就農総合支援事業	農政課	農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現するために青年の新規就農者の大幅な増大を図る。	・農業次世代人材投資資金(国) 一定の要件を満たす新規就農者に対し、経営が安定するまでの最長5年、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型支援)として、年間1,500,000円を給付する。夫婦の場合は年間2,250,000円を給付する。なお、国の補助事業により実施する。 ※参考:その他、国の補助事業により、新規就農に向けた研修を支援する資金(準備型支援)給付を県が実施する。 ・新規就農者向け園芸作物生産施設・機械導入事業(市) 認定新規就農者に対し、施設及び機械導入費用の1/2(上限500,000円)を補助する。	農業次世代人材投資資金の交付 新規就農者向け園芸作物生産施設・機械導入事業実施	17,500	22,500	22,500

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名				令和4年度	予算額		令和5年度
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度	
421	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	農政課	経営発展を目指す農業者など多様な経営体の育成確保を図るため、必要となる機械や施設の導入を支援することを目的とする。 経営体育成支援事業補助金 補助率3/10	農地集積を行い規模拡大する農業者が導入する500,000円以上の機械等について、事業費の3/10を交付し、農業経営の効率化、規模拡大を支援する。	金融機関からの融資を活用して農業機械や施設を導入した事業に対する国庫補助	0	0	0	
422	人・農地問題解決事業	農政課	集落、地域で地域農業のあり方や経営体について話し合い、地域の担い手に農地を集約し、農業体制の強化を図る	各地区の代表者を集め検討会を実施し、プランの更新を図る。	検討会の実施 人・農地プラン更新に伴う図面の作成 広報等での周知	305	305	305	
423	農地中間管理機構集積協力金交付事業	農政課	地域の担い手となる経営体に農地を集積・集約することを推進し、持続可能な力強い農業構造を実現するため、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを支援する。当該機構による集積が、農地や農道をはじめ農業水利施設の保全や改修のための農村整備補助事業の条件となることから、土地改良区と連携するとともに、農業委員と連携をとり担当区域において地域農業者との話し合いや農地の出し手と受け手のへのアプローチ、遊休農地の発生防止などの現場活動を行う農地利用最適化推進委員との連携を図る。	>地域集積協力金交付事業(地域で一定割合以上のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、地域に支払う交付金) >経営転換協力金交付事業(経営転換やリタイアなどをきっかけに農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手に支払う交付金)	・地域集積協力金 ・経営転換協力金	4,480	4,480	4,480	
424	水田農業振興対策事業	農政課	需要に応じた米の生産を実施し、地域で特色ある水田農業を展開し、安定的な水田農業の推進を図る。 米需給調整推進事業補助 補助率定額	農業再生協議会が行う生産調整等の確認事務の一部を補助する。	下野市農業再生協議会の現地確認等事務に要する経費を支援する。	100	100	100	
425	農業振興地域整備促進事業	農政課	農用地の確保、保全及び有効利用を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域整備計画の策定と変更を行う。	年間3回、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農用地区域から除外申請や用途区分の変更申請について審査を行う。	農業振興地域整備促進協議会の開催	188	188	188	
426	農村整備事務費	農政課	土地改良事業、農村整備事業の推進を図るための事務的経費	土地改良、農村整備に係る研修会等の旅費及び負担金、事業説明会等会議時費用	・土地改良、農村整備に係る研修会等の旅費及び各種団体への負担金、事業説明会等会議時費用	620	620	620	
427	県営ほ場整備事業	農政課	将来の農業生産を担う経営体(担い手)を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路・道路等の生産基盤の整備を行う 事業実施主体は県であり、市は県営ほ場整備事業費の一部を負担金として支出する 創設非農用地として市が取得した用地の適切な管理を行う	県営ほ場整備事業 栗師寺・柴地区 事業期間:H26～R7 市負担割合:事業費の10% 受益面積 約75.2ha 総事業費 15億5,800万円 事業計画樹立:H26～H29 換地計画等:H30～R1 面整備事業実施:R2～R7	県営栗師寺柴地区ほ場整備事業負担金 30,000千円 除草 1,220千円	36,070	31,070	21,320	
428	農業基盤整備促進事業	農政課	農地・農業用水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を振興する。 県単独農業農村整備事業の補助率は35%であり、より有利な本事業(国庫補助:50%+県補助:15%)を活用することで、一般財源を65%から35%へ大幅な負担縮減が見込める。 農地耕作条件改善事業においては、施設整備に併せて農地中間管理機構と連携し、地域の担い手へ集積・集約化を進める。	農道整備事業(下野町田地区) L=310m ※R4年度終了	・市施工農道整備(下野町田地区)工事 8,600千円	10,300	0	0	
429	農業用施設維持管理事業	農政課	農業用施設の軽微な維持管理	農業用施設の維持管理業務を実施する。 農業用ため池(新溜、三味場)については、計画時の協議により農業用施設維持管理負担金として維持管理費の1/2を負担している。 江川用水の施設維持管理費の1/7及び除塵機の電気代の1/2相当額を「管理に関する覚書」に基づき負担している。	農業用施設の維持管理を行う。新溜・三味場ため池、江川用水については維持管理負担金を支出。	3,462	3,462	3,512	
430	農業水利施設保全対策事業	農政課	日常管理や定期診断(簡易な診断)では劣化要因や最適な対処法が不明な施設について既存施設の有効活用の観点から農業用水利施設の長寿命化を図るため、既存施設の機能診断を行い機能保全計画を策定する。 また、機能保全計画の策定後は計画に基づき水利施設整備事業などの補助事業を活用し対策工事を実施する。	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物応急対策事業) 蟹川堰改修工事負担金 ※R4年度完了 (成田堰改修事業 R7年度～)	農業用河川工作物応急対策事業 蟹川堰堰営工事 負担金 4,883千円	669	4,883	0	
431	農村公園管理事業	農政課	農村公園、緑地及びトウサワトラノオ保全地等の維持管理に関する費用 ・農村公園(上古山、東前原、上台、涼風) ・緑地(町田緑地、仁良川緑地) ・トウサワトラノオ保全地 ・武名瀬川地区保全地	・農村公園及び緑地の維持管理を行い、心地よい空間を提供する。 ・絶滅危惧種であるトウサワトラノオの保全地を東根自治会と共同で管理する。 ・武名瀬川地区保全地は、地元の武名瀬川用水維持管理委員会に管理業務を委託する。	農村公園や緑地の維持管理を行う。	1,219	1,219	1,219	
432	多面的機能支払事業	農政課	農業者の高齢化や非農業者との混在化により、農地や農業用水など農業用施設の維持保全が困難になっている農村において、地域が一体となって、これらの資源を守り、地域をよくするための取り組み(農地維持支払・資源向上支払(共同))に対し支援を行うことにより、農業環境や自然環境の保全を図る	農村集落で地域一体となって、農業地域の環境保全や農業用施設の維持管理活動等を実施する団体等に対して助成を行う。 農業者だけで取り組みが可能な農地維持支払は、全26組織。 非農家を入れて、より多面的な活動を行う資源向上支払(共同)は8組織。	資金 777千円 旅費 12千円 需用費 88千円 負担金(交付金) 78,339千円	79,277	79,279	79,279	
433	農地中間管理機構関連農地整備事業	農政課	将来の農業生産を担う経営体(担い手)を育成し、地域農業の中心的な役割を担えるよう区画整理や水路・農作業道等の生産基盤の整備を行う。 本事業は、事業対象農地をすべて農地中間管理機構に貸し付けることを条件に、地元への工事費用負担を求めず、県が農地整備事業を行うものです。	上古山地区機構関連ほ場整備事業 受益面積:約50ha 総事業費:8億円 対象地権者:約60名 事業計画樹立:R2～R5 面整備事業実施:R6～R12	国・県による計画策定(2年目:計画設計)	3,250	3,750	1,500	
434	環境保全型農業推進事業	農政課	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、総じて化学肥料や化学農薬の使用を減らすことにより環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進を図る。	リンクT・チャレンジ支援事業(園芸支援事業、水稲支援事業)、有機JAS法取組支援事業、有機JAS法取得支援事業、低農薬栽培支援事業、畑地帯環境整備支援事業、土壌診断推進事業、環境保全型農業直接支払交付金	環境と調和のとれた農業生産技術の導入に取り組む農業生産組織等を育成・支援するため、各種支援事業を行う	6,308	6,308	6,308	
435	農業用廃ビニール等処理対策事業	農政課	環境の保全と地域農業の健全な発展を推進するため、使用済農業生産資材(農業用廃ビニール等)の適正処理を支援する。	農業用廃ビニールの処理に対する支援(事業費の1/3以内) 実施主体:南河内地区農業用廃プラスチック適正処理推進協議会 小山農協廃プラスチック適正処理推進協議会	回収処理に係る費用の一部負担	2,668	3,000	3,000	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
436	元気な森づくり推進事業	農政課	すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、10年間県民税を特別に徴収し実施する事業で、地域の実情に応じて実施する森を育む人づくりの取組、里山林の整備や管理を支援することにより、とちぎの元気な森を次の世代に引き継いでゆくことを目的とする	木の香る環境づくり支援事業として、公共施設の木造木質化の推進や、木工キットによる木工体験や小、中学校において木の良さの普及啓発を行い、木を利用することが森林整備の推進につながることへの理解を図る。地域で育み未来につなぐ里山林整備事業として、地域提案により里山林整備実施することにより、里山林の価値を掘起こし、継続的な里山林管理の促進を図る。	・木工教室実施 ・里山林整備	651	651	651	
437	緑化推進事業	農政課	緑の募金運動を推進し、緑化の普及促進を図る 下野市緑化推進委員会運営補助	下野市緑化推進委員会の活動費を補助し、次の事業の実施を支援する ・緑の募金運動 ・緑の少年団(緑化推進小学校)に対しての活動費の補助 ・緑化推進PR活動 ・緑化推進事業	市補助金250千円 緑化苗木配布会の実施(年2回:春、秋) 緑の少年団への支援 緑化推進・緑化PR事業実施	570	570	570	
438	有害鳥獣被害防止対策事業	農政課	有害鳥獣から農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲等の支援を行う	地域における鳥獣被害の防止にかかる捕獲わなの貸出し 捕獲した鳥獣(アライグマ、ハクビシン等)の適正処理の実施 狩猟免許試験手数料補助事業 貸出し用イノシシ等捕獲箱購入 猟友会との業務委託契約	・捕獲わなの貸出し ・狩猟免許試験手数料補助	760	495	495	
439	商工振興事務費	商工観光課	本場結城紬の関係団体へ補助を行い、保存のための活動や担い手育成を図る。 高度技術産学連携地域対象事業に補助を行い、事業の推進を図り、商工業の発展につなげる。	本場結城紬の関係団体へ補助を行い、保存のための活動や担い手育成を図る。 高度技術産学連携地域対象事業に補助を行い、事業の推進を図り、商工業の発展につなげる。	補助金支出	351	351	401	
440	県南地方卸売市場負担金	商工観光課	栃木県南地方卸売市場の円滑な運営のため負担金を支出する。	栃木県南地方卸売市場の円滑な運営のため負担金を支出する。	小山市への負担金	505	505	505	
441	商工業振興事業	商工観光課	市内商工業振興のため、商工業者の事務効率化や空き店舗等を活用した創業支援及び既存店舗の事業継続支援を図る。 また、市内への企業の新規立地や施設増設を推進するとともに、企業間連携を強化し産業全般の活性化を図る。	ICT講習、立地企業講演会を開催し、商工業者のスキルアップを図る。 工場誘致奨励金、まちなか商店リフォーム補助金、空き店舗等活用事業奨励金を交付し、創業及び企業進出の推進を図る。 市立立地企業連絡協議会に補助金を交付し、事業推進を図るとともに、企業間連携の強化を行う。	県組織等への負担金 講演会等の開催 補助制度による商工業者支援 産業祭によるPR	43,403	43,403	43,404	
442	制度融資事業	商工観光課	「中小企業等の連携促進の支援」「新事業創出」及び「経営資源充実の支援」の三つを柱に据え事業展開している栃木県中小企業団体中央会へ負担金を支出し事業を推進することにより、地域経済の発展を担う多様な連携組織の育成支援を図る。 様々な融資制度により中小企業を資金面から振興を図る	栃木県中小企業団体中央会へ負担金 市独自の融資制度 制度資金利子補給補助	栃木県中小企業団体中央会負担金 市独自の融資制度 制度資金利子補給補助	541,038	541,038	541,038	
443	陸砂利採石監視員設置事業	商工観光課	陸砂利採取現場等を巡回し、関係法令違反行為の早期発見及び防止を図る。	陸砂利採取現場等の巡回	監視員設置	1,130	1,130	1,130	
444	商工会支援事業	商工観光課	商工業者の経営改善普及事業を行う商工会の円滑な運営や商工会が主体となって実施する地域総合振興事業の支援を行い、地域商工業の振興と地域活性化を図る。	商工会への運営費補助、事業費補助 商工会と連携し、市内中小企業への支援	補助金支出 連携、支援	67,468	67,468	67,468	
445	市道8370号線整備事業	建設課	産業団地整備区域に隣接する市道について、産業団地整備事業と連携し一体的に整備することにより、新規企業の立地促進の支援、地域住民の安全確保及び交通利用者の利便性の向上を図る。 【下坪山・花田・絹板地内】	事業期間 R3～R7 整備延長 L=650.0m 調整池 A=20,800m ² 雨水管延長 L=1,245.0m R3年度 栃木土木事務所及び土地開発公社との道路計画協議 R4年度 現況測量、路線測量、道路事業説明会 R5年度 雨水管工事(開発行為に関する工事)、詳細設計、用地測量、道路設計説明会 R6年度 用地買収、道路整備工事、調整池整備工事 R7年度 道路整備工事、調整池整備工事 【社会資本整備総合交付金事業】	現況測量 A=0.172km ² C=9,000千円 路線測量 C=4,000千円 事業説明会	0	13,000	17,000	
446	しもつけ産業団地整備推進事業	商工観光課	市内の既存工業団地(6団地)は全て分譲完了しており、新たな立地需要に対応できない状況である。企業の誘致、雇用の促進、産業の活性化など、市の産業の持続的な成長・発展を図るうえで産業集積拠点となる産業団地の整備が急務となっている。 このため、産業団地造成に向けた関係法令や地権者合意など条件整備を進め、早期の事業着手を図ることにより新規企業の立地促進を図る。	西坪山工業団地東地区の約33.3haを事業用地として選定し、関係地権者の合意形成を図るとともに産業団地開発に必要な都市計画変更等の関係法令及び開発許可の手続きを行う。 また、県に対して事業化を要望し、事業主体の決定後、用地買収、工事に着手し、企業ニーズに即した分譲を行うことにより新規企業の誘致促進を図る。	公社施工 ・造成工事 ・調整池整備工事 市施工 ・雨水排水管整備工事	232,863	295,282	164	
447	労働雇用支援対策費	商工観光課	雇用機会の増大と雇用の安定を図る。	技能検定合格者表彰、雇用奨励金の交付や小山地区雇用協会への負担金を支出する	〃技能検定者表彰 小山地区雇用協会負担金	2,116	2,116	2,116	
448	道の駅しもつけ管理事業	商工観光課	下野市の産業振興、シティセールス、地域間交流、都市農村交流、地産地消の推進を図るため、道の駅にある各施設を指定管理者が一括管理・運営することにより、相乗効果を上げ、効率的な管理・運営を図る。	(株)道の駅への指定管理 施設の維持修繕	指定管理委託 修繕等管理費	30,751	30,751	30,751	
449	観光プロモーション事業	商工観光課	観光関係団体及び協議会を通して、県内の観光に関する情報の収集及び自治体間の連携を深める。また、市内外へ下野市のPRを通し下野市の認知度を高め、観光誘客や交流人口の増加を図る。 いちご一会栃木国体の開催を踏まえた下野市の観光について対応する。	インフォメーションセンター「オアシスポッポ館」の維持管理 一般社団法人下野市観光協会の運営費補助金(人件費・事業費)の交付。 栃木県アンテナショップ等協議会負担金等 天平の花まつり駐車場管理運営の実施 令和3年度から観光振興事業を含んだ事業として一元化する。	オアシスポッポ館の維持管理、観光協会運営費補助金交付(人件費、事業費)	61,771	61,647	61,718	
450	天平の丘公園周辺管理事業	商工観光課	天平の花まつり、天平の芋煮会等の下野市を代表する観光イベントの開催会場である天平の丘公園の平地林及び公園施設等の維持管理を行う。	天平の丘公園の平地林及び公園施設等の維持管理を行う。また、平地林の保護団体である平美林会の運営補助を行う。 令和3年度から天平の丘公園の除草清掃業務が一括管理から移行したことにより委託費が増額している。	天平の丘公園の維持管理	33,584	44,032	44,032	
451	天平の丘公園周辺施設整備事業	商工観光課	天平の花まつり、天平の芋煮会等の下野市を代表する観光イベントの開催会場である天平の丘公園の平地林及び公園施設等について、イベント時期だけでなく1年を通じて人が賑わう公園への整備を実施する。	本公園は、下野市歴史的風致維持向上計画における重点区域にあり、都市再生整備計画事業「東の飛鳥園分寺地区」に位置つけた公園再整備を実施する。	都市再生整備計画による再整備 ・園路等修繕工事等 ・用地取得 ・平地林伐採及び桜 樹勢回復	9,790	64,528	73,413	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
452	道の駅しもつけ修繕・拡張事業	商工観光課	開業から10年が経過し老朽化する施設の大規模改修や新たなニーズに対応するための大規模な工事等を行い、継続して都市農村交流施設としての機能を維持する	駐車場の増設 施設の改修及びリニューアル	舗装整備工事 10年目としての事業完了	101,071	101,071	0	
453	石橋にぎわい広場管理事業	商工観光課	石橋駅周辺で開催するイベント等の拠点として活用することにより、街中のにぎわいを創出する。	広場の維持管理(光熱水費・除草清掃等)	広場管理業務	2,271	2,272	2,272	
454	下野ブランド推進事業	商工観光課	他自治体との差別化を誘引し、付加価値やイメージアップにつながる地域資源を下野ブランドとして認定しPRすることにより、シテイセールスをはじめ、地域経済の発展、人的交流の拡大、地域の活性化を図る。	広報等で下野ブランドの募集を行い、下野ブランド認定協議会において新たなブランドを認定する。認定品については、パンフレットやのぼり旗等を作成し、イベントの機会にPR活動を行う。下野ブランド力強化事業費補助金を交付する。	下野ブランドの募集 下野ブランド認定 PR活動の実施 ブランド強化事業費補助金の交付	1,678	2,086	2,086	
455	屋外広告物管理事業	都市計画課	屋外広告物の許可等について、地域の実情に応じた的確な対応を可能とするため、平成21年度から全市町に権限委譲となり、市において屋外広告物の管理を行う。	屋外広告物の新規・更新の許可事務、住民参加型違反屋外広告物除去推進に係る事務、違反広告物への是正指導などを行う。	・屋外広告物許可証票の発行 ・住民参加型違反屋外広告物除去推進 ・違反広告物の是正指導	3,984	442	442	
456	定住希望者住宅取得支援事業	都市計画課	急激な少子高齢化や人口減少が進む中、大都市への人口集約が加速しており、都市から地方への新しい人の流れを創るため、東京圏からの市内定住希望者の住宅取得に際し支援を行い定住促進を図る。	東京圏からの市内定住希望者への住宅取得に際しての支援として、住宅の新築または購入に対し補助を行う。基本額30万円とし、居住誘導区域内または郊外型居住区域への新築の場合10万円加算、申請者または配偶者が40歳未満の場合10万円加算、中学生以下の子どもがいる場合は1人につき10万円を加算する。	住宅取得時等支援 15件	10,583	10,518	10,518	
457	市営住宅管理事業	都市計画課	住宅に困っている低所得者等に対し、公営住宅法に基づく低額な使用料で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進を図る。	・現在2棟4室のうち2室入居で残りの2室は使用不可。現状維持の管理に務める。 ・令和2年度で下野市公営住宅等長寿命化計画の計画期間が終了。現在、民間住宅の借上げや家賃補助等の導入による市営住宅の代替案について検討を進めている。下野市公共施設等総合管理計画にて、「市営住宅については施設の老朽化が進んでいることから廃止に向けて検討を行い、併せて、今後の方針に向けて検討を行う必要がある。」と位置付けられていることから、下野市公営住宅等長寿命化計画は更新しない。	市営住宅2棟2室の維持管理。 令和3年度にて決定された方針(家賃補助又は借上げ)に則り、詳細設計と予算措置を行う。	520	520	2,800	
458	地籍調査事業	建設課	地籍調査は土地を一筆ごとに地番、地目、境界等の調査と境界の測量及び面積の測定を行う調査であり、その成果である地図(地籍図)と台帳(地籍簿)を登記所に送付することにより、登記所備え付けの公図や登記簿が更新される。地籍調査を実施することにより、土地に関する実態を正確に把握し、あらゆる行為の基礎資料として広範囲に利用することが可能となる。	調査区域を選定し、1調査区域当たり2カ年計画で測量業者に委託し本調査を行う。1年目では基準点設置、境界立会い、及び測量の業務を行い、2年目では、面積測定、地籍図地籍簿作成及び成果の閲覧を行う。本調査調査終了後、成果を整理し県の認証を受け、登記所に成果を送付する。最終的には区画整理実施済区域や土地改良実施済区域を除いた市内全域を調査する。	・本調査 [新]下坪山Ⅱ(0.51km) [継]下坪山Ⅰ(0.29km) ・認証業務(0.40km) ・登記業務(0.40km)	24,619	22,467	22,467	
459	仁良川地区道路整備事業	区画整理課	仁良川地区土地区画整理地内の区画道路を、合併特例債等を活用して整備することにより狭い道路の解消を図り、一般車両はもとより緊急車両も円滑に通ることができるようになり防災上の安全性、住民生活の安心感の向上が図れる。	仁良川地区土地区画整理事業地内の区画道路に公共施設管理者負担金制度を取り入れ、道路事業として整備する。	91,500,000円 工事費 50,000,000円 道路築造工事 6路線 負担金 41,500,000円 公共施設管理者負担金	82,500	91,500	0	
460	都市計画総務事務費	都市計画課	都市計画法に基づき、都市計画に関する重要事項の調査審議及び下野市都市交通マスタープランの推進と施策展開の検討を行うため、都市計画審議会を開催する。 景観行政を推進するため、景観審議会を開催する。 歴史的風致の維持向上を推進するため、歴史的風致維持向上協議会を開催する。 各種補助制度による良好な都市環境の実現と市内永住の促進を目指す。	・都市計画の審議及び都市交通マスタープランの進捗管理のため都市計画審議会を開催 ・景観に関する重要事項を審議する景観審議会を開催 ・歴史的風致維持向上計画を推進するため、歴史的風致維持向上協議会を開催 ・民間住宅の耐震化を促進させる木造住宅の耐震診断及び改修や建替え補助 ・緑豊かな住環境の実現に寄与するための生垣奨励補助 ・土地区画整理事業の保留地処分推進と永住促進のための保留地等購入支援補助	都市計画審議会3回、 景観審議会1回、歴風向上協議会1回、生垣奨励補助5件、耐震診断5件、耐震改修等5件、ブロック塀撤去3件、保留地等購入支援補助14件	28,623	14,632	14,632	
461	土地区画整理総務事務費	区画整理課	土地区画整理事業の推進 区画整理事業関係団体に加入し、各種情報の提供、支援を受ける相互に行う。 区画整理事業を円滑に実施するため、研究会や各種研修会に参加する。	区画整理事業実務に必要な知識の習得と技術力の向上を図るため、各種セミナーや研修等に参加する。 区画整理事業に係る協議会等負担金	旅費 23,000円 負担金 167,000円	240	240	240	
462	石橋駅周辺土地区画整理事業	区画整理課	石橋駅周辺土地区画整理事業の推進 JR東口が開設されたことにより、当地区の土地区画整理事業を実施し、都市計画道路や区画道路の整備を図るとともに、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めることにより、健全で良好な市街地を形成するものである。	移転難航者との合意形成を図るための施策を講じ、事業実施計画に沿って速やかな事業完了を目指す。 地区面積：5.5ha 総事業費：9億7,500万円 施行期間：昭和63年度～令和7年度 進捗状況：事業費ベース88.4%(R2年度末)	委託料、補償費他 40,000,000円	8,840	40,000	25,000	
463	開発行為許可事務費	都市計画課	都市計画法における開発許可制度の適正な運用により都市のスプロール化を防止し、法の目的である「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」を担保する。	・開発許可制度に係る相談受付 ・開発許可制度に係る許認可事務 ・開発行為により整備された公共施設の帰属事務 ・栃木県開発審査会への議案付議及び許可件数の報告 ・栃木県開発許可連絡協議会への参加による県内11の事務処理市との連携、調整 ・都市計画法第34条第11号の規定に基づく区域指定	・相談受付 ・許認可事務 ・公共施設帰属事務 ・開発審査会議案付議 ・連絡協議会参加 ・法第34条第11号の区域指定	284	5,284	284	
464	仁良川地区土地区画整理事業	区画整理課	仁良川地区土地区画整理事業の推進 土地区画整理事業により総合的な面的整備を行い、公共施設の整備や改善、良好な宅地の供給を図ることにより、居住環境の向上を目指す。	社会資本整備総合交付金の補助対象路線を優先整備し、その用地を確保するための物件移転補償を行う。 地区面積：91.4ha 施行期間：平成7年度～令和5年度(補助事業令和4年度まで) 進捗状況：事業費ベース79.1%(R2年度末)	588,936,000円 建物調査算定業務、街区確定測量業務、道路築造舗装工事、宅地造成工事 上下水道負担金、物件補償費など	465,646	588,936	260,794	
465	通学路安全施設整備事業	建設課	一定の要件を満たす通学路の路側帯のカラー化を実施することにより、視認性を高め、通学路であることへの再認識を図り、児童・生徒の安全で安心な歩行空間を確保する。また、交差点歩道部のたまりにガードパイプを設置することにより、横断のための待機している児童や生徒の安全で安心な歩行空間を確保することを目的とする。	・区画線設置工事 (グリーンベルト：緑色・幅30cm) (側線：白色・幅15cm) ・交差点歩道部たまりガードパイプ設置	事業費 8,000千円 区画線設置工事 ・グリーンベルト ・側線 ガードパイプ設置工事	5,231	8,000	8,000	
466	市道1-3号線他整備事業	建設課	一般県道下野壬生線から主要地方道栃木二宮線までの本路線を整備することにより、本市の基幹的道路網が整備され、新市の一体性の確立を図る。 【小金井地内 JAライスセンター東側】	事業期間 H26～R6年度 社会資本整備総合交付金 道路改良事業 整備延長 L=2,100m、整備幅員 w=12.0m ◇第1工区(栃木二宮線～JAライスセンター)L=900m ◇第2工区 L=1,200m	用地買収 排水工事	20,008	82,456	64,000	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
467	市道2-7号線他整備事業	建設課	石橋総合病院の移転に当たり取り交わされた基本合意書に基づき、病院周辺道路を整備する。メイン道路(都)3-4-808号北城通りは、平成26年8月に都市計画変更が告示された。【石橋地内】	事業期間 H25～R5 社会資本整備総合交付金事業 I.市道2-7号線:整備延長 L=1190m、整備幅員 W=16.0m、 ①都市再生整備計画事業区間(病院西～南300m)、②北工区(病院西～北550m) II.石橋総合病院周辺 バリアフリー工事(都市再生整備計画事業) ①南側(市道2190号線 L=150m)、②北側(市道2085号線 L=450m) III.東西アクセス道路 整備延長 L=500m	I.市道2-7号線 ①用地補償	43,657	47,438	115,389	
468	一般市道整備事業	建設課	・地元要望による生活道路の整備 ・一つの事業箇所として「事業化」しなくても、単年度で完成してしまう程度の新設改良事業 ・小規模な新設改良や維持修繕等に伴う付帯工事及び用地買収等	・請願や陳情などの要望により、整備が望まれる路線が多々あり、生活道路整備検討委員会により「整備」と位置付けられた路線の調査及び設計 ・用地買収済みで、維持管理が必要な路線の安全管理に伴う小規模工事等	市道74131号線、5042号線の事業化に向けた測量業務などC=6,000千円	3,683	6,000	5,833	
469	自治医大駅周辺整備事業	建設課	下野市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、自治医大駅東口広場及び市道7002号線他2路線のバリアフリー工事を実施する。歩道と車道の段差を解消し、併せて視覚障害者用誘導ブロックを設置する。歩道については、現況の陶板ブロックが滑りやすく危険であることと大部分で破損しているため、透水性ブロックなどに改良する。 【医大前・祇園 JR自治医大駅東口】	事業期間:平成28年度～令和5年度 ①7002号線:L=380m W=12.0m、②7020号線:L=140m W=6.0m ③7036号線:L=85m W=6.0m、④7024号線:L=36m W=7.8～9.8m ⑤7050号線:L=58m W=4.0～6.0m、⑥駅東口広場:整備面積 A=4,000㎡ 平成28～29年度 調査・測量・設計・計画協議、令和元～5年度 バリアフリー工事	④、⑤、⑥工事C=16,777千円 東口トイレ工事C=40,000千円 西口トイレ設計C=5,000千円 情報板C=5,000千円	278,300	84,977	65,000	
470	小金井西通り道路整備事業	建設課	下野市と小山市の中心市街地を結ぶ主要幹線道路である国道4号の慢性的な渋滞解消と市民の利便性向上を図る。小山市側の道路改良に合わせ実施することにより、下野市北部から小山市中心市街地への国道4号と並行するバイパス路線となる。 (下野・小山中間道路整備促進協議会要望路線)	市道1-13号線から小山市境までの道路整備 整備延長 L=170m、整備幅員 W=16.0m、全体事業費 73,500千円	測量設計業務 5,000千円 土質調査業務 500千円	0	0	0	
471	市道1-9号線道路整備事業	建設課	下野市幹線道路網整備計画では、小山第三工業団地へ通じる整備すべき新規路線として位置づけられている。県営圃場整備事業「薬師寺・柴地区」として、下都賀農業振興事務所がH30年度から事業着手することから、土地改良事業に合わせ道路整備をする必要がある。 併せて、遊歩道である「哲学の道」を整備する。 (下野・小山中間道路整備促進協議会要望路線)	道路新設整備 市道1-9号線:整備延長 L=4.5km、整備幅員 W=12.0m 哲学の道:整備延長 L=1.7km、整備幅員 W=3.0m(歩行者専用道路) ◇第1期事業 整備延長 L=2.2km、整備幅員 W=12.0m(県道自治医大停車場線～市道1-12号線) ◇第2期事業 整備延長 L=2.3km、整備幅員 W=12.0m(市道1-2号線～小山市第三工業団地)	不動産鑑定 用地買収	35,475	61,700	61,700	
472	幹線道路網整備計画策定事業	建設課	下野市内の広域的な交通ネットワークを踏まえた総合的な道路整備の指針となる「下野市幹線道路網整備計画」については、整備の進捗状況や社会の情勢の変化に対応できるよう概ね5年毎に見直しをしていくことになっている。平成24年度に改訂版を策定し5年以上が経過するため、再度計画の策定を実施する。	「下野市幹線道路網整備計画」の策定業務 対象区域:下野市全域7,458ha 対象路線:市道1級・2級・その他の道路(必要に応じて) 対象期間:令和2年～令和21年	策定業務 6,000千円	0	0	0	
473	市道7126号線整備事業	建設課	地元要望を受け、生活道路整備検討委員会により「整備」に位置づけられた路線であり、道路拡幅改良工事を行う。 【薬師寺1丁目地内 南北道路】	事業期間 令和4年度～令和6年度 整備延長 L=370m、整備幅員 w=3.3m～6.0m 令和4年度 路線測量 令和5年度 関係者説明会・詳細設計・用地測量・物件調査 令和6年度 不動産鑑定・土地評価・用地買収・補償・道路改良・舗装工事	路線測量 C=1,436千円	0	1,436	9,400	
474	市道2420号線他1路線整備事業	建設課	地元要望による生活道路の整備であり、生活道路整備検討委員会により採択された路線。境界の問題により中断していたが、問題が解消されたため、事業を再開する。 【下石橋地内 下石橋公民館周辺】	整備延長 L=810m(2418号線:400m、2420号線:410m) 幅員 W=4.0～6.0m 全体事業費 C=100,000千円【社会資本整備総合交付金(栃木県住環境整備計画(第三期)狭あい道路整備促進事業)対象事業】	用地買収	3,750	8,230	37,500	
475	用地取得・物件補償管理システム導入事業	建設課	道路や施設等の建設事業における用地取得業務についてデータベース化し、システム管理で一元化することにより、初心者でも様々な様式の文書(契約書・登記関係書類・税務署協議書等)を一元的に作成することができ、取得状況、交渉記録等の管理・集計も容易にできるため、用地取得業務の事務効率の向上につながる。	用地取得・物件補償管理システムの導入	用地取得・物件補償管理システムの導入	0	5,000	0	
476	下野薬師寺いにしへの道整備事業	建設課	重点区域の核となる重要文化財である下野薬師寺跡周辺に所在する下野薬師寺歴史館、安国寺、薬師寺八幡宮、龍興時を結ぶルートである市道4101号線、4100号線、4131号線、及び7009号線において、安全な通行幅員の確保による周遊空間の創出、及び歴史的情緒が体感できるように道路の美化を行う。【歴史的風致維持向上計画】	事業期間 R2～R7 整備延長 L=280m 幅員 W=2.5～6.0m 道路改良事業 R2年度 事業手法の検討 R3年度 事業手法の検討 R4年度 事業手法の検討 R5年度 事業手法の検討 R6年度 道路改良工事、舗装工事 R7年度 道路改良工事、舗装工事	事業計画策定業務	0	0	0	
477	市道2043号線他1路線整備事業	建設課	当該路線は、道路線形が悪く幅員狭小であるため、地域住民の利用に不便な道路となっており、道路拡幅の要望を受けている。 本事業は、生活道路整備検討委員会が整備路線と位置付けられたため、道路改良工事を実施し、地域住民の利便性の向上を図る。 【下古山地内・グリムの館西側、古山小学校北側】	事業期間 R1～R7 市道2043号線 整備延長 L=300m 市道2079号線 整備延長 L=420m 整備幅員 W=5.0～6.0m R1年度 現況測量(一般市道整備事業) R2年度 路線測量(一般市道整備事業) R3年度 説明会 R4年度 詳細設計、用地測量、説明会 R5年度 用地買収 R6年度 用地買収、改良舗装工事 R7年度 改良舗装工事	詳細設計、用地測量	0	8,100	100	
478	スマートIC整備事業	建設課	本市の北部を通過する北関東自動車道が持つ広域的なネットワークを活用し地域の活性化や産業・物流における本市の優位性を高めるため、スマートインターチェンジの整備を行う。	【IC形式】本線直結型、フルアクセス形式(上下線)ランプ延長:1,910m 【対象車両】セミトレーラ連結車 【総事業費】約40億円(NEXCO約25億円、下野市約13.2億円) 【下野市負担財源内訳】国庫補助金:約6.3億円、起債:約4.5億円、一般財源:約2.4億円	・道路改良工事 ・工作物補償	236,100	146,000	305,000	
479	土木総務事務費	建設課	土木費の各費目に計上している事業を円滑に執行する。	・土木費の各費目の事務費、経常経費等を一括して計上。 ・未登記処理事業 ・各種協議会等負担金 ・道路・河川愛護会補助金 ・道路後退用地寄付補助金	旅費 需用費・委託料 使用料及び賃借料 負担金・補助金	6,633	7,433	7,433	
480	市道維持管理事業	建設課	市道の機能性・利便性・安全性の確保	市道及び駅前広場の維持管理【補修・修繕・清掃】 街路樹の維持管理	①市道維持管理修繕 ②街路樹等一括管理委託料、工事費ほか	237,070	249,510	248,572	
481	生活道路修繕事業	建設課	自治会長等から要望のあった道路の整備修繕について、下野市生活道路整備検討委員会において審査を行い、道路の整備修繕に関する基本的な方針を決定し、実施決定した案件について、整備修繕を実施する。	道路の老朽化による修繕要望箇所が増加している中、確保した予算内において破損状況を考慮しながら、順次修繕を実施する。	【舗装修繕ほか】 生活道路整備検討委員会採択路線	26,858	53,333	42,000	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
482	市道大規模修繕事業	建設課	交通環境の変化(大型交通量の増加)や経年劣化により損傷が進行している市道の長寿命化を図るため、大規模な舗装修繕を計画的に実施する。	市道1-1号線舗装修繕 L=430m W=5.0m 市道1-3号線舗装修繕 L=430m W=7.0m 市道1-12号線舗装修繕 L=430m W=8.2m 市道1-14号線舗装修繕 L=450m W=6.9m 市道2-6号線舗装修繕 L=490m W=7.5m	市道大規模修繕 市道1-1号線 市道1-3号線 市道1-12号線 市道1-14号線 市道2-6号線	76,420	123,528	159,042	
483	道路構造物長寿命化事業	建設課	下野市公共施設等総合管理計画の用途別基本方針として位置付けられた個別施設計画である長寿命化修繕計画により、橋梁、アンダーパス、小規模附属物の点検および修繕を実施することで、コスト縮減や予算の平準化を図り、道路施設の維持管理および更新等を推進する。	橋梁、アンダーパス、小規模附属物長寿命化修繕計画に基づく点検および修繕の実施。	橋梁定期点検 橋梁長寿命化計画(修正) 橋梁修繕 アンダーパス修繕 小規模附属物修繕	114,507	83,918	71,837	
484	水道施設維持管理事業	水道課	民間企業の活力、技術力を活用し、水道事業の安定運営を図り、将来に渡り良質な水道水を供給する施設の維持管理の強化を図る。	専門業者が定期的に点検することにより、異常・故障等の早期発見が可能である。	総事業費39,000千円 水道設備維持管理、水質検査、配水場・自家発電・受電設備清掃、施設警備、植栽管理		39,000	39,000	
485	水道料金等徴収業務委託	水道課	市民サービスの向上と水道事業経営の効率化を図るため、民間企業へ水道料金等徴収業務を委託し、民間企業のノウハウを活用し収納率の向上を図る。	上下水道料金徴収等業務委託 窓口業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、開閉栓及び生産業務、給水執行停止業務、その他料金徴収関連業務多数 ①契約期間:平成31年1月1日～令和3年5月31日 委託料:103,090,000円(月額(税抜)3,250,000円) ②契約期間:令和3年6月1日～令和6年5月31日 委託料:124,640,000円(月額(税抜)3,400,000円)	長期継続契約 ・事業費44,880千円		44,880	44,880	
486	配水管拡張・改良事業	水道課	給水区域の拡張により給水人口の増加を図り、管路のループ化を行うことにより安定した水の供給を行い、市民生活の維持・向上及び水道事業の安定経営に資する。	状況に合わせた計画的な給水区域の拡張を行い、併せて管路のループ化を図ることにより適正な水質、水圧の確保及び断水の防止を図り、水道の安定供給に資する。	事業費:40,000千円 ・工事費 37,000千円 ・設計委託費 3,000千円		40,000	40,000	
487	配水管布設(区画整理)事業	水道課	宅地造成整備を行う区画整理地区内に配水管を布設することにより、新たな住宅地への安全安心な水道水を供給し住民生活の質の向上を図る。	区画整理事業の進捗により水道未給水地区が発生するため、配水管を布設し未給水地区を解消する。	事業費:60,000千円 ・工事費 51,000千円 ・設計委託料 9,000千円		60,000	60,000	
488	水道施設整備事業	水道課	長期間使用してきた設備は機能低下や故障を起こしやすくなり、水道の供給の停止の恐れがある。このため、計画的に設備の更新、改修を行い機能低下や故障を未然に防止し、安全な水道を安定的に供給する。	配水施設及び水源施設の更新工事	総工事費 110,000千円 南12号井整備費 80,000千円 石10号井計装盤更新 30,000千円		110,000	110,000	
489	配水管耐震化事業	水道課	石綿セメント管及び塩ビ管は耐震性が低いため、地震等の災害が発生した場合、管の破損等により断水が起こる可能性がある。耐震管に布設することにより断水防止を図り、有収率の向上を図るとともに、災害に強い水道施設を構築する。	令和2年度末 石綿セメント管延長 L=7,349m 塩化ビニール管延長 L=45,976m	工事費 150,000千円		150,000	150,000	
490	浄化槽設置補助事業	環境課	公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域外の地区において、国や県の補助金を受け浄化槽の設置整備を促進し、生活環境衛生と水質の向上を図る。	国及び県の補助金を受けて浄化槽設置者に補助金を交付し、設置のための環境整備を図り、公共下水道、農業集落排水を含めた汚水処理整備率の向上を目指す。	補助金交付見込 2,305千円(15件)	6,919	6,919	6,919	
491	公共下水道事業	下水道課	都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に、汚水処理施設の整備を行っております。また、市街地に降った雨を効率的に河川等へ放流し浸水被害の防止を図ることを目的に、雨水処理施設の整備を行っております。さらには、老朽化施設の長寿命化を図るための点検・調査業務及び、大規模な地震時でも、下水道機能が損なわれず機能を維持し続けられるための耐震事業を行っております。	汚水処理施設:南河内地区(仁良川地区土地区画整理事業地区内)及び石橋地区(上古山・下石橋地区内)における汚水管きよの整備 雨水処理施設:南河内地区(仁良川地区土地区画整理事業地区内)及び石橋地区(石橋第三工業団地区内)における雨水管きよの整備 老朽化対策:既存汚水・雨水処理施設の点検・調査業務 総合地震対策:重要な施設に指定されている、既存汚水・雨水処理施設の耐震化事業	事業費 673,449千円 台帳修正等業務 雨水基本設計等業務 ストマエ点検調査業務 地震対策計画策定 汚水工事L=3,720m 雨水工事L=613m		673,449	641,749	
492	特定環境保全公共下水道事業	下水道課	都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に、汚水処理施設の整備を行っております。また、老朽化施設の長寿命化を図るための点検・調査業務及び、大規模な地震時でも、下水道機能が損なわれず機能を維持し続けられるための耐震事業を行っております。	汚水処理施設:南河内地区(薬師寺・仁良川地区内)及び国分寺地区(小金井・笹原・柴地内)における汚水管きよの整備 老朽化対策:既存汚水処理施設の点検・調査業務 総合地震対策:重要な施設に指定されている、既存汚水処理施設の耐震化事業	事業費 223,639千円 台帳修正等業務 管渠基本設計業務 汚水工事L=1,040m 汚水ます設置工事		223,639	190,639	
493	農業集落排水事業	下水道課	農業集落排水施設の維持管理	農業集落排水施設の日常的な保守管理については民間業者に委託する。保守点検・調査等により発見した不具合、又は苦情要望等については、必要に応じた修繕等を行う。	管路延長105.65km、マンホールホンフ60箇所、クリーンセンター8箇所の維持管理 事業費:116,059千円		116,059	116,059	
494	自治会長等事務報償事業	市民協働推進課	市民と行政との連携により、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長事務報償及び報償金支給要綱に基づき自治会長に委嘱する。また、自治会振興費交付金を各自治会に交付するなど、自治会活動を支援する。	自治会長へ報償を支給するとともに、自治会へ自治会振興費交付金を交付する。また、市自治会長連絡協議会へ補助金を交付するとともに、市が事務局となり事務を遂行する。協議会では、自治会長向け研修時に自治会長ガイドブックを配布する。	・自治会長手当 ・自治会振興交付金 ・ガイドブック ・自治会長連絡協議会補助金	41,888	41,888	41,888	
495	コミュニティセンター運営事業	市民協働推進課	コミュニティ支援については、自治基本条例において公益性・公平性に配慮し、その自主性・自立性を損なうことのないよう支援するものとされている。そのため、本事業を実施し、各地区のコミュニティ活動の振興を図る。	各コミュニティ推進協議会運営費、国分寺地区コミュニティ盆踊り・花火大会の開催経費、石橋地区お神輿広場の開催経費に補助金を交付する。また、コミュニティセンターを維持管理し、適宜修繕する。	・各コミュニティ推進協議会補助12件 ・イベント補助2件 ・コミュニティセンター維持管理16か所	17,620	17,620	17,620	
496	自治会公民館建設費補助事業	市民協働推進課	自治会公民館建設・改修時の自治会の負担を軽減し、自治会の活動拠点を整備することにより当該地域住民の連帯意識の向上や地域の活性化を図る。	自治会公民館の新築・改修を行う自治会に対して新築・改築工事費の1/2を補助する。新築は、上限3,000千円 改築は、上限1,000千円、但し100千円未満の改修工事については自治会負担とする。	新築補助 1自治会 改修補助 5自治会	2,000	2,000	2,000	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名				令和4年度	予算額		令和5年度
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度	
497	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営費	市民協働推進課	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターについて、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することにより、自治会の枠を超えた地域の交流と、より広域的な組織づくりを推進する。	仁良川、グリーンタウン、上町、栄町、石橋駅前、石橋中央、石北1号館、石北2号館、友愛館、薬師寺、姿西部考古台地の各コミュニティセンターを、指定管理者に委託する。	指定管理 11施設	20,620	20,620	20,620	
498	高校生地域定着促進事業	総合政策課	本市では、大学への進学や市外企業への就職などを契機とした20代前半の転出超過が顕著である一方、市街地や商店街における空き店舗化・空洞化など、地域の賑わいが失われることによる若者の転出加速の悪循環が懸念されている。また、市内にはJR駅から多くの高校生等が徒歩や自転車で通学しているが、まちなかでの居場所や勉強する場所が少なく、結果としてUターンなど若者の移住・地域定着の機会を損ねていると考えられる。そこで、地域にいる高校生が卒業する前に、地域に対する愛着や関心を高めるとともに、市街地を活性化するための取組を実施することで、高校生等の地域定着や地元帰郷を促進し、活気ある地域経済の好循環の実現を図る。	市内の高校生等が、コーディネーターの伴走のもと、JR鉄道駅周辺のまちなか活性化に向けた活動を主体的・継続的に行う。具体的には、コーディネーター及びゲストを招へいし、地域発見ワークショップを開催するとともに、喫茶店、事業所などを巡り、店主、会社員、不動産オーナー等から話を聴く、「街あるき」を実施する。 ○令和4年度 高校生チームの提案に基づく地域課題解決に向けた活動の実施に向けて、前年度から参加の高校生を中心として、まちなか活性化に向けた具体的な活動を検討する。	高校生発案プロジェクトの企画・実施	886	633	0	
499	自治功労者表彰事業	総合政策課	市表彰条例に基づき、各分野で活躍された方々を表彰し顕彰する。また、感謝状を贈呈し、感謝の意を伝達する。被表彰者の功労功績を顕彰し、市民が主役の市民と市が協働するまちづくりに寄与する。	・表彰審査委員会の開催(年2回) ・毎年1月に開催している賀詞交歓会の中で、市政功労者表彰を開催。 ・毎年2月に感謝状贈呈式を開催。	・市政功労表彰 ・感謝状贈呈式	1,036	1,036	1,036	
500	自治基本条例推進事業	市民協働推進課	まちづくりの指針となる自治基本条例について、出前講座やイベント時などに条例を広く市民に周知し協働の取組の理解を広め、「市民が主役のまちづくり」「協働によるまちづくり」を推進する。	下野市自治基本条例情報紙編集委員会において、市民目線からの取材編集を行い、情報紙「らいさま」を年2回発行する。下野市自治基本条例を広く市民に周知するため啓発グッズおよび既存のパンフレットを出前講座、各種イベント時に配布し、市民認識の浸透を図る。条例第38条に基づき、5年を超えない期間毎に自治基本条例検討委員会(外部委員会)において検証を行う。	事業概要のとおり実施 ・協働の指針の推進 ・条例の検証結果への対応 ・条例の検証準備(令和5年度)	490	479	479	
501	情報公開・個人情報保護事務費	総務人事課	情報公開条例に基づき、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進する。個人情報保護条例に基づき、個人情報を保護し、市民等の権利利益を守るとともに、公正で民主的な市政を推進する。	情報公開条例、個人情報保護条例に関する重要案件及び異議申し立てがあったときは、審査会を開催する。	情報公開条例、個人情報保護条例に基づいた制度の運用	0	0	0	
502	市民活動支援事業	市民協働推進課	市民の連帯感を高め、市民の創意を活かし、将来にわたり市民が誇りを持てる個性豊かな下野市実現のため、市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、活動を支援する。これにより自治基本条例に定める「協働によるまちづくり」を推進する。	下野市市民活動補助事業交付要綱に基づき、事業の募集を行い審査会の結果をもとに交付決定を行う。補助回数は、1事業について、5回(5年)までとする。公募型の補助制度であり、選考会は市民等で構成し、審査会は公開プレゼンテーション形式で実施する。	・補助事業の審査会及び報告会の開催 ・選定された事業に対する活動支援	3,860	3,860	3,860	
503	市民活動センター管理運営事業	市民協働推進課	本市自治基本条例を基本とした協働のまちづくりを推進するために、市民活動の拠点となる市民活動センターの管理運営を行う。	・市民活動団体等の設立、運営相談 ・市民活動情報の発信 ・人材育成講座 ・活動主体の交流創出 ・施設貸出、維持管理	・センター開設 ・事業概要のとおり ・センターイベントの開催	2,405	11,019	10,519	
504	男女共同参画推進事業	市民協働推進課	男女共同参画宣言都市として、下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づいて、第三次男女共同参画プランを推進していく。	男女共同参画推進委員会を開催し、男女共同参画プランに基づく各種事業の推進と進捗管理を行うとともに、認知度向上と意識改革を図るため、男女共同参画のつどいの開催、男女共同参画情報紙の発行、啓発パネルの展示活動等を実施する。第三次男女共同参画プランに基づき、啓発等を実施する。小山定住自立圏共生ビジョン事業としてワーク・ライフ・バランスを推進するため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定を行う。	概要のとおり実施	2,503	1,062	1,062	
505	人権啓発事業	市民協働推進課	・市人権教育・啓発推進行動計画を基に、様々な場を通じた人権教育・啓発の推進 ・人権教育・啓発の重要課題の同和問題に関する差別意識の解消に向けた啓発の推進	市人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況を調査し、随時「人権推進審議会」において検討し、その結果を施策の推進に反映する。部落解放愛する会が主催する研修への参加	事業概要のとおり実施 ・次期人権教育・啓発推進行動計画の策定	572	799	427	
506	人権擁護委員事業	市民協働推進課	人権擁護委員活動の支援と啓発活動の推進	・人権擁護にかかる意識醸成のために事業(人権の花運動、12月の人権週間における啓発活動・人権作文・書道)を実施する他、人権擁護委員会の活動補助を行う。	事業概要のとおり実施 ・中学生の「一日人権擁護委員」活動(下野市会場)	352	575	420	
507	人権教育事業	生涯学習文化課	市民の人権意識の向上を図るため、さまざまな人権問題に関する学習機会を提供する。	・人権教育講演会の開催 ・市民人権講座の開催	・人権教育講演会の開催 ・市民人権講座の開催	483	483	483	
508	親善友好都市交流事業	市民協働推進課	自治基本条例では、「市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進する」とされている。本事業は、自治基本条例の規定に基づき、交流によるまちづくりを推進する事業である。	国内交流協会活動費へ補助金を交付するとともに、市が事務局として事務を遂行する。歴史文化交流協定を締結している香川県高松市とは、讃岐国分寺交流協会との小学生相互交流を中心に交流を推進する。友好都市協定を締結している岐阜県本巣市とは、淡墨桜を通し歴史、文化、観光を中心に交流を推進する。また、東日本大震災被災地支援を起源とする宮城県亘理町とは、スポーツ少年団相互のスポーツ交流を推進する。	国内交流協会活動費補助及び事務局運営 ・高松市との小学生相互交流 ・本巣市との相互交流 ・亘理町とのスポーツ交流	2,214	2,861	2,861	
509	国際交流事業	市民協働推進課	自治基本条例では、「市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努める」とされ、また、「多文化共生社会の視점에立ち、国際交流活動に努める」とされている。本事業は、自治基本条例の規定に基づき、市民の国際交流活動を支援するとともに、国際交流活動を推進するための事業である。	ドイツ出身の国際交流員を市民協働推進課に1名配置し、市民の国際交流を支援するほか、姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールとの連絡調整に当たる。また、市国際交流協会活動費に補助金を交付するとともに、市が事務局となり事務に従事する。3年に1回、中学生をドイツ派遣するとともにドイツからの中学生を受入れる。	・国際交流協会活動費補助及び事務局運営、国際交流員配置	9,403	4,546	4,821	
510	議員報酬等	議事課	地方自治法で義務付けられている議員報酬等の支払い。	市議会議員の報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金等の支払い。	議員18名	126,474	126,474	126,474	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額		計画額	
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
511	議会委員会調査研究事業	議事課	市政発展のため必要な調査、研修及び行政視察を行い、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、調査研究の成果を市政に生かすことを目的とする。	議員と執行部による行政視察の実施及び検討結果の報告。 各常任委員会、各委員会、特別委員会の行政調査研究の実施。 議員研修会、市民と議会との講演会の開催。	委員会及び執行部による行政視察 議員研修会 市民との講演会	3,289	3,289	3,289	
512	議長交際費	議事課	他団体との交流を図るため、議長交際事業関係予算を計上する。	他団体との交流を図る。 下野市議会議長交際費支出及び公表基準に基づき執行する。	他団体との交流	300	300	300	
513	議会運営費	議事課	自治体の意思決定機関としての議会運営を円滑に行うことを目的とする。	議会運営全般に必要な経費。	本会議会議録の調製 会議録検索システムデータ作成 全国、関東、県、県南6市議長会負担金	4,656	6,438	4,782	
514	一般管理事務費	総合政策課	多様化する市民ニーズや行政事務に対応するため、市長・副市長の日程調整等を適正に管理し職務を円滑に遂行させることで、政策実現、市政運営の効率化及び円滑化を図り、もって行政サービスの充実を図ることで市民福祉の向上に寄与する。	市長・副市長の日程調整や関係各課等との連携による必要な情報の収集・整理・資料作成など、円滑な公務遂行のため、適正な秘書業務を推進する。 また、報道機関（とちぎテレビ・栃木放送等）へ出演し、市政情報広く伝える機会を設ける。	日程調整・旅費・事務用品等・テレビ・ラジオ等広告・全国市長会・県市長会負担金等	3,631	3,398	3,398	
515	一般管理事務費	総務人事課	市のコンプライアンスを確保するとともに、適正で効率的な市政運営を行うための総務事務	・法令を遵守した適正な行政事務を円滑に運営するための顧問弁護士設置 ・コンプライアンスを高めるための議員、市長等、職員の各倫理審査会等の運営 ・市が賠償責任等を負う事故について、補償を行う全国町村会総合賠償保険への加入 ・コピー用紙、封筒などの全庁的な消耗品の一括調達 ・庁舎案内、総合電話案内業務（フロアマネージャーを配置）常時3名×7.75時間	顧問弁護士設置 各倫理審査会運営 総合賠償保険加入 全庁的消耗品一括 フロアマネージャー配置	32,910	32,910	32,910	
516	一般管理事務費	安全安心課	自衛隊法に基づき募集事務地方公共団体委託費として交付され、自衛官の募集事務に必要な経費に充てることとされている。	自衛隊家族会に対する活動の補助 自衛隊小山地域事務所及び自衛隊家族会と連携し、自衛隊入隊及び防衛大学校入校についての広報活動を行う。	自衛隊募集に関する消耗品費の購入 啓発看板の作成 全国基地・防衛施設協議会、県防衛協会の負担金 自衛隊家族会活動補助金	97	97	97	
517	一般職給与費	総務人事課	特別職及び一般職の給与の支給について、適正な管理による支給事務を行う。 人事給与システムの活用による給与事務の適正化、効率化を図る。	給与計算・支払い 共済組合負担金・掛金の計算・支払い 人事院勧告等制度改正に伴う給与改正等対応	給与計算・支払い 共済組合負担金・掛金の計算・支払い	3,065,945	3,065,945	3,065,945	
518	嘱託臨時職員費	総務人事課	緊急的な業務量の増加や休職等不測の事態により職員が不足する部署において、市民サービスが低下しないよう臨時的職員（会計年度任用職員等）を効率的に採用する。 また、一事業所として、会計年度任用職員、再任用短時間職員等の社会保険料や雇用保険、労災保険料を一括管理する。	育児休業等の緊急的な会計年度任用職員8名分の報酬	会計年度任用職員等の任用及び社会保険料等の計上	126,931	126,931	138,001	
519	職員健康管理事業	総務人事課	地方公務員法、労働安全衛生法に基づく職員の健康管理のため、人間ドック、健康診断の受診の推進や健康相談、ストレスチェックの実施により、メンタルヘルスを含む疾病等の早期発見、早期治療が可能になり職員の健康保持増進に努める。	職員の健康管理のため、定期健康診断の実施、人間ドック、婦人科検診の推進を図る。 産業医、産業カウンセラーを設置し、健康相談を実施する。 労働安全衛生法の改正に伴う義務化に伴うストレスチェックを実施する。 （職員数50人以上規模の事業所）	定期健康診断 産業医健康相談 産業カウンセラー相談 ストレスチェック の実施	6,542	6,542	6,542	
520	職員作業服等貸与事業	総務人事課	労働安全衛生上の観点から現場作業に適した被服の貸与し、市民に対し職員であることを明確にする。 また、作業服を貸与することで、服を律し、機能性と安全性を考慮した働きやすい職場環境を形成する。	勤務場所・勤務形態等によって必要とされる部署職員への作業服について、計画的に貸与する。【原則5年（事業系職員3年）に1回】	作業服の貸与	1,209	1,209	1,209	
521	市長交際費	総合政策課	市政に関係する市民・団体・企業等との良好な関係を構築・維持し、市政の円滑な運営を行い市の政策実現を図ることを目的とする。	・市長自らが市の代表として、会議、式典、大会、懇談会、慶弔等に出席する際の経費について、交際費の支出基準に基づき適切な支出管理を行う。 ・新春賀詞交歓会を開催する。	通年実施 1月賀詞交歓会	1,972	1,972	1,972	
522	職員研修事業	総務人事課	職員個々の職務遂行能力を高め、高度で多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、階層別研修や専門研修を実施する。	職員の職務能力と資質の向上を目指し、地方公務員としての意識の確立を図る。	・小山地区職員研修協議会研修の実施 ・栃木県市町村振興協会研修の実施 ・全国市町村アカデミー研修の実施 ・とちぎ建設技術センター研修の実施 ・独自研修の実施	4,192	4,192	4,192	
523	仁良川簡易郵便局事務事業	総務人事課	簡易郵便局の設置により、仁良川地区及び隣接地区住民等の郵便・貯金業務サービスの利便化を図ることを目的とする。 また、例年の実績から、事務取扱手数料等の歳入が約450万円見込まれ、市の歳入にも貢献している。	郵便及び郵便貯金業務を交代制による常時2名体制で行っている（再任用職員1名、臨時職員2名）。 歳入は、臨時職員賃金、郵便切手類の購入及び事務費であり、事務取扱手数料等の歳入により賄われている。	簡易郵便局の運営	3,868	3,868	3,868	
524	人事評価支援業務	総務人事課	人材育成に重点を置いた人事評価が円滑に進むようにシステムの運用を行う。	人事評価の効率よい作業を行うため、人事評価システムの借上げ、運用する。また、評価基準の平準化を図るため、ヘルプデスクを開設する。	人事評価システムの借上げ ヘルプデスク業務の委託	1,736	1,241	1,241	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	計画額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
525	文書管理事務費	総務人事課	全庁的な文書(ファイリング)及び例規等の適正な管理を行う。H24から、郵送物の配送をシルバー委託から郵便配送に変更しコスト低減を図った。市の郵便物を一括で差出すことで、各種割引制度が適用される。新規事業や大口の郵送料を各課で計上させコスト意識を高めることで、市役所全体の郵送料の削減を図る。	・文書発送に伴う郵送事務 ・機密文書処理 ・例規制定改廃に伴うデータ作成、管理 ・ファイリング、法令、例規等検索システムの管理	・適正文書管理の実施 ・例規維持管理 ・郵便等発送	44,354	44,354	44,354
526	財政管理事務費	財政課	市財政の健全化を図る	財政管理のための事務費 ・予算編成・地方交付税算定・決算統計・健全化判断比率算定・財務4表作成 ・地方債事務	・財政管理事務費	651	651	651
527	会計管理事務費	会計課	会計業務の円滑な事務遂行を実施する。	各会計の歳入・歳出を適正に管理するため、収納金の適切な処理、調定決議書及び支出命令書等の迅速で的確な審査、支払処理及び出納記録管理、決算調整等を実施する。	収入・支出処理は日常の業務で実施。決算書の調製。	2,513	2,589	3,390
528	庁舎管理事業	総務人事課	庁舎の機能を最良の状態に常に維持するために、庁舎各設備の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。	電気設備、給排水設備、空調設備、建築設備等の安全かつ効率的な運転と保守点検を行う。	庁舎の適正な維持管理	86,016	86,016	86,016
529	公用車管理事業	総務人事課	一括管理している公用車の適正な運行管理と市有バス運行管理業務委託を民間委託する。令和2年度末見込み台数84台(電気自動車2台購入)	・公用車の一括管理業務に伴う車検・修理等の維持管理を行う。《管理台数84台、うち車検55台》 ・市有バス2台の運行管理業務委託《バス委託料は255台見込み》※教育委員会関係で約7割使用 ・私有車の公務使用を促進する。(下野市職員私有車公務使用規程を一部改正) ・講師派遣による安全運転講習会を開催する。 ・運行管理として、システムでの申請と利用後の運行日誌への実績記入を義務付けている。	更新計画に基づいた公用車の維持管理	27,557	27,557	27,557
530	公用車購入事業	総務人事課	一括管理している公用車について、老朽化を考慮しながら公用車を計画的に更新し、管理台数を最小限にする。	各車両の使用実態に合わせ、下野市公用車更新計画に基づき軽自動車を購入する。大規模災害を想定し、電気自動車や4輪駆動車の導入を実施する	事業費 軽自動車 1,500千円×6台	6,351	6,351	6,351
531	土地管理事業	総務人事課	公有財産の有効活用及び維持管理を実施し、低未利用地は公売し、財源確保に努める。	普通財産の適正な維持管理を行い、低未利用地は公売する。	普通財産の適正な維持管理及び売却	9,639	9,639	9,639
532	契約関係事業	契約検査課	適正な入札・契約事務を実施するために、工事請負、業務委託、物品の購入等の入札・契約の事務を一元的に行う。	・工事請負、業務委託、物品の購入等の入札・契約の事務を一元的に行い、適正な入札制度を運用する。 ・電子通信方式による入札の執行により、発注者及び受注者双方の事務負担を軽減するとともに入札の透明性を確保する。 ・学識経験者により構成された入札適正化委員会において、建設工事の入札契約状況の適正性を審査する。	・入札適正化委員会の開催 2回/年 ・指名選考委員会の開催 15回/年 ・入札の執行(電子入札含む) ・入札参加申請受付	5,883	6,364	5,883
533	企画総務費	総合政策課	企画事務事業全般及び委員会等の円滑な運営を行うとともに、市単独での実施より効果的な活動が見込める広域協議会等において事業推進を図る。	企画全般において、全庁における要望活動や各種調査のとりまとめの他、情報提供等を実施する。広域協議会等(栃木県央都市圏首長懇談会・小山地区定住自立圏等)については、関係する事業推進にあたり積極的に活用する。また、地方創生の推進等を図るため、まちづくりにおいては、宇都宮大学や金融機関等、地域との連携を図り、効果的な取組を実施する。	●広域協議会等参加●会議等開催:行政改革推進委員会5回	136	139	139
534	総合計画推進事業	総合政策課	総合的かつ計画的に市政を運営するため、市の最上位計画である総合計画について適切な進行管理を実施し、効率的かつ効果的な行政運営を推進する。なお、総合計画に示した施策を推進するための具体的な方策として、2年間に取り組む主要な事業について、総合計画実施計画を毎年ローリング方式により策定し公表する。	行政評価では、市で実施するすべての事務事業について内部評価を実施し、今後の事業の方向性を示すとともに事業の改善等に務める。また、庁内で構成する行政評価委員会では、新規事業や一般財源からの支出額が大きい事業等に焦点を絞り、全庁的な協議・評価を実施する。行政評価市民評価では、外部委員で組織する行政改革推進委員会において、その内部評価の妥当性について検証する。	●第二次総合計画後期基本計画の推進 ●行政改革推進委員会(市民評価)4回	292	268	268
535	行政改革推進事業	総合政策課	柔軟で効率的な行政運営の確立に向けて行政の改革を全庁的に推進するため、下野市行政改革大綱・実施計画を策定し、その具体的な取組を示した下野市行政改革大綱実施計画についての進捗管理を実施する(実施期間:5か年)。 ●第四次行政改革大綱・実施計画(令和2～6年度)	下野市行政改革大綱に関し、下野市行政改革推進本部及び幹事会において、全庁的な審議等を実施し決定する。その内容について、外部委員による行政改革推進委員会において、市民目線による意見・提言等をいただき、簡素で効率的な行政運営の確立に向けて行政の改革を全庁的に推進する。また、権限移譲や指定管理者制度導入の推進、市職員提案による市の施策等の改善を実施するとともに、庁内審議会等に多くの市民の意見を反映させるため、年間の公募予定を公表する。	●第四次行政改革大綱実施計画の進捗管理	73	67	67
536	総合戦略推進事業	総合政策課	総合戦略の進行管理を行い、設定した基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度を検証するため、下野市地方創生推進本部・下野市総合計画審議会において、分析・検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略の見直しを図る。なお、令和元年度に第2期総合戦略の策定を行った。	少子高齢化や人口減少・地域経済縮小の克服等、地方創生を推進するため、下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、5か年の計画期間における目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示し、総合的かつ計画的に実施するとともに、その進捗管理を行う。	総合計画審議会(年2回)、地方創生推進本部(年3回)の開催。	249	230	230
537	固定資産評価審査委員会費	行政委員会事務局	固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関する不服審査の申し立てについて、固定資産評価審査委員会を開催し、審査及び決定の事務を行う。	固定資産評価審査委員会の運営に関すること 3名の委員で構成される固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査の申出を受けた場合、直ちに必要と認められる調査、その他審査を行い、その審査結果を審査申出者及び市長に報告する。また、研修会等に参加し知識を高める。	委員会開催、研修会参加	268	268	268
538	公平委員会費	行政委員会事務局	人事行政の公正を期し、職員が安心して職務に専念できる環境の確保に努める。また、的確な公平審査の実施をめざす。	職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し裁決する。職員団体の登録、職員の苦情処理、ならびにこれについての必要な措置を講ずるために設置された公平委員会の運営と公平委員会委員(3名)及び事務局職員の各種研修会への参加等を行っている。	市公平委員会実施、全国公平委員会連合会本部研究会出席、県公平委員会連合会総会・研修会出席	531	531	531
539	行政不服審査会費	行政委員会事務局	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、市民が審査請求をした際に、審理員意見書を基に審査庁が諮問した案件について、第三者として行政不服審査会を開催し、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックすることにより、一定の公平性を確保する。	行政不服審査会の運営に関すること。 行政不服審査会の委員の委嘱、事務連絡。審査庁の諮問に応じて、行政不服審査会の開催、審議、答申。	不服申立てに係る事件ごとに審査会を開催	241	241	241
540	情報ネットワーク管理事業	総合政策課	・地域イントラネットの適切な維持管理により同ネットワークの有効活用を図る。 ・効率的で高度な行政運営を行うために、情報システムの維持管理を行う。	地域イントラネットの適切な維持管理により同ネットワークの有効活用を図る。効率的で高度な行政運営を行うために、市民向けアプリケーションや職員用システム等の情報システムの維持管理、及びパソコン等のOA機器の維持管理を行う。	情報ネットワーク、システム、パソコン等の維持管理を行う。リース期間満了のシステムの更新。	134,492	147,239	147,211
541	基幹システム管理事業	総合政策課	住民記録、税、福祉等の市民サービスを効率的に提供し、市民サービスの向上に資する。	住民基本台帳や課税、福祉行政などの市の基幹となる業務に関する基幹系システムのハードウェア及びソフトウェアの整備、維持管理を行う。	基幹系システムの維持管理を行う。リース期間満了のシステム及び端末の更新	81,928	80,937	80,937
542	情報通信機器管理事業	総務人事課	電話及び電話交換機の維持管理並びに複合機及び印刷機の維持管理を行う。	・電話料金等通信料の支払 ・電話機、電話交換機の維持管理 ・複合機、印刷機の維持管理	電話及び電話交換機の維持管理並びに複合機及び印刷機の維持管理の実施	31,938	31,938	31,938

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画		事業費		
	事業名称	課名			令和4年度	予算額			
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
543	社会保障・税番号制度システム管理事業	総合政策課	番号制度における国及び地方公共団体等との情報連携を正確かつ円滑に行う。	番号制度における情報の照会や提供は、国が設置する情報提供ネットワークを使用しており、地方公共団体は情報連携にかかる特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任している。	特定個人情報提供に関する電子計算機設置等関連事務委任に係る交付金の地方公共団体情報システム機構への支払等	4,163	3,099	3,099	
544	税務総務事務費	税務課	歳入の根幹をなす市税の課税に関する基礎資料の収集・整備を図り、公平で適正な課税及び円滑な事務遂行を推進し、自主財源の安定確保に努める。	①会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当 ②税制改正に対応した市税条例等の改正 ③適正な賦課、評価、滞納整理等に対応するための各種研修等への参加 ④関係団体への負担金の納付、補助金の交付 ⑤申告事務及び給与等の賦課資料の収集及び整理 ⑥コンビニ交付の運用 ⑦過払納金の還付	歳入の根幹をなす市税等自主財源の安定確保を図るため、公平で適正な課税、円滑な事務を行う。	38,817	38,046	37,846	
545	賦課徴収事務費	税務課	歳入の根幹をなす市税の課税資料を収集して課税、徴収を行い、更に徴収率の向上により自主財源の安定確保に努める。 口座振替、コンビニ納付、PayPay納付、クレジットカード納付等を有効に活用し納税者の自主納付促進及び期限内納付率の向上を図る。	市税の課税及び徴収 ①会計年度任用職員(市税徴収員)報酬、費用弁償 ②課税、徴収に係る帳票印刷、システム委託費等 ③督促、催告、滞納処分等の実施 ④口座振替、コンビニ納付、PayPay納付、クレジットカード納付等運用費用等	歳入の根幹をなす市税等自主財源の安定確保を図るため、公平で適正な賦課徴収を行う。	68,858	69,545	68,840	
546	固定資産税評価替事業	税務課	令和6年度固定資産税評価替えに向け、適正な評価・課税を行うため、各種課税基礎資料の整備や評価見直しの検討を実施する。	・平成30年度、令和元年度、令和2年度に実施した事業を基に、価格形成要因を調査し、鑑定価格の検証を実施する。(土地評価支援業務) ・土地評価の基礎、根拠とするため、不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価を実施する。 ・現況把握による公平で適正な資産の評価、課税を行う資料とすることを目的に、航空写真撮影を実施する。	標準宅地鑑定業務 航空写真撮影業務 土地評価支援業務	4,477	34,134	16,677	
547	戸籍住民基本台帳費	市民課	戸籍事務の円滑な処理 住民基本台帳事務の円滑な処理 中長期在留者及び特別永住者の居住地届出事務の円滑な処理	戸籍法に基づく戸籍届書の審査、受理、記載処理等を行う。 住民基本台帳法に基づく住民票の記載、適正な管理を行う。 中長期在留者及び特別永住者関連事務を行う。 各種公簿等に基づく証明書等の交付を行う。	R4.4.1 人口60,080人 世帯数24,750世帯 ・戸籍住基関連処理 ・法改正に伴う住基、戸籍システム改修	13,614	21,888	17,453	
548	社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業	市民課	個人番号通知書・個人番号カード関連事務の円滑な処理	市民への個人番号カードの交付及び再交付、記載事項変更、申請サポート等を行う。 個人番号カードに付随する電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定等を行う。	・個人番号カードの交付、申請サポート ・公的個人認証(電子証明書)の交付、更新事務	42,369	6,445	6,445	
549	旅券事務費	市民課	海外への渡航に必要な公文書である旅券(パスポート)発行の事務処理	旅券法に基づく旅券交付申請の受付、旅券交付事務を行う。 旅券交付時に必要な収入印紙、県収入証紙の販売を行う。	・受理 1,900件 ・交付 1,900件 ・延長窓口においても実施	28	28	28	
550	選挙管理委員会費	行政委員会事務局	選挙が公明かつ適正に行われることを確保するため、公職選挙法及び関係法令の定めるところにより、4名の委員で構成される選挙管理委員会が行う選挙に関する事務や、関連事務を管理する。	選挙管理委員会の運営に関すること 選挙人名簿の調製 年4回の委員会開催(定時登録6月、9月、12月、3月) 随時開催(選挙執行時) 各種研修会等への参加	委員会開催、研究会、研修会出席	741	741	741	
551	選挙啓発費	行政委員会事務局	選挙が公明かつ適正に行われるように、有権者の意識向上に努めるとともに、投票の棄権防止ときれいな選挙の実現を目指す。 下野市明るい選挙推進協議会の協力の下、市民に政治参加を直接呼びかけて選挙の重要性の理解を得て投票率の向上を目指す。	明るい選挙運動の推進 明るい選挙啓発ポスターコンクール 市内小中学校等への選挙用資材の貸し出し(生徒会選挙実施等) 明るい選挙推進協議会の活動推進 若者を対象とした啓蒙啓発活動 研修会等への参加	明るい選挙啓発ポスターコンクール、学校への選挙用資材の貸し出し、若者を対象とした啓蒙啓発活動、研修会等への参加	182	182	182	
552	参議院議員選挙費	行政委員会事務局	参議院議員通常選挙の適正な執行と管理を行う。	令和4年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等の事務を行う。	選挙管理委員会開催、選挙人名簿調製、投票所の設置、投票事務	0	27,294	0	
553	統計調査総務事務費	総合政策課	統計調査事務を効率的に執行する。	各種統計調査事務を効率的に執行する。	統計調査員の確保対策の実施	39	39	39	
554	学校基本調査費	総合政策課	学校に関する基本的事項である学校数、学級数、在学者数、教職員数などの状況、卒業者の進路などを調査し、教育行政上の基礎資料を得る。	学校に関する基本的事項である学校数、学級数、在学者数、教職員数などの状況、卒業者の進路などを調査し、教育行政上の基礎資料を得る。	調査実施	27	27	27	
555	経済センサス費	総合政策課	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としている。	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とし、調査を実施する。	経済センサス-基礎調査(乙調査)の実施	3,316	0	0	
556	工業統計調査費	総合政策課	「製造業」に属する事業所を対象として、事業所・従業者数・製造出荷額などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的に実施している。	「製造業」に属する事業所を対象として、事業所・従業者数・製造出荷額などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的に実施する。	調査員任命 調査の実施	30	0	0	
557	監査委員費	行政委員会事務局	行財政の公正で効率的な運営を確保するため、財務や事業の管理について法令や予算に基づいて適正に行われているか監査を行う。	例月出納検査、定期監査、決算審査、財政援助団体監査等を実施する。また、監査委員の職務を補助し、監査委員が実施する監査等において、事前に関係帳簿・書類・資料等の提供を行い、効率的な業務の推進を図る。	例月出納検査、定期監査、財政援助団体監査、決算審査の実施 関東都市監査委員会総会、県都市監査委員会総会・定例会出席	1,234	1,234	1,234	
558	水道事業会計負担金	総合政策課	地方分権改革の推進において、栃木県権限移譲基本方針に基づき、市の実情に応じた権限移譲を実施することで、住民等へのサービスや利便性の向上を図る。	栃木県と連携し、各課への情報提供や権限移譲希望事務のとりまとめを行い、権限移譲を推進する。 なお、権限移譲の事務に係る栃木県市町村総合交付金のうち、水道課所管の栃木県小規模水道条例の移譲対象事務に係る交付金分については、実績により水道事業会計へ充当(負担金として支出)する。	●権限移譲の推進 ●県交付金の関係課への分配(水道課分:水道事業会計に年度末に負担金を支出)	30	30	30	
559	道の駅しもつけ基金費	商工観光課	道の駅しもつけの施設老朽化に伴う大規模修繕に備え基金積立を行い、修繕時の負担軽減を図る。	道の駅しもつけの施設使用料から指定管理料に充当した余剰分を積み立て、施設老朽化に伴う大規模修繕に備える。	基金積立	22,327	22,327	22,327	
560	グリーン保存育成基金費	商工観光課	市の平地林、緑地公園等の清掃、保全、整備及び管理のため、グリーン保存育成基金を設置し管理する。	市の平地林、緑地公園等の清掃、保全、整備及び管理のため、グリーン保存育成基金を設置し管理する。	基金積立	1	1	0	

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費		
	事業名称	課名				令和4年度	予算額	
	計画事業名称						令和3年度	令和4年度
561	市議会議員選挙	行政委員会事務局	下野市議会議員選挙の適正な執行と管理を行う。	令和4年4月30日任期満了に伴う下野市議会議員選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、立候補予定者説明会、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票、当選者の決定、当選証書の付与等の事務を行う。	選挙管理委員会開催、選挙人名簿調製、投票所設置、投票事務	0	49,682	0
562	検査調整事業	契約検査課	契約の適正な履行を確保するため、工事の検査を行う。また、建設工事分野に脆弱な所管課の建設工事等に係る一連の業務について、効率的かつ効果的な事業の執行を図るための支援を行う。	工事検査評定の質の向上と標準化が必要であり、検査員の専門的スキルの向上を図るため、検査員研修を実施する。また、建設工事分野に脆弱な所管課の建設工事等への支援については、専門的な視点により検証と支援を行う業務サポートを実施する。 建設業者の技術向上及び適正な施行の確保を目的として優良建設工事表彰を実施する。	・工事検査 130件 ・業務サポート 12事業 ・優良工事表彰 10工事情度	984	237	897
563	住宅・土地統計調査費	総合政策課	住宅や住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を目的としている。	令和4年度は、調査区域を明確にし、また区域内の住戸を把握するため調査単位区の設定を実施する。 令和5年度は、10月1日現在で調査を実施する。 前回(H30)は、総務大臣が定めた方法により123調査区から2,091住戸を抽出して調査を実施した。	指導員・調査員任命 調査区単位設定	0	419	3,599
564	就業構造基本調査費	総合政策課	国民の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に実施している。	令和4年10月1日実施予定(5年周期) 総務大臣から指定された調査区から、総務大臣により定められた方法により市長が調査する住戸を選定する。 選定された住戸に居住する15歳以上の世帯員が対象 前回(H29)は、18調査区、616住戸の調査を実施した。	調査員・指導員の任命 調査の実施	0	961	0
565	市長選挙	行政委員会事務局	下野市長選挙の適正な執行と管理を行う。	令和4年8月5日任期満了に伴う下野市長選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、立候補予定者説明会、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票、当選者の決定、当選証書の付与等の事務を行う。	選挙管理委員会開催、選挙人名簿調製、投票所設置、投票事務の執行	0	28,776	0
566	公共施設マネジメント推進事業	総合政策課	公共施設等の最適な配置を実現し、財政負担の軽減・標準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルの確立による計画等の不断の見直しを行う。	公共施設マネジメントシステムの運用により施設データの一元管理を行うとともに、下野市公共施設マネジメント推進委員会において計画の進行管理を行う。	システム運用保守、劣化状況調査実地研修会の開催、計画の進捗管理	1,511	1,291	1,291
567	県議員選挙	行政委員会事務局	栃木県議会議員選挙の適正な執行と管理を行う。	令和5年4月29日任期満了に伴う栃木県議会議員選挙の執行事務。 選挙事務関係者の委任・選任、ポスター掲示場の設置、選挙人名簿の登録・作成、期日前投票、不在者投票、当日投票、開票等に事務を行う。		0	0	19,997
568	石橋複合施設整備事業	生涯学習文化課	老朽化した石橋公民館や石橋児童館をマネジメントの観点から統合し、新たな複合施設を建築するとともに、まちの交流やにぎわいを創出するため、余剰地において民間活力を導入した相乗効果の高い施設を整備し、病院跡地の一体的な利活用を図るものである。	DB方式+余剰民間活力導入型による整備方針とする。 令和元年度:設計・建設・余剰地活用企業誘致を一体的に行う事業者を募集するためのプロポーザルの要項や要求水準書(仕様書)案を策定する。 令和2年度:学識経験者を含む選定委員会によりプロポーザル方式で事業者選定、設計着手 令和3年度:建設 令和4年度:現場見学会・オープン	現場見学会 オープンに向けた準備 オープン・施設運営	514,357	514,357	0
569	公共施設等公民連携推進事業	総合政策課	地域の賑わい創出に向けた公民連携によるまちづくりを推進する地域人材を育成・確保するため、若者・子育て世代の地域に対する愛着の醸成や居心地の良さの向上を図る「サードプレイス」づくりに取り組む。 ■都市構造再編集支援事業(国費1/2)(石橋エリア)	街全体をキャンパスに見立て、街の良さを取り入れながら、先生、生徒といった役割に固定しないオープンな交流・学び合いの場を提供することにより、様々な人の交流を促進し、市街地の賑わいを演出する。 ○シモツケ大学 ワークショップや社会実験の実施等を通して、「ふるさと」を支援する地域づくり団体の設立を目指す。(対象エリア:石橋エリア、小金井エリア)	ワークショップ、社会実験、情報発信	7,054	7,550	10,550
570	営繕積算システム導入事業	契約検査課	工事の適正な施工を確保するため、営繕工事の積算システムを導入する。	営繕工事の施工にあたり数量計算書と図面から工事の積算を行う。発注者のみならず受注者の事務負担を軽減できる。 営繕積算システムRIBC2 1組	営繕工事発注件数 入札案件約30件 随意契約等100件	329	329	329
571	議会ペーパーレスシステム事業	議事課	タブレット端末導入により、議会内の情報伝達・情報共有の迅速化を図るとともに、ペーパーレス化を推進し、資料印刷、郵送料等に要する時間と経費削減を図る。また、災害発生時の対応ツールとして活用する。	タブレット端末の導入・活用によりペーパーレス化を図り、議会ICT化への移行を推進する。	タブレット端末の活用	2,402	2,402	2,402
572	議長車購入事業	議事課	議長車を更新し、安全な走行を確保する。	議長車が老朽化したため、新車(ハイブリット車)を購入する。	議長車1台を購入	0	0	0
573	学校跡地活用推進事業	総合政策課	南河内小中学校の閉校に伴い令和3年度末で閉校となる薬師寺小学校・吉田東小学校・吉田西小学校跡地について、地域課題を解決するための有効活用策を推進する。	「学校跡地活用検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、全庁的に組織した公共施設マネジメント推進委員会及びワーキンググループにおいて、活用方針を検討するとともに、地域を巻き込んだ検討を進め、具体的な活用策の実現を図る。	○地域との協議 ○活用計画策定又は民間事業者募集要項作成	0	8,000	4,000
574	しもつけ・未来・プロモーション事業	総合政策課	知ってもらい、来てもらう、住んでもらう、といった段階的な取組の方向性の中で、まずは「知ってもらい」ためのシティプロモーションを展開する。YouTube動画やご当地アニメーションなどの様々な媒体を活用し、市の存在・魅力を市内外に発信することにより、本市の知名度を高め東京圏からの新たな人の流れを生み出す。 また、交流人口・定住人口から関係人口創出・拡大のために東京都内でのイベントや関係人口創出ツアー等を開催するとともに、中間支援組織の設立を目指す。	・関係人口創出のためにコーディネーター養成講座や都内でのイベント実施などを実施し、中間支援組織の立ち上げに取り組む。 ・シティプロモーション専用サイト「ブチハビしもつけ」の充実を図る。また、各種イベント等のバーチャルツアー(動画)を配信し、自宅からでも本市を感じてもらう。 ・東京圏における移住促進セミナー等を実施し移住定住促進につなげていく。 ・シティプロモーションに特化したパンフレットを作成する。	市のPR全般。アニメを活用したファンクラブの自主運営への移行。 関係人口の創出・拡大。中間支援組織の支援。	22,489	18,046	15,471
575	地域おこし協力隊事業	総合政策課	都市地域から条件不利地域に住民票を移動し、生活拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発、販売やPR等の地域おこし支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住を図るもの。	東京圏において地域おこし協力隊を募集し、意欲ある適切な人材を本市の地域活性化のために従事してもらうとともに、その定住を図る。 なお、経費は特別交付税の対象となるが、任期満了後も定住し、地域のための活動が期待できる人材の発掘、採用を求めていく。	定着支援	21,309	16,533	19,968
576	移住支援事業	総合政策課	国では東京圏からの移住促進及び地方の担い手不足に対応するため、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、①移住支援事業②マッチング支援事業③起業支援事業④女性・高齢者等新規就業支援事業を実施していることとしている。本市においては、①移住支援事業を実施し東京圏からの移住促進を支援するものである。	【地方創生推進交付金を活用】 主に東京23区に5年以上在住した者が本市に転入し、県が採用支援の対象とする中小企業等がマッチングサイトに掲載した支援金対象求人に応募し、採用され3カ月以上勤務した場合に一世帯当たり100万円(単身者の場合は60万円)を支給する。なお、本事業は県および県内全市町で実施する事業である。なお、令和3年度から移住元での仕事をテレワークで継続しつつ、移住した場合も対象に加えた。また、市独自の事業として上記テレワーク移住者のうち、賃貸物件の賃借料の補助を実施することとした。	2人	2,000	3,200	3,200
577	議会広報事業	議事課	下野市議会基本条例の基本理念である市民にわかりやすい議会を目指して、議会広報紙「議会だより」を発行し、議会の活動内容等を市民に周知する。	「しもつけ市議会だより」(年4回)発行にかかる印刷製本費。	議会だより 17,300部×4回	1,939	1,939	1,939
578	広報広聴業務事務費	総合政策課	・市民の率直な意見・要望・提言を今後のまちづくりに反映させることを目的として、市政懇談会を開催する ・様々な手段を活用した情報提供の充実を図る。	市民の率直な意見・要望・提言を今後のまちづくりに反映させることを目的として、市政懇談会を開催する。 また、様々な手段を活用した情報提供の充実を図る。	・タウントーク開催 ・データ放送 ・ホームページ管理 ・広報紙 ・行政カレンダー ・コミュニティFM	54,628	54,628	54,628

	基本情報		事業目的	事業概要	事業計画	事業費			
	事業名称	課名			令和4年度	予算額		計画額	
	計画事業名称					令和3年度	令和4年度	令和5年度	
579	地域連携事業	総合政策課	人口ビジョンで掲げた将来展望及び総合戦略の目標値等の実現を目指し、本市における地方創生・地域活性化の取組として、市独自の新たな事業、県や他市町と連携した新たな事業に取り組む。	○下野市・上三川町・壬生町連携会議では、経済・文化及び医療など多くの面で密接に関係する1市2町が、地域振興や定住促進を図るため共通する行政課題等について、一体となって取り組む。 ○小山地区定住自立圏において圏域の良さを紹介するPRパンフレットを作成・配布する。小山地区定住自立圏内において関係人口創出ツアー等を開催し、圏域全体のPR・移住促進に努める。	○下野・上三川・壬生連携会議事業検討○小山定住自立圏事業検討	109	109	109	